

令和3年第7回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
令和3年11月4日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
議会運営委員長報告について	9
会議録署名議員の指名について	9
議案の上程について	9
市長の提案理由の説明	9

令和3年第8回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	13
付議事件並びに結果	14
令和3年11月29日	
出席及び欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により出席した者	18
本議会に出席した事務局職員	18
議事日程	18
諸般の報告について	19
議会運営委員長報告について	21
会議録署名議員の指名について	22
議案の上程について	23
市長の提案理由の説明	23
請願の取り下げについて	26
令和3年12月1日	
出席及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により出席した者	30
本議会に出席した事務局職員	30
議事日程	30
議案質疑について（議案第65号～議案第66号）	31
（議案第67号～議案第73号）	32
（議案第74号～議案第76号）	34
令和3年12月6日	
出席及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により出席した者	38
本議会に出席した事務局職員	38
議事日程	38
一般質問について	39
高田千壽輝 議員	40
橋本 憲之 議員	50

佐々木創主 議員	60
新谷信次郎 議員	74
白谷 義隆 議員	89

令和3年12月7日

出席及び欠席議員	101
地方自治法第121条の規定により出席した者	102
本議会に出席した事務局職員	102
議事日程	102
一般質問について	103
樽見 哲也 議員	103
菊次 太丸 議員	106
矢ヶ部広巳 議員	121
今村 智子 議員	130
緒方 寿光 議員	140

令和3年12月15日

出席及び欠席議員	151
地方自治法第121条の規定により出席した者	152
本議会に出席した事務局職員	152
議事日程	152
議会運営委員長報告について	153
各委員長報告について	154
総務常任委員長報告について	154
建設経済常任委員長報告について	154
教育民生常任委員長報告について	156
議案の上程について	160
市長の提案理由の説明	161
議員提出議案の提案理由の説明	161

令和 3 年

第 7 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：令和 3 年 11 月 4 日

閉 会：令和 3 年 11 月 4 日

柳 川 市 議 会

第 7 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月4日	木	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第7回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 6 4 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	3.11.4	原案可決

柳川市議会第7回臨時会会議録

令和3年11月4日柳川市議会議場に第7回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	高田	啓介
市民	部長	椛島	謙治
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	松永	泰治
産業	経済部長兼大和庁舎長	松藤	満也
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松藤	敏彦
総務	課長	武田	真治
財	政	田中	勝裕
健康	づくり課長	田島	雅彦
福祉	課長	内田	猛
子育	て支援課長	竜	晴美
商工	・ブランド振興課長	古賀	和明

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第64号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第6号)について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令

和3年第7回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第7回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る10月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第64号の1件であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑、討論を行い、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番江口義明議員及び15番矢ヶ部広巳議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3 議案の上程について。

議案第64号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

おはようございます。今回御提案いたします議案第64号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166,384千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35,928,451千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

2款．総務費は10,619千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川庁舎のトイレ改修設計業務委託料などを計上しております。

3款．民生費は1,801千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者で親族などから支援を受けることが困難な人に生活支援品を届けるための経費などを計上しております。

4款．衛生費は15,063千円を増額補正しております。

内容としましては、里帰り出産できなくなった妊産婦を対象とした育児等支援サービス補助金、産後ケア事業で感染防止に必要な消耗品費などを計上しております。

そのほか、国庫補助を活用し、3回目のワクチン接種のためのシステム改修経費などを計上しております。

7款．商工費では105,200千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍で売上げが減少した中小法人、個人事業者を支援するため、国、県の支援金に上乘せしがんばる事業者継続支援金事業費、地域経済の回復につなげるため、がんばる商店街やなぼ活用事業費を計上しております。

9款．消防費では5,922千円を増額補正しております。

内容としましては、感染防護衣などの感染防止用品購入費、東部出張所空調改修工事費を計上しております。

10款．教育費では27,779千円を増額補正しております。

内容としましては、各学校が実施する感染症対策のための経費、児童・生徒の学習保障のための経費を計上したほか、市民文化会館等における感染防止のための備品、消耗品購入費などを計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

10款．地方交付税では70,157千円を増額補正しております。

14款．国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等96,227千円を増額補正しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため

暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第7回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 江口義明

柳川市議会議員 矢ヶ部広巳

令和 3 年

第 8 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：令和 3 年 11 月 29 日

閉 会：令和 3 年 12 月 15 日

柳 川 市 議 会

第 8 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月29日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
11月30日	火	考 案 日	
12月 1 日	水	本 会 議	議 案 質 疑
12月 2 日	木	考 案 日	
12月 3 日	金	考 案 日	
12月 4 日	土	休 会	
12月 5 日	日	休 会	
12月 6 日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月 7 日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月 8 日	水	休 会	
12月 9 日	木	委 員 会	
12月10日	金	委 員 会	
12月11日	土	休 会	
12月12日	日	休 会	
12月13日	月	事 務 整 理 日	
12月14日	火	事 務 整 理 日	
12月15日	水	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第8回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 65 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について	3.12.15	原案可決
議 案 第 66 号	令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）について	3.12.15	原案可決
議 案 第 67 号	柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 68 号	柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 69 号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3.12.1	原案可決
議 案 第 70 号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3.12.1	原案可決
議 案 第 71 号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 72 号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 73 号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 74 号	市道路線の認定及び変更認定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 75 号	柳川市観光案内所の指定管理者の指定について	3.12.15	原案可決
議 案 第 76 号	小字の廃止について	3.12.15	原案可決

議案 第77号	令和3年度柳川市一般会計補正予算(第8号)について	3.12.15	原案可決
議案 第78号	中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書について	3.12.15	原案可決

請願の取り下げ

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第9号	沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について	3.11.29	承 認

令和3年11月29日（月曜日）

柳川市議会第8回定例会会議録

令和3年11月29日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
敬	介				
会	計	管	理	者	高
田					
啓					
介					
市	民	部	長	椛	島
謙					
治					
保	健	福	祉	部	長
島					
添					
守					
男					
建	設	部	長	松	永
泰					
治					
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
松					
藤					
満					
也					
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
朋					
洋					
消	防	部	長	松	藤
敏					
彦					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(令和3年7月分、8月分)
- (2) 請願の処理の経過及び結果について
- (3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について

議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第74号 市道路線の認定及び変更認定について

議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

議案第76号 小字の廃止について

日程（４） 請願の取り下げについて

請願第9号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第8回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果について、市長より請願の処理の経過及び結果についてお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたしておきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、9月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

全国的には8月下旬にピークを迎えて以降、徐々に陽性者数が減少し、11月に入ると陽性者数が2桁台の日が確認されるなど、急激に減少しております。福岡県内でも陽性者数が連日1桁台と減少傾向が続いている状況です。

本市においても、10月11日に1人の感染が確認されて以降、本日まで陽性者ゼロが続いております。今後も陽性者ゼロの日が続きますよう、気を引き締めて感染防止対策に取り組ん

でまいります。

その感染防止対策の切り札の一つである新型コロナワクチンの接種については、柳川山門医師会の御協力により65歳以上の高齢者の接種率は約95%となっており、国、県の接種率を大きく上回っております。また、12歳以上の接種についても82%を超えている状況でございます。現在、国は2回目の接種を終えた方のうち、希望する方に8か月以上の間隔を空けて3回目の接種を行う方針を示しております。本市としても、医師会の皆様のさらなる御協力によりスムーズな接種ができるよう努めてまいります。

12月に入り寒さが厳しくなるにつれて、季節性インフルエンザの発生も心配されます。引き続き基本的な感染防止対策であるマスクの着用、手洗い、3密の回避を市民の皆様へ呼びかけ、感染拡大防止の行動への御協力をお願いしてまいります。

11月4日の臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策第12弾の補正予算の議決をいただきましたので、本市独自の緊急対策、感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

次に、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告をいたします。

10月5日には第141回福岡県市長会が開かれ、新型コロナウイルス感染防止の観点からウェブでの出席となりました。議案審議では「地方創生の推進」や「新型コロナウイルス感染症対策」など20議案全ての議案が承認、決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することとなりました。

10月12日には第129回九州市長会理事会が開催され、こちらもウェブでの出席となりました。九州各県市長会から提案された13議案が承認、決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することとなりました。

このほか、福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会、有明圏域定住自立圏推進協議会、健康づくり推進協議会などに出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、10月25日に有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会におきまして、国土交通省九州地方整備局並びに福岡県、福岡県議会議員に対し、来年度の事業予算の確保と事業の整備促進について要望をいたしました。

11月8日には、高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進について、地元の河川改修協議会役員と共に国土交通省九州地方整備局及び筑後川河川事務所に対し、事業の早期完成のための予算確保について要望行動を行ったところでございます。

11月9日には、筑後川下流土地改良事業推進協議会において、農林水産省九州農政局に対して、事業予算の確保及び関連施策の充実についての要望、提案を行いました。

11月16日には東京都で安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催をされまして、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択をされました。また同日、磯崎仁彦内閣官房副長官並びに中根一幸衆議院国土交通委員長、斎藤嘉隆参議院国土交通委員長、公明党山口那津男代表に対して、要望を行ってまいりました。翌日の17日には、国土交通省道路局の村山一弥局長をはじめ、道路局の幹部の皆さんと意見交換を行ってまいりました。

11月24日には、福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡県に対して、有明海水産振興に関する9項目について要望を行ったところです。

最後に、市政の近況について御報告いたします。

10月1日には柳川市コミュニティバス市街循環線の出発式を開催し、来賓として藤丸正勝議長にも御出席をいただき、御挨拶をいただきました。

10月14日には、新ごみ処理施設である「有明ひまわりセンター」の火入れ式に出席しました。

10月18日には、行政区長の皆様と市政の課題について意見交換を行うため、柳川市民文化会館「白秋ホール」にて行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では「柳川市の新型コロナウイルス対策について」「新型コロナウイルスワクチン接種について」「子育て支援について」「ごみ減量大作戦について」の4項目に関して報告をした後、この4項目に関する質問に対してお答えさせていただきました。貴重な御意見等をお伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

次に、詩聖・北原白秋先生の命日でもあります11月2日には白秋祭式典を開催いたしました。今年も全国27都府県から8,285篇の献詩の応募があり、最高位の文部科学大臣賞は福岡雙葉小学校の政野六花さんが受賞されました。

結びになりますが、明日、11月30日には今季最初の乾ノリ初入札会が開催されます。海況は非常に良好とのことですので、順調に生育した高品質のノリが出品されると期待をしているところでございます。

以上、簡単でございますけど、行政報告といたします。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第8回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る11月

25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期についてであります。本日、11月29日から12月15日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、30日は考案日、12月1日を議案質疑、2日、3日は考案日、4日、5日は休日で休会、6日、7日、8日を一般質問、9日、10日を委員会、11日、12日は休日で休会、13日、14日は事務整理日、15日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第65号から議案第76号までの12議案の一括上程であります。

日程4が請願の取り下げについてであります。

現在、教育民生常任委員会で継続審査中の請願第9号の取下げについてで、本日即決といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第65号及び議案第66号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第65号は総務常任委員会に審査を付託、議案第66号は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第67号から議案第73号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第67号及び議案第68号の2議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第69号及び議案第70号の2議案は即決、議案第71号は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第72号及び議案第73号の2議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第74号から議案第76号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、７番菊次太丸議員及び13番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第３ 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程３．議案の上程について。

議案第65号から議案第76号までの12議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程３、今回御提案いたします議案第65号、議案第66号の補正予算案２議案、議案第67号から議案第73号までの条例案７議案及び議案第74号から議案第76号のその他３議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第65号 令和３年度柳川市一般会計補正予算（第７号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546,371千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36,474,822千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、各款にわたります一般職の人員費につきましては474千円を減額しております。これはワクチン接種、災害に伴う時間外勤務手当等により増額になるものの、年度中退職、再任用職員の減等がそれらを上回り、総額として減額になるものです。

なお、人事異動に伴う各款間の人員費調整も併せて行っておりますことを申し添えます。

２款．総務費では28,525千円を減額補正しております。

内容としましては、マイナンバーカード交付率向上のため、会計年度任用職員の増員に係る経費を計上しておりますが、総務関係の人員費を減額していることで、２款全体では減額となっております。

３款．民生費は319,806千円を増額補正しております。

内容としましては、障がい児通所給付費などについて決算見込みによる不足額を計上したほか、介護給付費、子どものための教育・保育給付費などにおいて前年度事業費の精算に伴う国庫や県支出金の返還金などを計上しております。

４款．衛生費は60,109千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルスワクチンの３回目接種に係る事務委託料などを計上しております。

６款．農林水産業費は243,070千円を増額補正しております。

内容としましては、8月の豪雨で被災した農業者への補助金などを計上したほか、水路の補修、護岸工事等の水路整備事業費、排水機場の修繕経費、市内4か所に排水ポンプを設置するための経費などを計上しております。

10款・教育費では65,778千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染防止対策として小・中学校に配備する除菌装置の購入経費、緒方記念科学振興財団からの寄付金を活用した理科教育に使用する教材購入経費を計上したほか、蒲池小学校の生徒、職員の学校給食を三橋共同調理場で提供するに当たって必要となる備品等の購入経費などを計上しております。

12款・公債費では99,033千円を減額補正しております。

内容としましては、平成22年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債の利子減額、令和2年度借入地方債の借入額や利率の確定による利子減額などを計上するものです。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

10款・地方交付税では177,630千円を増額補正しております。

14款・国庫支出金では、自立支援給付費等69,643千円を増額補正しております。

15款・県支出金では、障がい児通所給付費等126,108千円を増額補正しております。

17款・寄付金では、緒方記念科学振興財団からの寄付金600千円を増額補正しております。

18款・繰入金では、財政調整基金34,606千円を増額補正しております。

20款・諸収入では2,184千円を増額補正しております。

21款・市債では、排水路整備事業費など135,600千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、水路保全事業費など5件につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では、柳川市観光案内所指定管理料など6件につきまして追加及び変更を行っております。

第4表 地方債補正では、排水路整備事業費など2件について変更を行っております。

次に、議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴い、人件費を増額する必要性が生じたため、必要な額を補正するものであります。

予算の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出の支出予定額に3,872千円を追加し、支出総額を823,696千円としようとするものです。

これに併せて、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めた職員給与費の総額を変更するものであります。

次に、議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和4年3月1日から新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」が本格稼働するのに合わせ、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、産後1年未満の産婦と乳児をサポートするため実施している産後ケア事業について、この事業の利用者負担金を市民税非課税世帯の者は無料としていることから、マイナンバーを利用し、課税確認を行う独自利用事務として規定するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第69号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、特定教育・保育施設等が記録、作成、保存等するものや、施設等と保護者との間の手続に関するもののうち書面で行うこととされているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するものであります。

次に、議案第70号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

改正の内容は、家庭的保育事業者等が記録、作成、保存等するもののうち書面で行うこととされているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨の規定を追加するものであります。

次に、議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金の支給額が見直されるため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第72号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本年度、長寿命化に向けた大規模改修を行っている市営筑紫団地について、改修後の募集で空き室を解消するため、入居区分を「母子世帯向け住宅」から「一般世帯向け住宅」へ変

更することとしております。これに伴い、市内の市営住宅から母子住宅がなくなるため、条例に規定している母子住宅の明渡し要件の条項を削除するものであります。

次に、議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和4年4月1日に予定している機構改革に伴い、関係条例を整備するものです。主な改正内容は、「水道課」及び「下水道課」を「上下水道課」に、「水道事業」及び「下水道事業」を「公営企業」に、「水道事業管理者」及び「下水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改正するものであります。

次に、議案第74号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、開発行為等に伴う2路線の新規認定及び既存の市道の付け替えに伴う1路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

柳川市観光案内所の管理運営につきましては、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、令和4年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の候補者を選定したところであります。

候補者の選定につきましては、これまで同様に、条例に規定する「公の施設の性格、規模、及び機能により公募に適さないとき。」を適用し、公募によらない選定方法としております。

候補者につきましては、これまでの市からの委託の実績や地域情報の収集、発信などに精通している理由などから、前回に引き続き一般社団法人柳川市観光協会を選定し、今回提案するものであります。

なお、指定の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第76号 小字の廃止について御説明申し上げます。

本案は、柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業の実施に伴い、区域において従来の字界が原形をとどめなくなったため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、12議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 請願の取り下げについて

議長（藤丸正勝君）

日程4．請願の取り下げについて。

令和3年6月定例会において教育民生常任委員会に付託し、継続審査中の請願第9号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について、請願者から取下げの申出があります。

お諮りいたします。本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本件については、柳川市議会会議規則第18条の規定により、請願の取下げを承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、請願第9号の取下げは承認することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散会

令和3年12月1日（水曜日）

柳川市議会第8回定例会会議録

令和3年12月1日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

2.欠席議員

14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
-----	------	-----	-------

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	高
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	島	添
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長		松	永
学	校	教	育	課	長
				松	藤
				袖	崎
				松	藤
				古	賀

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

5．議事日程

日程（1） 議案質疑について

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について

議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について

議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第72号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第74号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について
- 議案第76号 小字の廃止について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定どおり、議題外の発言や自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題について3回を超えることができないとされておりますので、留意ください。

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）

議案第65号、53ページ、補正予算のうち、10款・教育費、7項・学校給食費の中の17節・備品購入費がありますけれども、柳川共同調理場の備品購入費6,220千円、三橋共同調理場の備品購入費3,700千円の内訳について説明をお願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の質疑にお答えをさせていただきます。

柳川共同調理場の備品購入費の内訳につきましては、消毒保管庫、コンテナ、スライサー、ピーラー、台車、食缶となっております。

三橋共同調理場の備品購入費につきましては、食缶の購入費となっております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

これらの補正予算は、蒲池小学校、この単独調理場が来年度、民間委託のために、その蒲池小学校分を三橋共同調理場に移管し、そして、三橋共同調理場の三橋中学校分を柳川共同調理場に移管するというので、一番は蒲池小学校の単独調理場が民間委託のためにこういう経費がかかるという確認でよろしいでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

これらの予算につきましては、調理場業務の移管に伴いまして必要な備品を買うもの、また、経年劣化した備品等につきまして新たに購入したりするものでございます。

なお、蒲池小学校の調理業務については、民間委託ではなく、三橋共同調理場への移動という形になっております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

分かりました。どうもありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第65号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について、議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 柳川市営

住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思いを。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第74号 市道路線の認定及び変更認定について、議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について及び議案第76号 小字の廃止についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第74号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済常任

委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。
お諮りいたします。議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、建設
経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。
お諮りいたします。議案第76号 小字の廃止については、建設経済常任委員会に審査を付
託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。
以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時12分 散会

令和3年12月6日（月曜日）

柳川市議会第8回定例会会議録

令和3年12月6日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務部	長	平田	敬介
会計管理	者	高田	啓介
市民部	長	椛島	謙治
保健福祉部	長	島添	守男
建設部	長	松永	泰治
産業経済部長兼大和庁舎長		松藤	満也
教育部長兼三橋庁舎長		袖崎	朋洋
消	防	松	藤敏彦
人事秘書課	長	江口	英範
総務課	長	武田	真治
企画課	長	池末	勇人
財政課	長	田中	勝裕
学校教育課	長	古賀	洋
生活環境課	長	梅崎	秋敬
下水道課	長	亀崎	和博
商工・ブランド振興課	長	古賀	和明
廃棄物対策課	長	野口	貴光

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	13番 高田千壽輝	1. 大和地区の過疎地域指定について (1) 人口減少の原因 (2) 人口減少の対策は (3) 過疎債を利用しての事業は

順位	質問者	質問事項
2	2 番 橋本憲之	1. 子供たちの明るい未来のために (1) 新ごみ処理施設稼働開始その後は (2) 小中学校の制服標準化について (3) 過疎法適用その後は
3	10 番 佐々木 創主	1. 多様化する市民ニーズと行政の取り組み (1) 市民満足度 (2) 市職員の服務 (3) 行財政改革
4	5 番 新谷 信次郎	1. 柳川市立小中学校の学校給食について (1) 三橋学校給食共同調理場の施設設備について (2) 民間委託について 2. 下水道事業について (1) 下水道事業の現状と計画 (2) 合併浄化槽補助と受益者負担金について
5	17 番 白谷 義隆	1. 大和町区域における過疎対策について (1) 過疎法の目的 (2) 国・県の主な支援策 (3) 計画期間及び今年度並びに来年度の事業予定 2. 幹線クリークにおける釣り人対策について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いいたします。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。13番高田千壽輝です。通告に従って質問いたします。

今年も残り僅かとなりました。今年も昨年に引き続きコロナウイルス感染対策に追われた一年でした。各方面に影響を与え、経済が疲弊しており、元に戻るにはかなりの期間を要するのではないかと考えられます。体力のある事業者はぎりぎりの経営をされる中、中には廃業する事業者もいらっしゃるみたいです。国もいろんな支援策をされていますが、本当に困っている人に届いているのか、疑問を感じるのであります。

また、今度の18歳以下の給付金は疑問だらけであります。国会議員の皆様は国民の生活のレベルが分かっているのでしょうか。所得制限9,500千円はどこから出てきたのでしょうか。この所得制限にかかる人は国民の何割でしょうか。この議場に関しても、ほとんどの方がわかりません。また、世帯主の所得であって、世帯主1人が9,600千円であると支給されませんが、夫婦共働きで、ともに9,000千円ずつ所得があって18,000千円あると支給されます。私はこれを矛盾に感じるのであります。経済対策にならずに貯蓄されるような支援は要らないのでありますので、ぜひ見直しをお願いしたい。

では、質問に入ります。

初めに、6月議会で質問した市営住宅の滞納問題に取り組みいただいたこと、また、9月議会で採択された中島・長田地区の冠水問題に対処されたことに対してお礼申し上げます。特に、長年にわたり問題視された市営住宅の滞納に進展が見られたことは評価いたします。お笑い芸人の言葉を借りれば、やればできるということが実践されたのではないのでしょうか。

また、完全に解決したわけではありませんので、今後もしっかりと対策を引き続き取り組まれることをお願いいたします。

今回の質問は、大和町の過疎指定についての1点を質問いたします。

質問に関しては一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたしまして、これで壇上からの質問は終わります。

13番（高田千壽輝君）続

大和町が過疎指定されたことは、大和町で生まれ育った私にはかなりショックでありました。でも、よく考えると思い当たることもいろいろあります。まず、ここ10年で私が住んでいる中島小学校校区でも世帯数は200世帯ぐらい少なくなっております。また、節句の時期にはあちこちこいのぼりが立っていましたが、今では数本しか立たないような現状であります。

過疎の原因は、とにかく人口減少であります。人口減少の原因を把握しないと対策は取れません。市としては人口減少の原因はどのように考えているのか、お聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

高田議員の御質問のほうにお答えをしたいと思います。

本市の人口につきましては、昭和35年頃までは上昇傾向にありましたけれども、その時点をピークに現在まで減少傾向が続いております。

その内容を最近の10年間である平成23年から令和2年で分析をいたしますと、出生者数と死亡者数の差で表す自然動態と、転入者数と転出者数で比較いたします社会動態がございます。

まず、自然動態でいいますと、増減がありますけれども、10年間で平均すると年間約450人死亡者が多い自然減の状態が続いております。その要因と考えられるのは、高齢者の死亡数の増加と少子化や未婚化による出生数の減少が原因ではないかと考えられます。

また、社会動態につきましても、10年間で増減の差はありますけれども、平均すると年間280人転出者が多い社会減の状態でございます。これは進学や就職の際に若者が市外や県外へと流出をしているということが大きな原因ではないかというふうに考えられます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

若い人たちが県外へ流出しているという報告であります。

では、高校生や大学生の卒業後の転出はどうなっているか、お聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

お答えいたします。

高校や大学を卒業後の転出の状況ということですが、高校や大学を卒業する人がどれだけ転出したかというデータはありませんので、それぞれの学校を卒業する年と思われる18歳と22歳の転出者数でお答えをしたいと思います。

直近の令和2年度でいいますと、18歳の転出者は市全体で1年間に69人、市内の18歳の583人の11.8%となっております。また、22歳の転出者は市全体で1年間に104人、市内の22歳全員の17.6%ということになります。

ちなみに、大和町で申しますと、18歳の転出者が6人の5%、22歳の転出者は15人の15.2%ということになります。

転出率だけを見ますとそんなに多くないようにも思いますけれども、年代に関係なく、市民全体の転出率が約3%ほどでございますので、それから見ると多いのではないかというふうに思われます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

やっぱり若い世代たちが出ていくというのがここ数年顕著であります。やっぱり若い人たちの人口減少を引き止めて、柳川にずっと住んでいただくために、いろんな施策が必要だと思いますけど、何かその辺に対して施策はありますか。

企画課長（池末勇人君）

若い世代への施策ということで御質問ですけれども、お答えをしたいと思います。

まず、働く場所の確保に向けての対策でございますけれども、本市の主産業であります農漁業が持続的に発展できるかということだというふうに考えております。そこで、農業の各種補助事業や給付金、ノリ加工施設の協業化などで後継者の育成を図っております。あわせて、新規に就農する方に対しても、経済的、技術的な支援も行ってまいります。

次の対策といたしまして、市内の若者が市内で仕事に就くことだというふうに考えております。これにつきまして、市内の学生の就職の手助けとして、オープンファクトリーの開催や、ハローワーク大牟田と連携して柳川ふるさとハローワークの開設、各種セミナー、個別相談などを行っております。

また、市内には福岡都市圏のように多くの会社や企業があるわけではありませんので、企業誘致は必要となってきます。そのため、企業用地といたしまして活用可能な土地情報をホームページに掲載することで、まずは企業が立地しやすい条件の整備を図っております。

また、市内19小学校区全てに学童保育所を設置したり、子供の一時的な預かりや保育所の送迎をサポートするファミリーサポート事業の実施、乳幼児と保護者の交流や子育てについての相談、助言を行う地域子育て支援拠点施設を市内に4か所設置するなど、子育てしやすい環境を整備しております。

さらに、出会いの場の提供も若い世代への支援策として引き続き行っております。特に、昨年からは市内の事業所で働く人を対象とした婚活イベントも開催し、市内で働く者同士がカップルになることで、結婚後も市内に住み続けていただけるように取り組んでおります。

また、結婚後も住宅取得に対する補助といたしまして、U-45マイホーム取得支援事業として、「やなぼ」のポイントで50千円分の給付や、国の事業と連携して新婚世帯にはマイホーム取得支援事業として300千円の給付、子育て世代への市有地売却時の優遇措置などを行い、若い方に住み続けていただけるような制度を行っているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今お答えをいただきましたけど、内容的にほとんど近隣市町が全部やっていることなんですよね。柳川として特徴ある施策は見られません。よく市長も子育てするなら柳川たいと言われますけど、やっぱり本当に特色がないと皆さん柳川に来てくれないですよ。同じようなことを近隣市町はほとんどやっているでしょう。何か変わった柳川独自の施策はありますか、お聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

柳川独自の事業はということですが、今述べましたものにつきましては、高田議員がおっしゃるように、近隣でも行われている事業もございます。特に柳川だけがというような事業は、今のところ強くアピールできるものはなく、近隣と同じようなことをやっている

というような状況でございます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

よそから若い人たちが移住してもらったたら、何かやっぱり特徴ある施策を考えないと来てくれませんよ。私はそう思います。だから、早急によそから、ああ、柳川に行きたいというような施策を考えないと人口が増えることはないと思いますので、その辺を再度そういうお考えがあるかどうか、新規の事業を考えてあるかどうかをお答えください。

市長（金子健次君）

高田議員の質問にお答えをいたします。

確かに働く場所が少ないということは承知をいたしております。私も12年間、市長を務めてきましたけど、なかなか企業誘致は大変な状態でございます。そういう中において、その問題については、大和地域だけに限られたものではなくて、市内全体に対する課題でもあります。

その中で、逆に近隣市町に勤めながら、例えば、福岡市や久留米市、大牟田市に勤めながらも、居住地として柳川市を選択し、住み続けてもらえるような住環境、定住しやすいような環境、子育て環境を充実させることが重要だというふうに私は考えております。そういう意味からも、来年4月にオープンいたしますけど、子育て支援拠点施設つどいの広場の建設をやっておりますし、そのほかのいろんな形については、子育てしやすいような形の施策をこれからも重点的に施していきたいというふうに考えております。

平成30年度に人口ビジョンを策定する際、高校生へのアンケート調査を行いました。その中で、柳川市の好きなところを聞いたところ、住みやすさや、のんびりしている、自然が豊かといったことが好きだと答えて来ています。このように潜在的に柳川市に愛着を持って来ていますので、就職先が市外になったとしても、生活するのは、住むのは柳川市がいいと言ってもらえるような住環境整備に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

市長もいろいろと 私が思うのは、高校を卒業して近隣に就職して、福岡市内とかに就職した人たちが結婚したとき、地元の間人同士で結婚したときは地元に残りますよ。でも、今度は福岡市、よその人と結婚した場合はほとんど向こうのほうに転出するという形が多いんですよ。私も結婚式に呼ばれて行って、ああ、これでさようならだ、もう地元にはいなくなりますというのは何回も経験しております。やっぱり市長もさっき言われたように、働く場所、また、よそから若い人たちに移住してもらいたいと言ってありますけど、環境とかそういうのも大切かもしれませんが、やっぱり一番必要なのは生活の糧となる収入面のことです。ということは、仕事なんです。仕事が一番に優先されないと、みんな柳川には来てくれ

ないと、移住しないと私は思いますけど。

次に、考えるのは企業誘致のことですけれども、要は合併後に市内から撤退、移転した事業者は何社あるか、また、逆に進出してきた事業者の数をお聞きいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

高田議員の御質問にお答えをいたします。

合併後に本市から転出した事業者につきましては、ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社福岡工場、タキロンポリマー株式会社、いすゞ自動車九州株式会社の3社でございます。

柳川市に転入した事業者につきましては、株式会社コスモプロジェクト福岡支社、ルートインジャパン株式会社、株式会社東亜産業柳川工場、それと、ピアス跡地に進出をしました株式会社シギヤマ家具工業の4社でございます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

結果だけ見ると、移転した事業者よりも進出した事業者が1社多いですけど、でも、これが雇用につながっているかといったら疑問なんですよね。ルートインでも、私は募集を見ていましたら正規職員はほとんどない、パート職員だけ。やっぱり正規職員を採用されない事業者じゃなかったら、あまり柳川のために利点があったとは考えにくいんですよね。

今現在、市内で100人以上を雇用している事業者数をお聞かせください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

100人以上雇用している事業者につきましては、現時点で把握しておりますところでお答えをいたします。

商工業分野では、平成28年経済センサスによりますと、株式会社ファインテック、株式会社柳川合同、株式会社武末鉄工所の3社となっておりますところでございます。

また、医療・介護分野では、柳川療育センター、柳川病院、長田病院、柳川リハビリテーション病院、学正会、敬和苑、それと、農業分野では、柳川農業協同組合となっておりますところでございます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

でも、今、課長の答弁では、一番人間を採用しているのはここなんですよ。市役所ですよ。460人以上も雇用している事業者はここですよ。私は大学生の連中とよく話すと、おまえどん、柳川に残れと言うと、市役所に入らんなら残ったんち、みんなそういうことを言うんです。いかに柳川に働く場所がないか。今、私は大和町のことだけを言っておりますけど、このまましていると、今は大和町ですけど、柳川市全体が過疎指定されることは分かり

切っていることと思います。大和町の若い世代だけじゃなく、三橋、柳川の若い世代たちも仕事がないから出ていくというのが現状であります。これがずっと続いたら、いずれか本当に柳川は消滅都市になりますよ。

また、先ほど答弁いただきましたが、農漁業の後継者のことを言われましたが、私は地元の漁業者の子供たちを見ていると、それは後継者は残りますよ。でも、後継者は長男とか1人だけです。ほかの子供たちはほとんど就職して外に出ていっています。そういう現状があって、昔の本当にノリの景気よかったときは次男も三男も分家してノリをしていたから未来があったけど、今はほとんど、ノリをすと思ったら資本金が大変なんですよ。だから、新規参入というのはノリ漁業者にはほとんど難しい状況であります。ざっと計算したら資本が3億円近くかかるんですよ、ゼロから始めようとしたら。皆さん3億円持っていて漁業を始めますか、ノリ養殖を。私だったら3億円をそのまま持っていて、優雅な生活をしますよ。そういう大変厳しい状況であります。だから、なかなか新規参入というのは難しいと思います。やっぱり働く場所の確保です。

企業誘致も、それは全国のどこの自治体も、うちに来てください、うちに来てくださいちいうて一生懸命動いて、この企業誘致をしていない自治体はないと思われま。

まず、ほかの議員さんたちも一回質問されましたけど、やっぱり企業誘致をするためには土地を確保していかなければいけないという必要性を訴えられた議員もいらっしやいましたけど、その辺に関してはどう思われますか。

産業経済部長（松藤満也君）

高田議員の質問にお答えします。

企業誘致を推進するためには用地の確保が重要な要素であります。市内のまとまった土地といえば、現在はほとんど農業振興地域という課題がございます。現状のままで企業誘致のための用地がないという状況を受けて、農業地、農業振興地域も含めて、企業誘致の可能性のある土地を13か所選定いたしております。

お隣のみやま市では、現在、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業団地の整備を進めてあります。みやまインターの北側のところだろうと思います。この産業団地の整備を進める前提といたしましては、進出をしようとする企業との基本的合意が必要ということであります。この点においては、みやま市様のほうでは苦戦されてあるということでございます。これも本市の企業誘致の進め方の参考にしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、今後の企業誘致につきましては、福岡県との連携強化を図るとともに、県内自治体、私も小郡のほうに視察に行ったことがあるんですが、感想を言いますと、向こうは丘陵地がございまして、未開発の土地があるなというイメージと交通網が非常に便利だということでは、正直言って勝負してもなかなか勝たんという思いはあったんですが、柳川ならでは

の特色を生かした企業誘致を進めることで打開策がないのかなというふうに考えております。

そういう県内自治体とも情報共有しながら企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

一応13か所選定しているけど、まだ確定ではない土地ですよ。なら、もし企業が移転してきたいち言った場合に、今から土地を探しますよ。そういう情報は、柳川だけじゃなくて、よその自治体にも行くんですよ。よその自治体が、ああ、ここに土地はありますよ、ここに来て下さいというのと、柳川は今からどこか探しますから来て下さいじゃ、どっちが強いですか。柳川は後手後手にいくんじゃないんですか。その辺はどうしますか。

産業経済部長（松藤満也君）

先々週に福岡県のほうにもいろいろ相談に行ったんですけども、福岡県のほうも成長産業ですね、半導体であったり、脱炭素の関係であったり、そういうものの企業誘致を進めようということで、取組が進められようということでございます。そういう中で、10ヘクタール以上の大規模の土地を確保できないかというところで動いてあるみたいですけども、先ほども申し上げましたとおり、農業振興地域をまだ確定していないところで除外していくのもかなり厳しい点もございます。ただ、先ほどの繰り返しになりますが、福岡県とか近隣自治体の情報を収集しながら、何とか企業誘致に結びつくように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

努力するのは分かっていますけど、やっぱり私が言っているのは、よそは土地を確保して、ここに来て下さいというのと、柳川は今から土地を探しますというたら後手後手に回るんじゃないですか、だから、同じ条件面で、やっぱり柳川も土地を確保していて、ここに来て下さいというようなことがないと、競争ですよ。競争には負けるんじゃないか私言っているんですよ。だから、土地を確保する重要性を聞いていますけど、何かあんまり届かないみたいですけど、その辺、市長はどう考えますか。

市長（金子健次君）

大分、高田議員のほうから叱声をいただいておりますけれども、私自身もかなり工業団地の整備等についても検討いたしました。農業用地の確保、農業振興地域の確保、そして、それを白地に持っていくのは非常に厳しいものということは高田議員も分かって聞いてあるというふうに思いますけれども、今、部長が申し上げますように、そこに団地を造ったけれども、空き地になってしまったら投資が無駄になってしまうということで、県の転用許可はなかなか難しいというふうに思っています。そういうことで、大きな資本提携をやって、ここ

に絶対来たいから確保してくれということも福岡県に対しても、国に対しても話ができますけれども、こういうことでありますから来てくださいよということでの転用がなかなか厳しいということも今部長が申し上げたんですので、そういうことも御理解いただきたいと。

柳川市というのは、農業用地については、かなりの国の施策で土地改良事業をやっていますので、国の資本投資をやっておりますから、そこら辺についての転用がなかなか厳しいということで、先ほど述べたように、農業に対する新しい新規参入は難しいかもしれませんが、農業をやめられないという方、そういうことをこれからも盛んにやっていくと。そういうことと、漁業の関係についても引継ぎを必ずやっていただくということに対する助成をやっていくことが大事ななというふうに現状では思っているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

いろいろ言っても進展がないようですけど、とにかく企業誘致は競争でありますので、競争に負けないようなことをしていただきたいと思っております。

では、次の質問ですけど、過疎指定を受けたことでいろんな優遇措置が受けられていますが、その1つの過疎債を利用したの施策、事業をお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

過疎債を活用したの事業ということでございますけれども、今年度はまず国や県の財政上の支援措置を活用できるよう、9月議会で過疎地域持続的発展計画を承認いただいて、国に提出するというスケジュールで進めてまいりました。そのため、この計画の中には、現在、大和町で行われております事業だけでなく、柳川市全体で取り組んでいる事業、または今後予想されるような事業計画を掲載して、過疎法の支援措置を受けられるべくして掲載をしているというところでございます。

具体的に今年度の過疎債の活用事業ですけれども、まずはソフト事業といたしまして、商店街活性化対策費や子ども医療費、行政区等活動支援事業、コミュニティバス運行費などを、また、ハード事業といたしまして、中島谷垣開線や安徳西小路線などの道路整備、改良事業、また、橋りょう長寿命化事業などを予定しております。過疎債総額といたしまして135,900千円となっております。現在、追加で過疎債を活用できないかと幾つかの事業を県と協議を行っている段階でして、先ほどの金額が確定というわけではございません。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

ソフト事業とか、私もこの計画段階ではちょっと疑問に考えて、これは一般財源でする問題であって、過疎債を使ってするソフト事業じゃないということも言いました。とにかく時間がないから、県に報告するために今やっている事業を羅列されたような状況でありまして、新しいソフト事業とか、そういうのが考えられますか。

また一言。この過疎債というのは大和町に限定されるんでありますか、どうですか。

企画課長（池末勇人君）

おっしゃるとおり、大和町での事業が対象になるということでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

だったら、さっき言いましたように、区長さん等の報酬とか謝礼とか、そういうのにこの過疎債を使うというのは、かなり大和町の人たちは反発があるんじゃないでしょうかね。もともと一般財源とする財源ですけど、それを過疎債に回す。それなら、その浮いたお金はどこに行くんですかち。一般財源から浮いたお金は何に使うかと。地元にもそういう説明をしたら、皆さん、なら、大和町のためにいっちゃん何もならんやっか、それはおかしかちいう意見がありました。今から新規事業を見直されると言いましたけど、本当に大和のためになるような事業をしないと皆さん納得されませんよ。

その辺は、今年1年目ですから、まだハード面の計画も今から出てくると思いますが、地元の区長さんあたりからも、大和町の区長会からも要望とか出ていると思うんですよ。だから、その要望をしっかりと吟味していただいて、過疎債を使われるんだったら、そういう事業をしてほしいんですけど、その辺に関してはどう思われますか。

企画課長（池末勇人君）

これまでも市全体の人口減少をどう食い止めるかというようなことで総合計画にも掲げて、各部署で取り組んできておりました。しかし、今回の過疎地域の指定につきましては、一部過疎ということで、合併前の旧大和町だけが指定を受けたということになります。そのため、当然ながら旧大和町の人口減少抑制に有効な事業が求められますけれども、直近10年の18歳時、22歳時の転出は市全体の平均よりも大和町では少ない、つまり大和町に住む若者のほうが転出割合が少ない傾向にもございます。そのため、何が大和地域の過疎脱却に効果的かを地域の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

先日も、11月10日ですけれども、大和町区長会役員会の研修会に呼んでいただきまして、過疎計画についての意見交換を行っております。今後もこのような様々な意見を聞きながら、実現可能で効果的な事業を各課で検討していきたいというふうに考えております。その中で、企業誘致による雇用の確保や公園整備などと併せた子育て環境の充実など、人口減少抑制に即効性のあるハード事業があるかもしれないと思っております。どれを行うにいたしましても、そこに住む方々が希望する施策でなければ一過性のものとなり、地域の持続的発展には結びつかないというふうに思っておりますので、少し時間をかけてでも意見をまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

とにかく人口がこれ以上減らない、また、逆に移住してもらような施策をどんどんしていく必要があると思うんですけど、市長も本気でこの人口減少問題、これは柳川市全体のことなんですよ。大和町には限らないと思いますけど、この問題にどう取り組まれるか、お聞きしたいんですけど。

市長（金子健次君）

県南地域は、久留米市等を除いて、ほとんどこの問題を抱えておる市町で、頭が痛い話ですけれども、全体的に自然減少という人口の減少もあります。その中において、シギヤマ家具工業さんが大和町に進出をしてきたということで、今回、シギヤマ家具工業のほうピアス跡に来ていただきましたけど、そういうことで、過疎地域になることによって税制の優遇措置等もできるということになれば、そういう過疎地域であれば工場が来ていいよという形となれば、そういうところも利点があるかなというふうに思っております。

私も冒頭に申し上げたように、住みやすいような環境を、柳川の特徴がありますので、そういう特徴を生かしながら、柳川で子育てができるようなまちづくりというのを、子育てのまち柳川という形の施策をこれから重点的にやっていきたいという考え方でおるところで、そのことによって定住促進を図っていこうと、人口を増やしていこうという考え方でおります。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

いろいろ取り組まなければいけないことがいっぱいありますけど、これからは私の提案ですけど、この人口減少を考えると、幾ら優秀な職員がいらっしゃっても、1つの課で担当するのは大変難しいと思うんです。だから、私は思い切ってプロジェクトチームとか対策チームを立ち上げて、庁舎全体でこの人口減少問題を解決していく姿勢が必要だと思いますけど、市長、そういうプロジェクトチームとかを立ち上げるというような考えがあられますか、お聞かせください。

市長（金子健次君）

1つの企画課だけではなくて、こういう問題についてはプロジェクトチームを組まなくてはできないということを承知しておりますし、農地転用につきましても全て分かっておりますので、そういう取組を精力的に取り組んでおりますので、高田議員が今言われたからじゃなくて、やっていくという決意は持っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今、大和町だけの過疎指定でありますけど、柳川全体に広がらないように、ぜひしっかり施策をして、若者が定住できるような柳川市にしていきたいということをお願いして、質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。2番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症第5波が8月下旬でピークアウトし、10月からは緊急事態宣言も解除され、本市においても、この12月議会開会日に市長行政報告の中でも触れられましたように、65歳以上の高齢者の予防接種率は全国平均を大きく上回る約95%まで達し、また、12歳以上の接種率についても82%を超えているということで、急激に感染者数が減少し、沖端エリアを中心とする観光地においても観光客の方をよく見かけるようになってまいりました。

10月11日以降、柳川市においては陽性者が出ていない状況に安堵していたのもつかの間、今度はデルタ株という変異株に続き、オミクロン株なるものが出現し、日本国内においても既に2回予防接種を受けていた2人が陽性確認され、ブレイクスルー感染による第6波が押し寄せてくるのではないかとという恐怖感に再び緊張が増してまいりました。

3回目の予防接種を行う旨が政府から発表され、今議会においても準備運営経費の補正予算が上程されており、今朝の情報番組では、県内苅田町において3回目の予防接種が始まったとのことでした。本市におきましても、早く高齢者の方々に追加予防接種ができるようになればというふうに思うところでございます。

月並みではございますが、常に感染リスクと隣り合わせで就業してある医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々、皆様には心より感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げますところでございます。

このように少々暗い話題が多いわけですが、先日のニュースで柳川の基幹産業の一つでもございます養殖ノリの秋芽ノリ入札会について喜ばしい報道がなされておりました。コロナの影響で昨年は価格が下落していたとのことですが、今年は量こそそこまではないものの、ここ10年で品質も最高レベルであり、価格も相当よい結果になっているとの報道でございました。ノリ漁師さんにおかれましては、ひとまず安堵されているのではないかなというふうに思うところでございます。また、市の税収におきましても影響されるところが非常に大きいので、少しは期待できるのかなというふうに感じているところでござい

す。

さて、本日の質問でございますけれども、新ごみ処理施設稼働開始その後は、それから、小・中学校の制服標準化について、最後に、過疎法適用その後は、以上、3項目でございます。いずれの質問も柳川の将来を担う子供たちの明るい未来形成に直結した項目でございます。

この後、質問詳細に関しましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

いよいよ11月から新ごみ処理施設、有明ひまわりセンターが試運転を兼ねての稼働開始をしたとのことなんですが、設備関係や施設運営においてトラブル等は発生していないでしょうか、お聞かせください。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

橋本議員の御質問にお答えします。

先ほど議員からおっしゃられたとおり、11月1日よりセンターの試運転として市内の収集ごみ及び市民の直接搬入の受入れを行い、実際、ごみを焼却して調整を行っております。約1か月程度経過した中で受入れ及び焼却については、運営に不慣れな点があるかもしれませんが、大きなトラブルもなく順調に進んでおります。

また、新ごみ焼却場の場所に関するお問合せや佃町にあります旧クリーンセンターに捨てに来られる方がまだいらっしゃるなど、周知が十分でない面もありますので、今後、周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。大きなトラブルは今のところ発生していないということで、従事してある職員の皆さんもほっとしてあるのではないかなと思いますけれども、様々な情報、この広報活動はしっかりと今後もしていただきたいなというふうをお願いしたいと思います。

それでは、収集運搬をされる委託業者、これについて質問したいと思います。今回の移転に伴って、最も遠くなりました旧三橋町の東側地域、例えば、ニッ河校区だったり中山校区ですね。この辺の収集運搬も順調なのでしょうか。ここに限らず順調でしょうか、お聞かせください。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

収集運搬については、昨年10月に行いました収集曜日の変更の時点から委託業者と協議を重ねてきておりまして、実験的に収集車を増車したり、収集ルートを変更したりしており、

回収時刻は今のところ予定時間内に終了しているところです。

しかし、佃町から橋本町に移動したことで、どの業者も走行距離が延びており、午前中に回収していた地域が午後からになるなど、若干の変更があっておりまして、今後も調整が続くものだと見込んでおります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり物理的に遠くなったというのは、これは事実なので、当然、従来どおりの方法では不都合が出てくるのは想定内だったかなというふうに考えるところなんです。12月に入って、大掃除、それから年末年始、ここでごみの量も必然的に多くなってくのではないかなと思われまいますので、回収不能等で市民サービスに支障を来すことのないように十分に対策のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、建設費についてお聞きいたしますけれども、これまでも一般質問において数回お聞きしてきました。その時々でごみの量であったりして変化するために、今日は現在の状況について質問したいと思ひます。

有明ひまわりセンターの最終的な建設費及び共同で運用することになるみやま市との両市での建設負担金、これは最終的に幾らになったでしょうか。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

最終的な建設費はということでございますが、まだ建設工事期間中でありまいますので、最終的な建設費は確定しておりませんが、当初お示ししてまいりましたとおり、約12,150,000千円を見込んでおります。このうち、仮に約36億円を国から補助を受けたとした場合、両市の負担は約8,550,000千円となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

今のところ国からの補助もまだ確定していないで推定ということなんです。みやま市と両市での建設負担金は約8,550,000千円の見込みということで、以前の質問によると、計画当初段階で両市の建設負担金は、みやま市さんが独自の生ごみ処理施設ルフランにて生ごみを処理されているということがあって、人口比率による建設費負担比率ではなくて、柳川が約7割、みやまが約3割との回答をいただいております。ざっとの計算ですが、柳川市が約60億円、みやま市がそれでいきますと約2,550,000千円というふうになるのかなと思うんですが、これはあくまでも計画段階の比率であって、確定は、これ以前の質問で回答いただきましたけれども、来年3月から1年間のごみ搬出量により決定するというふうに回答をいただいております。これにおいて、最新のごみ搬入量が気になるところでございます。

そこで、11月末時点での最新のごみ搬出量、それによる、推定で結構ですので、みやま市との建設費負担割合及び額について教えていただけますか。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

11月末時点のごみの搬出量によるみやま市との建設費負担割合及び額ということでございますが、直近の11月、1か月分で試算をいたしますと、ごみの量は柳川市が1,204トン、みやま市が449トンとなっております。本市の建設費負担割合は69.5%となりまして、両市の負担が8,550,000千円とすれば、負担額は5,970,000千円となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。11月末時点において当初の計画段階と同比率ということで、今までも市民の皆さんに分別だったり水分を減らす取組ということをお願いしてきたのですが、市の負担金を少しでも減らすためには、もう一步、もう二歩と協力をお願いしなければならないのかなというふうに思います。

また、建設費負担金を少しでも減らす目的というのもそうなのですが、SDGs、いわゆる持続可能な社会の形成、この観点からも、ごみの減量というのはマストな課題ではないのかなというふうに感じているのは、もちろん私だけではないのかなと思います。

実は先日から家族で大きな片づけをする機会がございまして、子供たちと一緒に家の中の片づけをやっていたら、何も言っていないのに廃プラスチックだったり、金属だったり、雑紙だったりと分別をしてくれていました。聞くと、市の職員さんが学校に来てくれて、ごみについての話があったとのことで、それを聞いて、何の疑問もなくそうしなければならないのだと理解して、意識して行動しているとのうれしい返答をしてくれたところでした。やはり子供たちにこのように無意識のうちにごみ減量への取組意識を持たせるというのは大切なことではないかなというふうに痛感したところでございます。

このように、ごみの減量のために学校へ出向いて出前授業も行ってあるということなのですが、そのほか、今後ごみ減量について取組などがあれば教えていただけますか。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

議員の御指摘のとおり、各小・中学校での各教室にリサイクルボックスを設置したり雑紙回収袋を配付したりと環境学習に取り組んでおり、廃棄物対策課でも出前講座に出向くなど、家庭での実践につなげているところでございます。

その他の取組といたしましては、来月から新型コロナウイルスの影響で中断しておりました衣類、それから、毛布等の資源ごみの回収を再開することとしておりまして、各庁舎に回収場所を設置し、より一層可燃ごみの減量を進めていきたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。年明けからは衣類とか毛布の資源ごみ回収を再開されるとのことです。全体的なごみ量は減少して、環境への悪影響も減少するのではないかなというふうに感

じるところなんです、これは多分、みやま市も同じような条件で回収されるんじゃないんですかね。 ああ、そうなんです。そしたら、やはり建設費の軽減には結構寄与してくるのじゃないかなというふうに思います。

そうなりますと、今後、柳川市、市民の皆さんが独自に取り組むことで効果のある取組、これプラス資源物、毛布だったり衣類だったりを今度から回収されるプラスもっと独自の取組が必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、ずばり課長が今一番減らしたいごみの種類、これは何でしょうか。また、そのごみが全体に占める割合、これはどれくらいあるか、お聞かせください。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

今一番減らしたいごみの種類は何ですかという御質問でございますが、今年度、市民から搬出されました可燃ごみの組成調査におきましては、紙類が54%、プラスチックが20%と柳川市が資源物ということで回収しておるものが多く含まれております。また、成分調査については、水分が54.9%という結果になっております。これは家庭から出る生ごみの水切りが十分ではないということが主たる原因だと考えております。

水分をゼロにすることは不可能だと思いますが、水分を現在の半分にすることができれば、ごみ全体の量は25%削減できるということになります。各家庭で生ごみを排出される際には、いま一度しっかりと水を切ってごみを出していただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。組成調査というのは、多分ごみの中に何がどれだけ入っているかというのを任意にピックアップして調査することなんじゃないかなというふうには思うんですが、その組成調査では資源物である紙類が54%、プラスチックが20%、合わせて74%、これだけ含まれているということで大変驚いたんですが、資源物ということは、リサイクルできて、中には換金することもできるものがあるという定義でしょうから、みすみすお金をごみ箱へ捨てているということになるのではないかなというふうに思います。

特に、54%も含有量がある紙類の中の菓子箱やパンフレット、コピー用紙などの雑紙類だったり、新聞、段ボールなどを我が家では近所のスーパーの収集所に持って行って、重量でポイントを加算することによって、そのポイントに応じて割引券がもらえるというシステムを利用しております。換金ではないですが、ほぼ換金に近いシステムじゃないかなというふうに思います。半分以上を占める紙類を減らすという観点からだけ考えれば、このような取組を行う民間事業者の紹介なども市のほうで行っていったらどうかというふうに思います。

また、以前から生ごみ乾燥機購入補助などで水分を減らす取組を行っていただいておりますけれども、まだまだ重量の半分は水分ということで、こちらの減量もさらに後押しのほど

をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

柳川市のごみ分別アプリのコメントに、水分に対する職員の切なる思いがつつられておりました。ここで要約して紹介したいと思います。これはあくまでも職員のコメントでございます。ごみの収集は、暑い夏の日、寒い冬の日、大雨が降るとき、時には台風が近づいているときでも、日曜日以外は毎日行われています。作業員の皆さんには本当に感謝しています。ごみの収集の際に大変なことといえば、水分の多いごみを運び続けることだそうです。水分が多ければ、焼却するために燃料を多く使うこととなります。焼却に要する時間も多くなると焼却炉への負担も増え、劣化が早くなります。その修理には皆さんの税金が使われることになるのです。一人一人が水切りをするだけで施設の長寿命化につながります。何よりごみは捨てられたら終わりではありません。捨てた後に、収集する人や仕分けをする人がいてこそ皆さんの生活が成り立っているのです。少しだけでもいいので、水切りを実践してみませんかというコメントでした。このコメントが全てではないかなというふうに思います。財政面でも、環境面においても、将来を担う子供たちに負の遺産を残すことのないようにしたいものであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2 問目は、市内小・中学校の制服についてです。

市内小・中学校には制服、私服で通学する子供たちが混在しておりますけれども、その実情について教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えさせていただきます。

柳川市の小・中学校の制服、私服の実情につきましては、小学校では旧柳川市で全校が私服、旧大和町は全校で制服、旧三橋町につきましては、中山小学校を除き制服というふうになっております。また、中学校につきましては、全校制服となっております。

以上です。

2 番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

合併以前の地域性そのまま現在まで引き継いでいっているとのことなんですが、小学校は制服、私服の混在、中学校は全校制服ということで、いろんなメリット、デメリットがあるんじゃないかなと思うんですが、市としては制服、私服どちらを進めたいのか。それぞれのメリット、デメリットがもしあれば、含めて教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

制服、私服の選択、それから、制服の選定につきましては、最終的には各小学校、中学校、学校が判断をして決定いたしますが、教育委員会といたしましては、中学校は今、全校制服でございますので、制服をそのまま継続していきたいというふうに考えております。

小学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、旧市町の地域で制服、私服と取扱いが異なっておりますけれども、今のところ市内で制服、私服のどちらかへ統一するというふうな考えは持っておりません。制服、私服ともにそれぞれにメリット、デメリットがありまして、地域によって制服、私服を選択してきた歴史、文化等がございます。教育委員会としましては、今後、学校再編等の動きもございますので、その機会に制服、私服のメリット、デメリット等を精査して判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。市としては今のところ、今の状況のまま、どちらに統一するということはないということなんですけれども、メリット、デメリットについて、今、課長のほうから回答はございませんでしたので、私が耳にした範囲で少し紹介させていただきたいと思います。

まず、これですね、私服だと毎朝の服選びが面倒という意見が多いですね。みんな一緒だから悩む必要がないというのが圧倒的でございまして、全員が同じ格好なので各家庭の経済状況も見えづらくなっていいということはあるのではないかと。反面、制服にデメリットがないのかというと、万能ではないと。制服は最初にお金がかかるし、絶対6年間同じ服は着ていられないと。サイズのなもんとかでしょうね。冬用、夏用違うし、入らなくなったら買い換えなければいけないので、結構お金がかかる。先ほどと同じような経済面を懸念する声ですね。そのほかなんです、小学生だと何かと汚すので、じゃぶじゃぶ洗える私服のほうの方が便利。それから、安いし、子供はすぐ汚すから私服がいいと。あるいは私服のほう動きやすい。制服じゃなくて、私服のほう動きやすいなどの様々な意見を聞いております。

しかしながら、これは保護者の意見しかありませんので、子供の意見も一度聞いてみたいなというふうに思うんですが、課長からも答弁ございましたように、制服問題は学校再編時に必ず出てくる問題ではないのかなと思います。いろんな方向から幅広い意見を聞いていただきたいというふうに思います。

次に、中学校の制服についてでございますけれども、うちの子供が通っています三橋中学校におきまして、今年度に入って来年度入学の新入生の制服価格について、納入業者のほうから5千円程度値上げをさせていただけないかというふうな申入れ、これがありまして、PTAの役員会で議題に上がったんですけれども、保護者サイドから当然5千円という価格は一気に高くなり過ぎだろうという声が多数上がって、価格が据置きできるようなデザインに変えるだとか、販売業者を選定し直すなどの意見が出て、相当な時間と労力を使いました。先ほど課長答弁にもあったように、制服選定の決定権は各学校にあるということから、特に校長先生にあっては、業者さんと保護者との板挟みに遭って、大変苦労してあったように感じました。

そんな状況の中で出た意見の一つに制服の標準化という話が出てまいりまして、制服の標準化というのは、市が標準学生服としてデザイン等を統一化して標準化するということだと思うんですが、この近隣、筑後地区の自治体の取組、これがどうなっているのか、教えていただけますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

近隣、南筑後教育事務所管内及び久留米市につきまして、小学校の制服については標準化というふうな自治体はございません。

中学校についてでございますが、久留米市と筑後市が令和4年度から新しい制服の形ということで標準服を定めております。また、八女市におきましては、令和5年度からの予定で、今年度、標準服検討委員会を立ち上げているところでございます。大牟田市、みやま市、大川市の各市につきましては、今のところこの標準化の予定はないようでございます。

なお、筑後市につきましては、今回作製した標準服を制服として採用するかどうかは各学校の判断ということになっているようでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。制服の標準化は近隣で少しずつ始まっているとのことで、標準化すれば、先ほどの三橋中学校でのような問題を解決するまでの労力、時間、これが軽減されるのではないかなというふうに思います。

余談でございますけれども、各学校の制服選定段階において、最終判断はどうしても学校長となるために、業者との癒着等があるのではないかなどとあらぬ疑惑がかけられるという弊害もあるようでございます。子供たちの教育内容のほかの面で変な問題が起こらないためにも、また、価格的にも発注の全体数を増やせば単価は下がるんじゃないかなと当然思われますので、学校再編でも遅れていると感じていることもございますし、また、その声もよく耳にします。制服標準化においても、やるのかやらないのか、これは別としてでも、判断が遅れることがないように議論すべきではないかなと思いますけれども、この辺の予定があるのかどうか、これを教えていただけますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

制服の標準化につきましては、まずは保護者の意向、校長会との協議、こういったものが必要となってくると思います。

小学校につきましては、近隣でも標準化という動きはございませんし、私どものほう、柳川市におきまして、今のところ標準化という予定はございません。

中学校についてでございますが、現在、市内の中学校は全て制服であります。全国でも機能性、耐久性の向上、経済的負担の軽減、これは標準化によるコストの減でございますが、また、多様性を認め、ズボン、スカート、こういうものを性別を問わず選べるような性差の

ある制服に対する負担がある生徒への配慮、こういったものの意見がございます。中学校の制服の標準化につきましては、柳川市においても、今出ましたように保護者、学校からの意見、要望もございますので、校長会と連携をしながら、来年度にはこの標準服の検討委員会を立ち上げる予定にいたしております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。検討委員会を立ち上げられるということで、ありがとうございます。

性的少数者、LGBTQへの配慮の必要性など、時代の変化に合わせるためには、学校全体でジェンダーレスの制服の導入なども、学校単位で導入というのはなかなか踏み切れない問題があるのかなというふうに思いますので、ぜひとも市において誰もが快適に着られる標準服の設定をお願いしまして、次の質問に移らせていただきたいなというふうに思います。

先ほど高田議員も質問されておりましたけれども、いわゆる新過疎法における一部過疎地域指定についてお聞きいたします。

今年3月議会において、今年度から旧大和町が一部過疎地域に指定されたことに伴って、ほかの自治体が実際にどのような施策で過疎指定から卒業したのかという質問をさせていただきました。そのときの課長答弁で、今後、ほかの先進地の取組については研究するという答弁でございましたけれども、そこで、去る9月に柳川市過疎地域持続的発展計画が打ち出されたこともございまして、計画策定段階において先進地の研究も十分されたと思います。

再質問となりますけれども、過疎指定から脱却、卒業した先進地の取組について教えてくださいいただけますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

橋本議員の御質問にお答えをいたします。

過疎指定から脱却した先進地の取組ということでしたけれども、近隣でいいますと、大牟田市が今年度から過疎指定を外れております。その大牟田市の取組といたしまして、高齢社会に対応した商店街づくり支援事業がございます。この事業は、高齢で単身の世帯の増加により、買物弱者が日常生活に支障を来し、併せて商店街の空洞化が顕著だったために、買物環境についての調査や出張型商店街実証実験事業を行ったものでございます。このことで、買物が困難な地域の把握ができ、出張販売や空き店舗運営のノウハウの習得や商店街の組織強化が図られたということでございます。

また、卒業団体ではありませんけれども、近隣の八女市の取組も御紹介をしたいと思います。八女市におきましては、地元住民や有志によって、耕作放棄地の棚田を地域の子供や高齢者が協力して開墾し、田植えと花の栽培を行い、その収穫物を販売するコメ花プロジェクトという事業を行っております。また、八女市の伝統技術、和紙と竹ひごの加工で灯籠をつ

くり、地域の新しい夏祭り、大淵献燈祭も開催をしております。これらの事業の実施によりまして、八女市の新たな観光スポットとして、地域の活性化や交流人口の増加に寄与しているということでございます。

そのほか、全国の卒業団体の優良事例で見ますと、徳島県東みよし町では、町内を走る高速道路沿いにサービスエリアを建設し、交流人口の増加を図ったり、柳川市と同じように多くの観光客が訪れる北海道富良野市では、市の中心部にある市立病院の跡地を利用いたしまして、商業施設、フラノマルシェを整備し、農産物を使った新スイーツや富良野オムカレーを開発してイメージアップを図るといったような事業を行っているということです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

大牟田市の脱却は、取組もさることながら、指定要件の改定というのが大きかったのかなというふうに思うんですが、八女市においては、市民による地域資源を活用しての取組がなされているということ。また、徳島県東みよし町や北海道富良野市では施設を整備して交流人口を増やすという取組がなされていて、どこの団体もその地の特色を生かした取組がなされているんだろうなと推察するところでございますが、この取組における肝は、旧大和町の指定時に決定打となりました、先ほども議論があっていたように、人口減少率、これであって、当然ですが、いかによその地域に人を流出させないようにするかと。よその市町村から1人2人でも移住してきてもらうこと、これに尽きるのではないかなというふうに思います。

人口流出においては、賃貸住宅などに住んでいる柳川にあんまり縁のない若い世代の方たちは、子育てであったり市民サービスであったりの不満があれば、自治体に直接要望、要求することもなく、何も言わずに少しでも条件のいい近隣自治体へさりと転居していきます。いかに市民サービスを充実させておくかが課題だというふうに考えます。

中でも、前述しましたけれども、子育て問題に関しましては特に敏感になっていて、同年代同士の会話の中でもよく共有されている情報の一つでございます。子供が通う学校の規模、それから、適正に配置されているかどうか大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思います。有利な交付税措置がある過疎債は、学校施設整備等にも利用できるというふうに聞いております。ぜひともうまく活用していただいて、魅力ある学校再編、これを急いでもらいたいなというふうに思うところでもございます。

次になりますけれども、先日、ニュースで令和2年度、2020年の国勢調査の結果がまとまって発表されたという報道がなされておりました。

今後の関心事の一つとしては、柳川の今後でございます。ずばりお聞きいたしますけれども、旧大和町地域のほかに、市内で過疎地域指定がされる可能性がある地域、これはあるのでしょうか。

副市長（中村智弘君）

市内で旧大和町以外が過疎地域に指定される可能性があるのかという御質問でございます。

今年度から施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、平成2年から平成27年までの25年間で人口減少団体における人口減少率の平均値でございます21%、この21%以上の人口が減少している団体は、人口要件で過疎指定の対象となっております。旧大和町は指定ぎりぎりのちょうど21%で指定を受けたものでございます。

なお、旧柳川市が18%、旧三橋町が5%となっております。このため、旧柳川市はかなり過疎指定の要件に近い数値といえます。

また、今回の過疎指定には令和2年の国勢調査の数値が反映されておりません。今後、人口減少団体における人口減少率の平均値で出されます人口要件の基準値が決まりますと、その対象となる団体は追加で指定されることとなっております。令和2年の国勢調査の数値で計算いたしますと、平成7年から令和2年までの25年間で、旧柳川市が23%、旧大和町が24%、旧三橋町が6%の人口減少率となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。それでいきますと、旧柳川市地域、これも平均値次第では一部過疎指定、この可能性が十分あるのではないかなというふうに今思ったんですが、旧大和町の一部過疎指定のときには本当に寝耳に水状態で、驚きを隠せませんでした。常に危機感を持って、早め早めに対策を取って練っておけば、前回のような動揺は少ないのじゃないかなというふうに思うところでございます。

最後になりますけれども、本日、大きく分けて3つの項目の質問をさせていただきました。いずれの問題も将来の柳川を担う子供たちに大きく関わる問題でございます。子供たちの明るい未来のために、現在の柳川を任せていただいている我々が知恵を出し合って切磋琢磨していくべきではないかなというふうに感じるところでございます。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして橋本議員の質問を終了いたします。

午後1時30分まで休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

こんにちは。佐々木創主でございます。それでは、早速質問させていただきます。

昨年来から続く新型コロナウイルス感染症、第5波の収束で人と物の動きが少しずつ元に戻りつつある中、新たな変異種の出現により第6波の襲来が懸念されています。改めて私たち一人一人の心がけと慎重な行動が求められています。

ただ、それ以前に、人口減少、少子高齢化が大きな課題であることは言うまでもありません。その人口減少、少子高齢化、そこから派生する様々な問題にいかに取り組んでいくのか、そして、国と地方自治体の在り方が問われていたわけであります。

そういう中で行われたのが平成の大合併でありました。旧柳川市、大和町、三橋町が合併してから17年が経過しました。合併の目的として、地方分権の推進、高齢化への対応、住民の生活スタイル多様化に対する対応、生活圏の広域化への対応、地方自治の効率向上といったことが言われておりました。しかし、実態として人口減少と少子高齢化は加速度的に進展し、自治体消滅という言葉まで生まれました。そして、いかに地域を維持していけるのかが問われている状況となっています。

この17年の間に私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。新たな課題も浮き彫りとなっています。そういったもの、そして、多様化する市民ニーズに応え、市民の満足度向上にも努めていかなければなりません。そのためには、まずは行政としての能力、職員一人一人の仕事に取り組む姿勢、資質の向上が求められています。

そこで、本日は多様化する市民ニーズと行政の取組というテーマで質問させていただきます。

そこでまず、これまで柳川市は多くの投資事業を行ってきました。

まず、お尋ねします。過去10年間の大型事業と今後の予定事業、そして、起債残高の推移についてお尋ねします。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

財政課長（田中勝裕君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、過去10年の大型事業についてお答えをいたします。

まず1つが、平成22年度から平成26年度にかけて各校区に整備しましたコミュニティセンター整備事業費が14.8億円、令和2年度に完成した市民文化会館整備事業費が50億円となっています。また、柳川市とみやま市とで構成する有明生活環境施設組合で整備し、令和2年度に完成した新火葬施設整備事業費は全体で20.5億円、本市負担額では12.2億円、今年度完成の新ごみ焼却施設整備事業費では全体で121.5億円、本市負担額で60.8億円の見込みというふうになっております。

次に、今後の予定事業につきまして、中期財政計画に基づきましてお答えをしたいと思います。

なお、中期財政計画は平成30年度に策定してから3年が経過することから、今年度見直し

を行うこととしておりました。先月、見直し後の中期財政計画を策定しておりますので、見直し後の中期財政計画に基づいてお答えをいたします。

まず、庁舎統合事業でございますが、令和5年度までに事業完了する見込みで、概算事業費15億円を計上いたしております。

次に、市営住宅ですが、椿原町団地、隅町南団地の建て替え事業を計上しています。令和9年度までに事業完了する予定で、総額16.6億円を計上いたしております。

なお、これらの事業費につきましては、要求ベースの金額であるということをつけ加えておきたいと思います。

次に、学校施設適正配置事業については、今年度に具体的な方針を出す予定であり、現時点では事業費を算出できませんので、概算事業費を未定ということで、項目のみを計画に記載しているところです。

なお、見直しを行いました中期財政計画につきましては、今後、議会への報告を予定いたしております。

次に、起債残高の推移でございます。5年ごとの市債の残高についてお答えをいたします。

平成17年度末では324.7億円ございました。その後、平成22年度末では332.0億円、平成27年度末では340.0億円、令和2年度末で356.5億円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

巨額の費用投入があったわけで、先ほどおっしゃっていただいた、それ以前には西鉄柳川駅の東側の区画整理事業、漁業団地、それと、中島地区の密集市街地の住宅の、こういうものでも約100億円、200億円に近い金額が投入されておったわけで、起債残高もそれにつれて徐々に増えてきておりますし、合併特例債も償還が始まって、それと一本算定替え、それが終了して、徐々に地方交付税も減らされていっておると。全てが真水の借金ではありませんので、この額面を素直に捉える必要はないんですが、いずれにしても、非常に厳しい情勢の中で、また、今後も今おっしゃっていただいたような大型事業を計画されておられますし、今おっしゃっていただいたのは箱物に限定したところでしたので、道路であるとか、護岸とか、海岸堤防とか、高潮対策もろもろ、非常にこれからも地域の安全・安心も含めた取組がなされていくわけでありまして。

それで、そういう巨額の歳出が今後も続く。そして、高齢化によって老人福祉費も右肩上がりに今後も増加を続けていきます。人口は減少しておる。税収増は見込めないと。しかしながら、そういう中でいかに経費を削減し、新たな財源を生み出していくのか。数億円規模の財源を生み出すというのはなかなか現実的ではないんですが、小さなところから少しずつこつこつと歳出削減をやっていく必要があるんですけども、今後どういう歳出削減策をさ

れていくのか、答弁をお願いします。

総務部長（平田敬介君）

佐々木議員の質問にお答えします。

先ほど財政課長も申しましたけど、今回見直しを行った中期財政計画では、市財政の健全化を図って、将来を担う世代に大きな負担を残さないために、2点の計画目標を上げております。

1点目が、将来にわたり財政調整基金、50億円ありますけれども、これを24億円で維持することができるような形にすると。それから2点目は、上昇傾向にある将来負担比率を令和8年度時点で40%までに抑えたいというふうに思っています。

そのために、まず、現状での財政の収支見通しを立てることで、その収支見通しと計画目標との差を明らかにして、その差額を行財政改革で達成しなければならない改善必要額というふうに位置づけております。

そのため、6つの取組を掲げています。順に申し上げます。

まず1点目、これは数多くある個別事業の緊急性、重要度、優先度を検討して、事業自体の廃止、縮小、見直しによる経常的な経費の削減。この事務事業、経常経費の見直しにより、5年間で3億円の実質負担の軽減を図りたいと思っております。

2点目は、総人件費の圧縮ということで、人員配置の適正化や時間外勤務の縮減、そういうのを進めて、5年間で420,000千円の実質負担の軽減を図りたいと。

3点目は、投資的経費についても削減を図ると。新規事業の抑制や事業期間の延長による財政負担軽減、これによって5年間で5億円の实質負担の軽減を図りたい。

4点目は、公共建築物等個別施設計画に計上している事業費の抑制であります。各施設を改修する際の事業内容や工事グレードの精査により、5年間で380,000千円の負担軽減を図りたいと。

以上、4点が歳出削減の取組です。

残り2つは歳入の確保策です。1つは、ふるさと納税の推進、そして、公有財産の売却を掲げております。

こうした財政改善の取組は、これまでも行革で取組項目として掲げてきた内容ではありますが、今回の中期財政計画で初めて年度を区切って削減の目標を設定しております。なかなか簡単に達成できるとは思っておりませんが、しっかりと取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

3億円、4億円、5億円、3.8億円、数字まで出していただきました。目標額と。具体的な数字を出して、それに向けて内容をしっかり精査して取り組んでいく、非常に大事なこと

だと思しますので、期待をしております。

それで、今の中には行財政改革、これまで1次、2次、3次と行財政改革を実行していただいて、現在、第4次だと思います。これまでは職員数の削減とか、枠配分の予算編成とか、いろんなことをやられて、職員数も約200名近く減っておりますし、我々議員の数も合併当初の53名から21名、今度は19名になりますけれども、なかなかこれまでと違って大きな数字といいますかね、成果が出しにくいんですけども、多様化するニーズという話も申し上げましたが、第4次行革、簡単で結構ですから、重ならない部分を答弁してください。

企画課長（池末勇人君）

では、企画課のほうからお答えをしたいと思います。

第4次行財政改革大綱につきましては、令和2年度から令和8年度までの7年間にかけて、「市民と共に創る、新たな令和のまちとひと」という市の将来像を掲げて取り組んでおります。実施に当たっては4つの行革目標を設定いたしまして、その達成に向けて具体的な13の取組を行っております。

この4つの行革目標を具体的に紹介いたしますと、まず、行革目標1つ目は「市民と共有する柳川の未来の姿」ということで、市民と行政が市政情報の共有を行い、市民の参画や協働を通じて、共に考え、課題を解決していこうというものです。

2つ目は「互いに能力を高め合える職員の育成」でございます。自ら考え、行動できる職員の育成と最大限能力が発揮できる人員配置により、市民に行政サービスを最適に提供できる環境を目指していきます。

3つ目は「持続可能な財政運営と公共施設の最適化」であります。ここでは自主財源の確保による歳入の増加、事務事業の見直しや事業の重点化による歳出抑制を実施するものであります。また、安定的な行政サービスを提供できるように、公共施設の適正な管理も行っています。

最後に、4つ目といたしまして「令和に求められる市の仕組み」といたしまして、市民の満足度を向上させる行政の仕組みを今の時代に合わせてスピーディーに進めることと、新たな技術を研究、導入することで業務の見直しに挑戦をしていきます。

これらの目標を達成するために、第4次行財政改革の推進体制は第3次行財政改革の反省を踏まえまして推進体制を見直し、副市長をトップとした行財政改革推進本部を設置いたしまして、行革目標ごとに部会制を設けております。この4つの部会は、行財政改革が全庁的な取組となるように、各部長が部会員となり、推進をしているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

時間もないので、大きな項目をおっしゃっていただいたんですが、それで、いろいろ見直

し、効率化、最適化、いろいろやっていかないといけないんですが、冒頭申し上げたとおり、新型コロナでいろいろ予定が狂ったりとか、見直しが必要だったりするようなこともあったんですが、新型コロナによっていろんな事業が中止されたと思います。その事業と歳出への影響を答弁願います。

財政課長（田中勝裕君）

まず、コロナの影響で中止をいたしました事業等についてお答えをいたします。

令和2年度においては、よかもんまつり、中山大藤まつり、水の祭典スイ！水！すい！、白秋祭水上パレード、ひまわり園、雲龍相撲大会、マラソン大会など、多くのイベント、行事が中止となりました。予算上、減額補正をした事業だけでも19事業になり、減額した予算額は62,542千円となります。

なお、この減額した予算62,542千円につきましては、令和3年度以降のコロナ対策のために財政調整基金に積立てを行いました。

また、令和3年度においても、よかもんまつり、中山大藤まつり、スイ！水！すい！などなど、多くのイベントが中止になっています。これらの予算につきましても、今後、減額補正等を行う予定にしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

今御答弁いただいたんですが、今おっしゃっていただいたのは市全体の事業といいですかね、市民全体というか、市が直接関与をする事業ですよ。それ以外にも、地域ごとであったり、いろんな団体が行われておる事業、催し、ことごとく中止になったと思うんですね。

そこで、去る9月議会で決算の折にいろいろ説明がある中で、いろんな団体、いろんな地域に補助金が支出されておると。その補助金も、そういう地域とか団体が行われている事業に活用されておると。ところが、事業が中止になったのに、前年度、令和元年度と全く同額の支出が行われておる。これはどう考えてもおかしい。前例踏襲で投げ渡しといいですかね、補助金の性質上、しっかりそれを100%使われたのか、使っていないのか。使わない分は返還していただく。ある商店街の事業で、なかなか自立せんと、補助金頼みじゃないかと、自立するようにどうかしろという議論が数年前あって、そういう話もありました。

補助金の見直しというのは、合併をして2年目だったか、3年目だったか、当時、石田市政のときに一度行われておる。そのときもなかなか市民であるとか、いろんな団体、それと担当課、いろんな思いがあって一律に減らせなかった。ただ、大幅に減らしたやつもあったんですが、今後の検討課題という附則がついていたと思うんですよ。

それから20年近くたって、時代も変わり、活動の内容も変わっておるのに、ほぼ同額と。中には、もっともっと補助金をやって活性化させていいような事業なり団体もあると思うんですよ。ただ、どうかなというような、首をかしげたくくなるようなやつもあると思うんです。

よ。補助金の適正化というのは、もうやられるつもりはないんですかね。

総務部長（平田敬介君）

佐々木議員、合併以来の課題として、これまで行革の中にも必ず補助金の適正化、補助金見直しということが上がってきておりましたので、常に補助金をどうしていくかということは考えております。

ただ、団体運営補助金のような種類の補助金につきましては、なかなか見直しができているというのが事実でございます。今回、コロナの関連で活動ができなかった団体とは、一部協議により補助金の申請を見合わせるようになった事例もございますが、それはごく僅かでありまして、それはたまたまそういう形になったわけで、これが抜本的な見直しということに至っているというふうには思っておりません。また、いろんな団体、活動をお願いするときに、新たな補助金の要望ないしは増額は上がってきますけど、なかなか減額、廃止というのは非常に難しい問題だというふうに思っています。

1つは、これからいろんな担い手が少なくなるというふうに言われている中で、交通安全、見守りの事業、いろんなことを各種団体、似たようなやり方をやってあるところもあります。そういったところをうまく地域で話し合っ、て、担い手を減らしていく。これはこの前、高崎大学の先生の講演会の中で先生から示された一例ですけど。そして、そういう事業を協働で、お互いの団体で認め合っ、てやっていく。そのときには、こういう費用が要らないから補助金も運営費も減らしていくんだというふうに併せて持っ、ていかないと、なかなか団体、関係者の皆さんの理解は得られないかなというふうに思っています。

これから進める行革の補助金の見直しというのは、そういったところから踏み込まないと、一方的に減らしてくださいじゃとて、も、それぞれの団体にはプライドも今までの自分たちの自負もありますので、そう簡単な話ではありませんので、そんなふうに思っているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

総務部長、おっしゃりたいことは分かるんですけど。ただ、コロナで事業が中止になっているのに、全く同じ額の補助金が行っているものがあるじゃないですか。それはなかなか減らせないと、か、そういうレベルじゃないですよ。じゃ、事業が行われていないのに、それとかが縮小されたのに、どういうものに使われたんですかと、それはできるでしょう。

それともう一点、いろんな委託料、いろんな事業なり、いろんな計画をつくるなり、委託費というのがありますね。それで、柳川市には子育てとか、総合福祉とか、環境とか、老人福祉とか、いろんな計画を何年置きかに、第1次、第2次、第3次何とか計画というのをつくっていただいております。中には職員自らつくられておるものもありますが、ほとんどが業者に委託。法律改正になったので、それで業者がそういう情報を持って、こういう新たな

内容があります、こういうのが盛り込まれておりますと。もうやめませんか。毎回毎回、3,000千円、4,000千円の委託費。ちょっとこの辺のやり方も特化して審議する場を議会でするべきじゃないかなと思うぐらい私は、いろいろアンケートが市民の皆さんのもとに届けられて、これは何のアンケートかと。アンケートの内容そのものも非常にずさんな内容があったというような指摘も私のところに来ておりますので、行革じゃありませんが、その辺の精査もしっかりとしていただきたいと思います。

それで、元に戻って、時代が変わり、加速度的に我々の周りの環境は変化してある。平成17年当時と、10年、20年たって変わりました。そして、新たな課題、市民ニーズと。合併当時、考えられなかったような新たな課題というのが出てきておると思うんですが、行政側の認識を聞かせてください。

総務課長（武田真治君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

現在、地域を取り巻く環境は大きく変化をいたしまして、新たな地域の課題が出てきております。少子高齢化による急激な人口減少や高齢者の独り暮らしの増加、また、空き家の増加、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化、また、毎年のように発生する大規模災害への不安、子育ての不安など、行政や、1つの行政区や団体だけでは解決できない地域課題が増えてきております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

本当に最近の災害は非常に過激化してある。それと、地域の横の連携の希薄化といいますかね、ある地区では20軒の隣組があるけれども、高齢化率が50%とか60%とか、独り暮らしの世帯が半分以上とか、そういう隣組地域もあるようですので、安全・安心、それとか生活の快適さ、買物とか、いろんな場面で不自由が起こっておるといことなんですけども、ちょっと時間が半分過ぎました。

生活環境課長とか学校教育課長とか来ていただいておりますが、何か打合せしましたかね。何か答弁されるんですか。あまり時間を使ってもらったら困るんですよ。わざわざ来ていただいておりますが、そういう課題解決をするためにどういう取組を行っていくのか、ちょっと手短かにお願いします。まとめて。

総務課長（武田真治君）

私のほうからは地域の取組という形でお答えしたいと思います。

先ほど申しました課題解決のためには、行政区や各種団体、住民が今まで以上に協力、連携して身近な課題を解決することが必要になってきます。その仕組みとして、小学校区単位で住民主導の自治組織、校区まちづくり協議会を今つくっております。「自分たちの地域は自分たちでつくる」をスローガンに、みんなで話し合いながら知恵を出し合い、負担軽減と

効果的な取組をするものでございます。

このまちづくり協議会での取組としては、まず、地域住民での話し合いを通じて地域の課題を明らかにすること。それを解決するために、行政区や団体の横の連携を重要視して話し合いの場をつくる、住民同士の連携強化を行うこと、そして、それを持続可能な活動とすること。そして、住民の力で地域課題を解決し、安全で安心して暮らせる校区の実現を目指すものでございます。また、各種団体で行われている同じような事業を1つに統合し、負担軽減することも重要でございます。

こういった校区まちづくり協議会の設立のために、今後も継続して校区への出前講座など、できるだけ地域に足を運んで説明を行い、校区まちづくりの必要性について御理解いただき、校区まちづくりの推進に努力したいと思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

私の住んでいる城内地区でもまちづくり協議会の準備会ができて、各団体の代表十数名で構成して、これから組織づくりと。ただ、地域によっては既存の婦人会がなくなったとか、そういう活動をする団体がないとか、いろいろばらばらというか、温度差があると思うんですよね。各団体には市全体の統括の組織があると。ただ、地域はその地域のまちづくり協議会に入ると。その辺の整理とか、補助金の話とか、いろいろ整理しないといけない部分があると思いますし、実際にいろんな団体を巻き込んで、地域の安全・安心、地域コミュニティ、子育てとか、独り暮らしのフォローとか、そういうのをどういう形をつくっていくのか。いろいろマニュアルどおりにいかない大変な作業であると思いますけれども、ぜひその辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

そういう大きなテーマ以前に、やはり市民皆さん、それぞれ住んでいる地域、年齢、階層、いろんな悩みを抱えられて、市に要望されたり、苦情を申されたりすると思うんですよ。その辺の対応をどうされているのか、お願いします。

人事秘書課長（江口英範君）

市民に対する苦情、要望への対応についてでございます。

市民から苦情や要望について意見を広く聞くための手段として、市のホームページから御意見、お問合せをいただく問合せフォームと、3庁舎に市へのご意見箱を設置して手紙を投函できる2つがございます。

令和元年度はお問合せフォーム486件、市へのご意見箱58件で合計544件、令和2年度はお問合せフォーム690件、市へのご意見箱35件で合計725件、令和3年度は11月末時点での件数になりますけれども、お問合せフォーム488件、市へのご意見箱28件で合計516件のお問合せや御意見等をいただいております。

この内容につきましては、市の施策に対する御意見や職員の対応についての苦情など、様々なものをいただいておりますけれども、中にはお褒めの言葉や感謝される内容もございます。

説明を求められているケースにつきましては、担当所管において十分協議、検討した上で、必要に応じて市長協議を行いまして、電話やメール、また、直接出向いて説明をさせていただいております。また、担当所管の今後の業務改善等につなげられないか、また、職員の対応に関して問題等はなかったのかなど、職場討議のための貴重な御意見として取り扱っております。

市へのご意見箱につきましては、全て文書扱いになりますけれども、全て市長に内容を報告、協議した上で、できる限り対応させていただいております。

そういった市民の皆様から寄せられた声を真摯に受け止めさせていただきまして、改善すべきところは改善に努めております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

しっかり各所管課に回して協議をし、検討し、場合によっては市長に届いて、その上で適切に対応し、お返事をしておるといって話で、結構なことです。そうあるべきです。ただ、いろんな要望とか、いろんな苦情とかが来た。それで、やっぱりなかなか思うようにいかない、それとか、いっちゃん返事がなかつたということで困られると、我々議員にいろいろお話しに来られます。前から何度も言っているんですけど、いまだに返事が来ない。電話をすると、いや、もうしときましたけんと。いや、しときましたけんじゃなかでしようもんと。ボールを投げたら、ボールを投げ返す。それとか、半年、1年もそのまま返事がない。聞くと、いや、まだちょっとこういう状況ですからと。途中経過を必ず、例えば、3か月に1度とか、半年たったけんとか、そこでちゃんと経過を報告してあげられると安心されるんですよ。中では一生懸命やっても、それは第三者に見えませんか、ああ、忘れないでちゃんとやってくれているんだなというその辺の配慮、対応は必要だと思いますし、我々議員に対してさえ返事をくれない職員がいらっしゃる。これは事実ですから、それは徹底をしていただきたいと思います。

それで、先ほど行革、それとか新たな課題、市民の満足度、それと、行革の中にも職員の資質向上、多様化する中でしっかり職員一人一人の能力を上げていくんだということなんですが、市の職員の皆さんの研修制度、研さんをする、どういう方法を取られておられるのか、簡単に結構ですからお願いします。

人事秘書課長（江口英範君）

職員研修についてでございますけれども、本市の人材育成基本方針の柱の一つとして掲げております、大きく職場外研修と職場研修の2つがございます、1つ目の職場外研修では、

福岡県内の自治体職員を対象に福岡県市町村職員研修所での研修所研修と、福岡県の市町村支援課や防災企画課、また、民間におきましてはKBCなどへの派遣研修がございます。令和2年度の実績では延べ76人が参加しております。

福岡県などへの派遣研修については、1年ないし2年間の派遣になりますが、他団体での広域行政や防災危機管理、また、民間でのノウハウや運営などについて職務経験を積むと同時に、派遣先から本市に帰って、また配属先での関連業務に生かしています。

福岡県市町村職員研修所での職員研修についてでございますが、新規採用職員、また、役付でない非役付職員は、自治体職員としての心構えや待遇などの基本的事項を中心にした研修内容で行います。また、新任部課長、係長などへの昇任・昇格者や再任用職員などについては、主にマネジメント能力や人材育成能力などの研修内容で、職層別に受講しています。また、職員各自が研さんを積むための、例えば、税務や土木に関する分野において希望する内容を受講できる選択研修を実施しており、職務能力の研修から専門的な実務能力の研修など、約30種類の研修がございます。

2つ目は、本市独自の職場研修でございます。年度ごとに研修計画を立てて実施しております。新規採用職員研修やメンタルヘルス研修、交通安全教室などを実施しています。令和2年度実績で延べ474人が受講しています。

本年度におきましては、ハラスメントに関する指針を作成いたしまして、職員向けにリーフレットを作成、配付するとともに、パワーハラスメントに対して本年9月にDVD視聴による会計年度任用職員を含めた職員研修を行い、法令遵守、コンプライアンスを意識してもらうための啓発を行ったところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それぞれ階層別、年度別、新人研修はもちろんのこと、新任部課長、それと再任用職員の皆さんの研修、そして、最近のはやりじゃありませんけど、パワハラ、セクハラ、それとコンプライアンス、法令遵守と。なかなか感じがらめといいですかね、一言がハラスメントと言われるような、そういう時代になって、なかなか本当にやりにくい。ただ、そういう状況である中、しっかり基本を学んでおくと。それと、まずは接遇ですね。よく窓口での対応が横柄やったとか、絶えずまたそういう話も聞きますのでね。

それで、400名、500名もおると、いろんな人がいらっしゃいます。新卒の面接だけではなかなか本人の中身まで分らんと。懲戒、何か罪を犯したとか、仕事ぶりが不行き届きとか不届きとか、懲戒、分限という制度があると思うんですけども、病気とか、そういう方は長期休暇とかあると思うんですけど、それを除いたところで状況を簡単にお願ひします。

人事秘書課長（江口英範君）

懲戒の部分にて、過去10年間で申し上げさせていただきます。

平成23年度に停職1か月が1人、平成26年度に減給10分の1、1か月が1人、平成28年度に停職4か月が1人、令和2年度に停職2か月が1人と停職1か月が1人という状況でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

数年前にまだ採用されたばかりの職員が女性の部屋に忍び込んだとか、それとか、業務上知り得た携帯番号でしつこく誘ったとか、何かそういう案件もありました。当然、懲戒なりなんなり、この制度に抵触しないで厳重注意というやつも結構あると思うんですよ。やはり職員の意識、規範意識をしっかり持つておくというのは当然なんですけど、逆に、よく頑張ったと、いい成果を上げてくれたと、市の条例に表彰条例というのがあるんですけど、表彰条例の運用実績はあるんですか。なければ、そういう表彰なり、褒める、そういう状況というのを教えてください。

人事秘書課長（江口英範君）

ここ数年の表彰の実績はございませんけれども、市職員の人事評価制度について申し上げさせていただきます。

平成18年度から管理職を対象に試行導入をしております。平成24年度から管理職には能力評価、それと、目標管理による業績評価の2つの制度を本格導入し、また、管理職以外には同年度に能力評価を本格導入しております。評価結果については6月の勤勉手当に反映しております。また、平成30年度からは管理職以外にも目標管理による業績評価を試行導入しているところです。

この評価におきまして、5段階評価、S、A、B、C、Dという形で、中間評価をBと設定して、このBをベースとして1.00倍の率に設定しまして、評価区分に応じて100分の5、5%ずつ増減し、6月の勤勉手当に反映しております。

この人事評価制度は人材育成を目的としておりまして、職員の能力や意欲を高め、組織の活性化を図るため、日頃の業務を通じて発揮される職員の能力や成果を公平に評価し、その結果を能力開発や処遇に適切に活用することとしております。互いに能力を高め合える組織を目指して、職員のモチベーションが維持され、相互理解や相互認識の下に、適正な人事評価制度となるよう運用していく必要があると考えています。

また、評価結果を基に、足りない部分、能力については研修内容にフィードバックをしております。さらには、相互に能力を高め合えるため、職場活性化のため、平成30年度職員採用試験から社会人経験者を継続して採用し、民間活力やノウハウを持った社会人枠の人材として、同世代の職員と融合し、刺激し合って、多様化する本市の課題解決に向けて能力を発揮してくれているところです。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、能力、それと目標達成と。ただ、なかなか部下は、一般の職員は上司、主任クラスは課長、課長の評価は部長がする、部長の評価は副市長、市長がするんでしょう。以前、課長の評価を主任、係長、普通の平の職員がするという流れもありますということだったんですが、いまだに導入されていない。上司の顔色をうかがって いや、極端なことを言うんですけど。それに見合った仕事をするプラスなのかなと。じゃ、部下にとって働きやすい職場環境、雰囲気をつくってくれる上司なのかなとか、そういうのも今後の必要なことじゃないかなと。

それで、期末手当に反映するということなんですが、やはりあの職員はよく頑張ったとか、モチベーションは当然給料もありますが、別に、ああ、これはよく頑張ったと、苦労したけれども一生懸命やったと。周りの職員も上司も、おまえ、よく頑張ったじゃねえかと、これは達成感、大きなモチベーションだと思うんですよ。

例えば、1つの例として、現在、柳川市で国土調査事業を行われておりますが、昨年度から大和町の豊原校区、筆界未定という隣との個人個人の境界がなかなか決まらない。いろいろ歴史的な経緯があって、結局、筆界未定、境界が決まらなかった。ところが、蒲池地区が筆界未定ゼロだった。100%境界が決まったと。そこで、多くの自治体から視察に来られたと。これはある意味、評価すべきことじゃないですかね。国土調査課として、やっぱり評価、表彰してあげる。それで、ほかの課の底上げ、先日の市営住宅の住宅料の未収の改善とか、そういうのはやっぱり評価してあげる。さらに、ほかの課の意識も変えていくということも必要なんじゃないかなと思うんですよ。

それで、先ほど人事評価制度のことを聞いたんですが、上司の言うことと。市の職員は上司の職務上の命令に従わなくてはならないとあるんですけども、市の最高権力者は市長です。市長の命令には前例のないこと、とんでもないこと、これはこんかこつしたら大ごつばいと、そういう命令にも全て従わなくてはならないんでしょうか、答弁願います。

議長（藤丸正勝君）

どっち。（「市長が答えることじゃない」と呼ぶ者あり）

総務部長（平田敬介君）

それは市長が答えることじゃないと、ちょっと代表して私が手を挙げましたけれども、市長が無理難題、法律に触れるような命令をしたら従うのかと。それは従わないでいいですね。ただ、夢のある、住民にとってこうしたいという市長のいろんな指示があれば、それは無理でも取組にはかかります。それはもちろんかかります。多少無理でも、それは市長としての政策を提言、それはどうやって、どういう体制でやるかによって、無理な体制をできる体制にしながらやっていくと、そういうことは必要だと思います。

これから過疎対策の話もしたり、いろんな要望があります。そういったことに対して、こ

れから人口減少の中で、財源も減る中でやっていくということですので、それは職員のほうもそういう受ける体制をしっかりと整えて話し合いながら、いろんな能力を高めながらやっていく必要があると思っています。

以上です。

市長（金子健次君）

短く言います。無理難題といっても、私、もともと行政マンですので、大体分かりますので、そういうことは言わないつもりであります。ただし、今、国土調査にしても、ライトを浴びない職員、地道にやっている職員、そういう人の評価というのはよく考えてやらなければならないという気持ちであります。評価が上がってくる人は、例えば、今回の場合、住宅家賃の関係で頑張りました。課長、係長も含めて毎晩やって、成果も上がりました。そういうことも、やっぱり評価は評価としてしていかなければならないというふうに思っております。ライトを浴びない職員も含めて調査をやって、私は引き上げていきたいというふうに考えておりますので、無理難題なことを私は言いません。

10番（佐々木創主君）

金子健次という人、市長の人間性、非常にいい人、真面目な人、これは誰もが認めるところだと思います。そんなことはおっしゃらないと思いますが、ただ、政治上、いろんなやり方がある。どうしても100%賛成を得られないものがある。

1つの例として、平成27年に市民文化会館の用地を購入するに当たって、地権者に土地鑑定評価額を基に価格を提示したところが、うんと言ってもらえないということで、1.5倍の金額を改めて提示したと。それで購入された。そのとき市長は、ぜひ必要な土地ですからとおっしゃった。私はぜひ必要な土地と、まあ必要な土地、そんな差があるんですかという話をしましたが、その影響で柳川の市長が熱心に進めておられる観光の目玉事業で用地交渉に当たって、ああ、鑑定評価は幾らねと、ほんなら、その1.5倍なら売ってよかよということがあった。結局1.5倍は提示せずに、そのままの額を提示したから、そこはいまだに田んぼのままですね。

だから、大きな影響を与える、そういうことですよ。そういうときには市の職員というのは、我々議員も市長も任期は4年ですよ。ころころ替わるかもしれない。安定性、継続性、これを普遍的に継続して守っていくのは市の職員の皆さんです。そういうときは首をかくても止めんといかん。これが市の職員の皆さんに与えられている、課せられている責任だと私は思います。そういった意味で、しっかりとしたそういう誇りと自信を持って、それと夢も持てる、そして、やりがいと頑張ろうと、そういう気力を持てる組織づくり、市役所づくりをしていただきたいと思います。

終わります。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午後 2 時20分 休憩

午後 2 時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、5 番新谷信次郎議員の発言を許します。

5 番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。5 番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問を行います。

ウイズコロナにおける政治、経済、教育、福祉の在り方が模索されています。これまでに計画されたり事業化されたことについても、現在の実態、現場の声を基に、再検討なり修正していく必要があります。

今回質問しますのは、三橋学校給食共同調理場の設備、施設について及び民間委託について質問いたします。

次に、下水道事業における現状と計画並びに合併処理浄化槽補助と受益者負担金についてです。

この後は自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5 番（新谷信次郎君）続

まず、三橋学校給食調理場の施設設備についてお聞きしますけれども、今年10月19日、調理員さんの労災事故が三橋学校給食調理場、縮めて三橋給食調理場と言いますけれども、その労災事故が発生していますが、その事故の状況と原因、事後対応はどうであったか、お聞きしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

10月19日、会計年度任用職員であります調理員の事故の原因及び発生状況につきましては、食器を食器洗浄機の浸漬槽、食器をつける部分の水槽みたいなものでございますが、これにつけるとときに通常の場所の反対側から入れようとしたしまして、この浸漬槽の縁にあばら部分を打ちつけたというものでございます。

そのときはそのまま作業されたようでございますが、次の日に痛みを訴えまして病院を受診、肋骨にひびが入っていることがこのときに判明をいたしました。約3週間の治療が必要との診断がこのときに出ましたので、労災請求に必要な手続を行っているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今の答弁、確認しますけれども、通常の場所の反対側から入れようとしてということが原因のようですけれども、それはどういうことでしょうか。通常どおりのやり方をしなかった調理員さんの責任ということですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

通常の場所の反対側から入れようとしたのは、機械の調子が若干スムーズに動いていなかったというふうなことで、少し先に押し込もうとしておったのではないかというふうに推測をされます。詳しいことまでは聞いておりません。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今の答弁で、詳しいことを聞いていない、そういうことじゃなかろうかということですが、これは非常に大きな問題だと思います。なぜかといえば、翌日の朝、食器洗浄機のチェーンの修理が行われていますね。それは確認していますか。チェーンの修理費用は委員会に請求されているのではないですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

浸漬槽については、今回の補正予算で改めてまた修繕費のほうを計上いたしております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

いや、これは労災事故が起こっているわけでしょう。その原因をね、その調理員さんが通常のところの反対のところ、そこから入れたから事故につながった。それは食器洗浄機の機械の調子が悪かっただろうと推測されるでは、それは非常に無責任な答弁だと思いますよ。明るく朝、食器洗浄機のチェーンの修理が行われたということとその前日の事故との関連、明白にあるんじゃないですか。きちんと責任を持って答えてくださいよ。

学校教育課長（古賀 洋君）

食器洗浄機の調子が悪いということは以前から聞いておりました。その不調によりまして事故を誘発した可能性は私も感じているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

いや、ちょっとそれは同じ答弁の繰り返しじゃいかんですよ。翌日の朝、食器洗浄機のチェーンの修理が行われたことは確認していますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

修理が翌日に行われたかどうかまでは私のほうでは把握をいたしておりません。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

これは労基署に何か訴えますよ。労災事故があっていて、今報告されたのは、調理員さんが何か反対側から要らんこと食器を入れたから、だから事故につながったということになっているじゃないですか、今言っているのは、食器洗浄機の調子が悪かったらと推測されるというのは、それは非常に無責任ですよ。私が現場から聞いた中では、食器洗浄機のチェーンが切れて食器の籠を送り込むことができなかったから、あえてその調理員さんが手で抱えて、その泡が出る洗浄のところまで持っていかれたときに胸を打ってあるんですよ。そういうふうに聞いています。そこは確認していないんですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

そのような細かいところまでは確認をいたしておりません。

以上です。（「議長、ちょっと待ってくださいよ。非常に問題 聴取不能 この労災事故の原因をはっきりさせてくださいと言っているんですよ。労災事故ですよ。それを細かいところははっきりしていないとかね、細かいところどうのこうのじゃないじゃないですか。原因をはっきりさせてくださいということですよ。今報告されたのでは、原因をいいかげんにごまかしたまま報告をしているということですよ。重大な問題ですよ。その責任を持って答えてくださいよ。教育長どうですか」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

新谷議員、この修理の通告はしてあったんですか。（「いや、修理の通告はしていませんけれどもね、しかし、私が聞いているこの労災事故の原因については全く触れていないから確かめているんですよ」と呼ぶ者あり）

労災の件で聞いてあるけん、その修理のほうも調べとらんというわけでしょう。そいけん、その辺を教えてください。

5番（新谷信次郎君）

そしたら、労災事故としては、その職員さんが普通とは違う反対側から食器をつけたので、そこで胸を打たれたというところの報告、その労災事故の報告内容としては、そういうふうな内容で終わっているということですね、そこをちょっと確認です。

学校教育課長（古賀 洋君）

そのような形で労災請求がなされているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

じゃ、この件については、労基署へのこちらからの訴えも含めて、原因、真相を究明したいと思います。私が現場から聞いているのは、先ほど言いましたように、食器洗浄機のチェーンが切れて、それで仕方なくというか、食器洗浄機を終わらせないと翌日の給食配膳に大きな影響を与える、ストップするから、あえてその職員さんが自分で抱えて洗浄機につけてあるわけですよ。そういうことをきちんと明確にしていない、この事故の原因を責任

持って究明していない、そういう点は教育委員会として非常に大きな責任ですよ。ちょっと教育長、予定はしていないけど、その辺りは教育長としてどうですか。

教育長（沖 毅君）

子細について究明し、適切に対応したいというふうに思います。

5 番（新谷信次郎君）

議会に対して、正式に調査をした上で再度報告をお願いしたいと思います。これは現場の声としても、私のこの一般質問上の責任としても、はっきりと真相究明して責任を明確化したいと思います。

時間の関係がありますから、次に移っていきたいと思います。

この問題について関連してですけれども、昨年 8 月 28 日に熱中症で救急搬送された調理員さんがいました。そのときも 12 月議会で私が一般質問するまで教育民生常任委員会等への報告がありませんでした。今回も教育委員会が管轄している場所での労災事故、そういう事故なんですけれども、これも教育民生常任委員会での報告は必要ではありませんけれども、こういう労災事故が起こった場合には、少なくとも教育民生常任委員会、あるいは議会関連、必ず報告が必要ではありませんか。

学校教育課長（古賀 洋君）

教育委員会が所管をいたしております場所での教育委員会職員の事件・事故につきましては、委員会として必要に応じて議会の全員協議会、所管であります教育民生常任委員会に報告するように努めてまいりたいというふうには思います。

この件につきましては、教職員等の場合については教育委員会の衛生委員会、会計年度任用職員も含めまして市の職員につきましては市の衛生委員会のほうに報告をするというふうな手はずになっております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

何かそういう流れなり手続というようなことは分かりますけれども、行政側の職員が交通事故を起こしたときなんかでも全員協議会等で報告があるわけでしょう。これはそういう交通事故というよりも、給食の調理現場での労災事故、そのことがひいては子供への安全・安心の給食調理という市の教育委員会の重大な業務に関わる、そういう事故ではありませんか。そういうことを少なくとも教育民生常任委員会に報告をしないというのは非常におかしいんではありませんか。これも教育長、教えてください。

教育長（沖 毅君）

今の件についても適切に対応していきたいというふうに思っております。

5 番（新谷信次郎君）

じゃ、なぜこの 2 件は報告しなかったんですか。その理由は何ですか。

教育長（沖 毅君）

今後、適切に報告をさせていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

5 番（新谷信次郎君）

このような労災事故が起こった場合には、教育民生常任委員会での報告が今後必ずあるということで確認していいですか。

教育長（沖 毅君）

対応していきたいというふうに思います。

5 番（新谷信次郎君）

今後、このような事故防止対策をどうしていくかについてお聞きしたいと思いますので、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今後、機械の取扱い、それから、事故防止のための研修に努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

だから、少なくとも私が現場に行って確認をしたときにも、私が聞いた範囲でいうと明々白々なんですよ。食器洗浄機のチェーンが切れたために、給食調理員さんがあえて食器籠を抱えて入れ込んだのが胸を打たれる原因であった。だから、教育委員会の方が三橋の給食調理場に行って、食器洗浄機のそばに行って、どこに調理員さんが立たれたのか、何をしてあったのか、なぜそのようなことをしてあったのか、機械はどういう状態だったのか、行って直接現場を見ておけば、ここでこういうふうにながたがた言う必要はなかったと思うんですよ。そういう確認はしていないんですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

私のほうで調理場内に立ち入ることはできませんので、調理場長から報告を求めようになっています。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

それはおかしいでしょう。労災事故の原因を調べに来たのに、その調理場に入れないということは、それはおかしいんじゃないですか。何がそういうような決まりがあるんですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

もちろん事務室には入れますけれども、私どもはあらかじめ検便等の手はずをしておりませんので、調理場の中には基本的には立ち入ることができません。したがって、事情は聞くことしかできません。したがって、調理場長を通じて現場の報告を受けているというふうな現況でございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

緊急のこういうふうな事故調査ですから、そういう緊急の体制というのは取れるんじゃないですか。

検便が必要なら、検便した上で2日か3日、その後ぐらいにも調査できるんじゃないですか。検便でこんな重大な事故の原因が究明できないというのは、それは責任逃れじゃないですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

これにつきましては、現場の職員から今後きちんと聞き取りをしていくというふうなことで対応をしていきたいと思えます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

再度聞き取りと、それと、食器洗浄機の状態、検便を済ませた上で直接確かめてくださいよ。そして、そのチェーン等が切れたかどうか、切れた状態、調理員さんがどこからどうやって食器籠をつけたのか、そこを直接確かめてください。

では、以上、この件については終わりますけれども、続けて、老朽化してトラブルが発生する設備機器はほかにも聞いております。連続炊飯機はコーナーで引っかかったり、あるいは加熱部分でひっくり返って焦げる可能性があるということです。昇降式の食器保管庫は取り出しができない場合があるそうです。真空冷却機は夏場は冷えない。ボイラーはいつ停止するか分からない。蒸気釜は飛び散りがあり、床は剥がれている。コンテナは本来、消毒機器が必要ですが、手洗いで消毒している。こういうふうな機器にトラブルが発生した場合、現場の調理員さんが長年の経験で応急に手直しして調理が進むようにしている。場合によっては男性の力でないと手直しができないというような場合もあるそうです。

こういう現場の調理員さんたちの現場での応急の対応、努力、こういう状況を把握しておられますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

設備等の老朽化については十分把握をいたしております。学校給食に支障が出ないように、予算の中で優先順位を決めて、修繕、できる限りのことをやっております。

しかしながら、やはり老朽化しておりますので、緊急に全く動かないというふうな機械が出ますと、その修理について優先的にやっていかなければならないということで、確保しておいた修繕のための予算をそれを使ってしまうというふうなことで、修理ができずに、次々と次年度、次年度と先送りをするようなことがこれまでもあっていることは事実でございます。できるだけ予算等を確保、それから、老朽化した機器の更新、これに努めて、職場環境、それから、衛生環境の向上に努めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

修理の予算確保も厳しいところがあるということですが、来年度、蒲池小学校の単独調理場を廃止して、三橋給食調理場に移すのにも、全額かどうかは細かい答弁がありませんでしたので分かりませんが、10,000千円以上の補正をこの12月議会に組んでいるということがありますよね。だから、安全・安心な給食を子供たちのために作るということであれば、補正を組んででも早急に修繕等、改善等、対応すべきことはできるんじゃないかと思います。

それに関連して、今、取り上げました機器の耐用年数はどんなふうになっていますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

取扱業者のほうに問い合わせでの回答になりますが、連続炊飯機、昇降式の食器保管庫、コンテナ、こういったものについてはおおむね10年、真空冷却機につきましては8年、ボイラーの施設につきましては10年から15年、蒸気釜につきましては9年程度、こういったことでした。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

そうすると、三橋調理場は1995年建築で、築26年経過しているわけですね。さきの機器は耐用年数の2倍以上を超えているということですか。

そういう状況で、これまでどのような改善対策を行ってきたのか、お聞きします。

学校教育課長（古賀 洋君）

必要に応じて修理、それから、保守点検を行っているというふうなことでございます。もちろん部品の交換ができる分につきましては、部品の交換等で対応してきております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

機器の耐用年数の2倍以上を超えているような状況で、三橋給食調理場では調理が行われているわけです。

次に、そういう状況の中で、三橋給食調理場は衛生管理基準を満たしているのかという疑問も生まれます。学校給食設備等の衛生管理定期検査票、それによる検査結果はどうなっていますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校給食設備等の衛生管理定期検査、これは調理場のほうで薬剤師等の協力を得て点検をいたしておるものでございます。

年3回の定期検査というふうになっておりますが、令和3年6月10日の定期検査票によりますと、評価の基準が改善を要するというC判定、これが5項目ございます。この内容につ

きましては、釜下の排水溝が浅く、排水時に床面に飛び散りがある。冷蔵室、冷凍室に原材料と調理済食材が混在しているが、これの新たに設置する場所がない。調理室も食品庫も空調がなく、高温多湿になっている。調理後の料理が床上60センチ以下の位置で配缶されているため、これ以上の移動台車が必要、こういったコメントが記されているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

随分C評価、改善する必要が設備面でもいろいろあるということではないでしょうか。

最初の問答での時間が過ぎましたので、幾つか飛ばして質問を続けたいと思います。

以上の施設設備の老朽化やトラブル、衛生環境の不備が指摘されているわけですが、関連して、センターの改修計画について質問します。

当初、令和5年度、改修計画、そして、翌令和6年度、三橋センター民間委託というふうに計画をされていたと聞いております。ところが、この改修計画が民間委託よりも後回しになっていますね。つまり令和5年度に三橋給食調理場が民間委託になって、改修は翌年度に回されている。

施設設備改修が進まない中で民間委託が先行することになりますけれども、それで安全・安心の給食が保障できますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

三橋学校給食調理場を今後、長期間使用していくためには、設備等の老朽化、調理場施設の今後の集約化等を念頭に入れながら総合的に整備する必要があると考えております。

三橋の調理場につきましては、全体の大規模改修が必要であるというふうにはまずは考えております。同時に、この現業職員も減少をいたしております。一人一人がどこまで責任を持って直営を堅持できるのかといった不安もある中、行財政改革の一環といたしまして、業務の効率化、人件費を含む経費の節減、こういったより効果的、効率的な行財政運営を図るため、調理部門を民間に委託することも必要であるというふうに考えております。

平成25年8月に総務常任委員会、議会に御報告をしておりますこの当初の計画、このときは平成35年度からということですが、令和になりましたので、令和5年度から民間委託を実施する方針、これにつきましては、このまま実施をしていきたいというふうに考えております。また、委託後につきましても、これまでどおり児童・生徒の心身の健全な発達に資する安全で安心な学校給食が提供できるというふうに判断をいたしております。

本来、その委託にいく前に大規模改修というものを実施したいというふうに考えておりました。しかしながら、予算、ある程度の期間、こういったものがなくなってまいります。今回、空調等設備を導入させていただきました。今年度中には完成をいたします。しかしながら、大規模改修を実施するということになると、この空調を一旦外して工事をすると

いうふうなことにもなりかねません。したがって、今後は機器等の更新等を進めながら、大規模的に中の設備を新しくしていくというふうなことを考えながら、今後の改修の方法を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

民間委託についても幾つか質問を飛ばして、三橋給食調理場の現業調理員さんからはこういう声もあります。平成24年に矢部川、沖端川が決壊したとき、三橋調理場から炊き出しをしております。市の直営現業だからこそ、こういう炊き出しの応急対応ができたということですね。

さて、民間委託でこのような対応ができるでしょうか。毎年、集中豪雨、洪水が発生している中、いつまた何どき炊き出しが必要な事態が起こるとも限りません。再度聞きます。民間委託でこのような対応ができるでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、調理部門を民間委託にしております2調理場につきましては、委託契約書に炊き出し等の応急対応について具体的な記載はございませんので、このような対応をするということであれば、まず、委託業者との協議が必要となります。できるだけこういった形で契約に織り込むなりして、そういったことも対応できるようにというふうに考えていきたいと思いますが、万が一、炊き出しができない場合においても、それ以外の最良の方法がないか、防災担当課とも協議をしながら対策を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

こういう質問をしているのは、その所定の計画どおり民間委託ありきではなくて、三橋給食調理場の施設設備の老朽化、市直営の利点、学校給食法の理念などから、民間委託について、特に現業の給食調理員さんの声を直接受け止めて再検討したらどうか、そういう段階ではないかと思えますけれども、それについての教育長の見解をお願いします。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから課長が申し上げておりますが、三橋学校給食共同調理場を今後、長期間使用していくためには、設備等の老朽化、また、調理場施設の今後の集約化等を念頭に入れながら、本年度、空調等を設置しておりますが、その後、全体の大規模改修も必要であるというふうに考えております。

また同時に、行財政改革の一環として、業務の効率化や人件費を含む経費の節減など、より効果的、効率的な行財政運営を図るため、調理部門を民間に委託することも必要であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましても、学校給食法に、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものと、また、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とするとあります。学校給食は学校教育の一環でありまして、子供たちの健康や食生活を支える大切な分野であるというふうに考えております。

これまでも民間事業者に委託をしておりますが、委託後も教育活動として、食に関する指導等につきましては、これまでどおり給食の時間や授業時間に学級担任、また、栄養教諭等が適切に行っております。また、児童及び生徒の心身の健全な発達に資する安全で安心な学校給食が提供できているところでございます。今後も引き続き学校給食の目的を実現できるように努めるとともに、三橋学校給食共同調理場につきましては、当初の計画どおり、令和5年度から民間委託を実施する方針で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

最初に質問しました調理員さんの労災事故の原因について、現場の現業の調理員さんについて改めて状況をお聞きする、そういう機会を設けるということでしたね。やはりそのときに同時に、今申された民間委託と、それと、給食調理場の改善について、現場の現業調理員さんたちがこれまでどのような対応をされてこられたのか、そして、民間委託や大規模改修についてどのような気持ち、考えでおられるのか、そういう声も併せてぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

そのことをお願いしまして、この質問を終わります。

続けて、下水道事業についてお聞きしていきます。

下水道事業について、その目的、事業経過、これまでの整備完了区域と今後の整備予定区域はどうなっているでしょうか。

下水道課長（亀崎和博君）

新谷議員の質問にお答えします。

事業の目的は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共水域の水質の保全に資することです。

本市の下水道事業は、全体計画区域を1,350ヘクタール、そのうち事業計画区域を273ヘクタールと定め、昭和56年度から着手しました。その後、全体計画区域や処理水の放流先の見直しを行い、現在では706ヘクタールが全体計画区域となっています。

なお、下水道法の事業計画区域は454ヘクタールとなっております。

整備が完了している区域は、小学校の校区で申しますと、城内の全域、柳河、藤吉、矢留、東宮永及び両開の一部となっています。また、今後は現事業計画区域の未整備箇所となっております稲荷町及び沖端町の一部、その後、区域を精査し、事業計画区域の拡大を行う予定でございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

柳川市の単独浄化槽、合併浄化槽、下水道接続のそれぞれの戸数についてお尋ねします。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

浄化槽の設置基数につきましては、浄化槽法定検査機関である福岡県浄化槽協会が統計を取っております。令和2年12月時点での情報となりますが、単独浄化槽が2,311基、合併浄化槽が1万350基の登録がなされております。

下水道接続戸数につきましては、令和3年3月31日現在で4,403戸となっております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

次に、受益者負担金についてお聞きしたいと思います。

これは下水道事業計画区域は下水道に接続するしないにかかわらず、その土地の所有者は受益者負担金200千円を負担することになってはいますが、その算出根拠は何でしょうか。

下水道課長（亀崎和博君）

平成12年に組織されました柳川・三橋下水道組合下水道料金等審議会へ面積割の1平方メートル当たり単価及び戸別割の1戸当たり単価の試算が提示され、近隣自治体の状況、合併浄化槽利用に限られる方との整合が検討され、現在の額と決定されております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

ちょっと次の質問も飛ばして、他都市における受益者負担金の状況はどうなっているのでしょうか。

下水道課長（亀崎和博君）

他都市におけます受益者負担金の制度につきましては、1平方メートル当たりの単価が定められている自治体もありますし、柳川市のような1戸当たりの単価が定められている自治体もございます。特に、平方メートル当たりの単価が安く設定されている他の自治体につきましては、昭和40年代ぐらいに定められた単価となっている傾向でございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

隣の大川は均等割額100千円、面積割額1平米当たり300円、100坪だとして99千円、合計199千円ですから、大体柳川と同程度というふうに言ってもいいかもしれません。ただ、みやま市は公共ですが1基150千円ですけれども、これは下水道接続希望者のみ受益者負担するというふうになっていると聞いております。そういうふうな例もあるということです。

それで、答弁を用意してあるのに次から次に飛ばして申し訳ありませんけれども、受益者

負担金、下水道料金の未払いの割合についてお聞きしたいと思います。

下水道課長（亀崎和博君）

下水道使用料金の未払いにつきましては、令和2年度の実績で使用料金が18.4%、受益者負担金につきましては12.9%となっております。企業会計では3月末日までに収入が確定した額で算出したものとなります。出納整理期間である4月と5月の収入を現年度収入として計算しますと、下水道使用料は1.6%、受益者負担金が11.9%となっております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

受益者負担金の未払いがちょっと多いですね。気がかりなところですが、それに関連した質問は後で行いたいと思います。

下水道事業計画区域における合併浄化槽への補助金はどうなりますか。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

合併浄化槽への補助金につきましては、柳川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行っておりますが、要綱第3条におきまして補助金の交付対象となる地域は公共下水道事業計画を定めた区域以外と定めておりますので、下水道事業計画区域には補助金の交付は行っておりません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

市民の方からこういう相談がありました。その相談があって、私も下水道事業の計画区域がどういうものかということ初めて分かったわけですが、その相談はこういう例です。

下水道の事業計画区域指定からおよそ1年後に家を新築されました。下水道はまだ通っていないので合併浄化槽を設置されたわけですが、下水道事業の事業計画区域に指定されているので、合併浄化槽の補助は出せませんということでした。しかし、下水道が通ったのは、それから7年後です。そして、受益者負担金は同時に払わなくてはならなくなったわけです。これから下水道に接続しようとするれば、接続費用、自分の敷地内の分は最低でも200千円以上負担しなくてはならないというふうにも聞いております。

こういうふうな状況で、たった1年違っただけに下水道の事業計画区域に指定された範囲内だからということで、合併浄化槽の補助金は出ない。しかし、下水道が通ったのは7年後。そして、はい、下水道に接続しようとしなかつと受益者負担金200千円は払ってください、これはそれまで市税とかそういう納税をきちんと果たされた方でもかなりの抵抗感があるんじゃないかと思えます。

下水道が通る前に合併浄化槽を設置したら、その補助は出してもいいのではないのでしょうか。いかがですか。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

先ほど申し上げました柳川市で実施する合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、国、県の補助をいただき、活用する事業となっております。

この制度を活用するには環境省の浄化槽設置整備事業実施要綱並びに福岡県浄化槽整備事業補助金交付要綱に準じなければなりません、それぞれの要綱において対象とする地域を下水道法に基づき策定された、先ほど申しました下水道事業計画区域以外の地域と定められておりますので、このことから現行制度での補助金の交付は難しいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

行政ですから、法律とかそういう要綱に基づいて対応しなくてはならないんでしょうけれども、別の地区では、平成25年、平成27年に合併浄化槽を設置した際、下水道が通った場合、接続するという誓約書を取られた上で、合併浄化槽の補助が出ていると聞いています。これはこの地区が下水道事業計画区域に指定されていても、合併浄化槽の補助が出たということにはなっていませんか。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

下水道事業につきましては、全体計画区域と国、県から事業認可を受けた事業計画区域、いわゆる先ほどから申しています認可区域がございます。

先ほども御説明させていただきましたが、事業計画区域は国、県、市の補助金交付対象外となっておりますので、議員がおっしゃられます別の地区というのは、この全体計画区域であったため、補助金の対象となったと思われます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

その下水道事業の全体計画区域と、それと事業計画区域、この違いですね、かなり大きな違いがあるわけですね。合併浄化槽の補助金が出るか出ないか、そして、受益者負担金が発生するかどうか、そういう境目になるわけですが、そういう区別が非常に不明確じゃないかと思えます。これについては後から質問しますけれども、例えば、少子高齢化の中で、年金暮らしの高齢者世帯において、さあ、事業計画区域になりましたよ、受益者負担金200千円払ってください、下水道につなぎたいならば接続のための個人負担200千円、その後、下水道料金も払ってくださいよと。ここまでもう高齢者になって、うんにゃ、うちはもう先長うなかつに、わざわざ下水道につながんたっちゃよか、つながんたっちゃ200千円払わやんと、そういう声がたくさん出ております。

下水道に接続する、しないということですが、その下水道に接続せず、それまで例えば合併浄化槽を使っているならば、その合併浄化槽を使い続けるほうが割安になるんじゃないでしょうか。

下水道課長（亀崎和博君）

現在設置されておりますものが御利用できる場合は、そのままお使いいただくのが割安になりますが、浄化槽も経年劣化により故障が発生します。そのような心配をすることのない生活環境にするには、下水道接続がよいものと考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

先々はそういう利点もあるということでしょうけれども、正直、下水道の事業計画区域の高齢者の人にとっては、こう言っちゃなんですけども、下水道はありがた迷惑、そういうふうに声が上がっています。

ですから、下水道に接続した場合だけ受益者負担金を払ってもらう、そういう検討はできませんか。

下水道課長（亀崎和博君）

下水道管が敷設されたことで、直ちに接続し、受益を生かされる方がいらっしゃる一方、現在御利用の排水施設の故障などにより接続されることで受益を生かされる方もいらっしゃいます。

現在は必要ないと判断されている御家庭においても、将来的には必要となる施設ですので、長期的な視点で考えますと、ありがた迷惑となるものではございません。

下水道が整備されますと、いつでも公共下水道への接続が可能となり、土地の利用価値が高まります。下水道への接続の有無にかかわらず、土地に付加される利益であるため、供用開始をもってお支払いをお願いしております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

問題をもう少し元に戻すと、下水道事業の計画区域という指定をする際、市の広報を縦覧できるということでしたけれども、そんなことを一々気にして見ている市民はほとんどいないと思うんですよ。

じゃ、その下水道事業計画区域に指定された場合に、区域内住民に受益者負担金はどういうものか、未払いがある場合には督促、最悪には差押えまでの行政措置があるということですよ。そういうことをその対象地域の住民に周知していましたか。住民の理解が不十分であるならば、この下水道事業計画区域の指定地域、あるいは行政区ごとの説明会が必要ではないでしょうか。

下水道課長（亀崎和博君）

受益者負担金制度については、工事実施の前年、または年度当初と請負業者決定後の2回説明会を実施しております。欠席者につきましては、戸別訪問を行い、説明しております。

受益者負担金の支払いを拒まれる方への対処方法までは説明会では行っておりません。し

かし、支払いをお願いに訪問する際には、そのような措置に訴えることがあることをお伝えする場合がありますし、差押えを行う前には差押予告通知を郵送し、お知らせしているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

再度、繰り返しになるかもしれませんが、下水道事業の全体計画区域の段階では合併浄化槽の補助が出る。まだ受益者負担金は発生しません。一方、事業計画区域に指定されれば、もう合併浄化槽の補助は出ませんよ、そして、下水道が通ったら接続しようがしまいが受益者負担金200千円を払ってください。先ほど申しましたように、それまで真面目に納税をされた方も、しかも、高齢になれるほど、こういう話は素直にはやっぱりなかなか受けられないんじゃないでしょうか。いや、法で決まっていますよ、事業計画はこうなっていますよ、それは今までそうやって200千円皆さんに払ってもらっていますよということはあるでしょうけれども、今後ますます市内でも高齢者世帯が増えていく中で、そのような抵抗感、そういうのはますます大きくなっていくのではなからうかと思えます。

そういう中で、年金暮らしで200千円も払いきらんという声は、より大きくなってくのではないかと思いますので、行政側は、事業が決まっているから、法律や条例で決まっているからではなくて、対象地域の実情、市民の声にしっかり応える、そして、下水道事業計画区域に指定されたら、きちんと理解していただくように徹底した周知が必要ではないかと思えます。

市長、この辺りについての見解は何かありませんでしょうか。

市長（金子健次君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

今聞いていまして、心情的に私も議員が言うことを理解する部分があります。今、亀崎課長のほうに県内の状況がどういうふうになっているかということも聞きました。事業認可の計画指定区域と認可区域という形の区分がしてありますけど、そういうことで7年後に、合併浄化槽を造ってから金を取ったということでの不満やろうというふうに今聞こえましたけれども、そういうことについては、現在の現行法の条例ではどうしてもできないという結論になっています。しかしながら、いろんなことで、それが7年間もされないということであれば、それが果たして請求が、差押えができるかどうかということについても疑義を感じていますけれども、今の現行法ではできないということでございますので、心情的に分かりますけれども、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

今後、検討することがあるとするならば、やっていかなければならないというふうに感じております。ただし、今日までそういうことで不満ながらも納めていただく方がいらっしゃいますので、そういう公平性もありますので、その分、検討しなければならぬというふうに考

えております。私の考え方はそういうことです。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

市長、今の見解はありがとうございました。そういう見解、今後、受益者負担金の未払い者が増えないように、そういうふうに努力していただきたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして新谷議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時20分 休憩

午後 3 時31分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に続き会議を開きます。

第 5 順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

今回は大和町区域における過疎対策、それと、幹線クリークの釣り人対策の 2 点を予定しております。

まず、大和町区域における過疎対策についてお尋ねをいたします。

本年 4 月、本市大和町地域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づく過疎地域に指定をされました。

そこで、お尋ねしますが、最初に、過疎法の目的をお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

それでは、白谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法の目的ですけれども、同法第 1 条に目的が記載されていますので、読み上げて回答をしたいと思います。

「この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」となっております。要約をいた

しますと、人口が減って他の地域よりも生活基盤などが劣っている地域に対して、様々な事業を行うに当たって国や県が必要な支援を行うことによって、人や仕事の確保、福祉向上など持続的に発展することを目的とした法律ということでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今の説明で、様々な事業を行うに当たって国、県が必要な支援を行うことによって、人や仕事の確保、福祉向上など持続的に発展することを目的とするという説明がありました。それでは、本市の過疎対策として、こうした国、県の支援策、本市に活用できる、あるいは予定されているような支援策をお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

過疎対策の主なものとしたしまして、まず、国庫補助率のかさ上げがございます。これは小・中学校の統合に伴う校舎や体育館の新增築、消防設備、これは常備消防に限りますけれども、その整備などの際、通常50%の補助が55%になるということです。

次に、過疎対策事業債の発行ができるというものがございます。これは柳川市が策定をいたしました過疎計画に基づいて実施される事業の財源として発行することができます。充当率は100%で、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入をされるということになっております。

3つ目としたしましては、税制措置としたしまして、企業を誘致、育成することで産業の振興目的に、所得税や法人税のかかる減価償却の特例や固定資産税の課税免除等による地方交付税による税の減収補填措置があります。今年の9月議会で成立をいたしました柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例も過疎法に関連したものでございます。今後、ピアス跡地に入居いたしましたシギヤマ家具工業の分が適用対象になるということでございます。

そのほか、過疎地域の支援のための配慮としたしまして、過疎地域持続的発展支援交付金というものがありまして、過疎地域における地域人材の育成やICT等の技術の活用により地域課題に対応するためのソフト事業を行う持続的発展支援事業、また、過疎地域の集落再編を図るための集落再編整備事業、遊休施設を再活用いたしまして地域間交流及び地域振興を図るための施設整備を行う遊休施設再整備事業などがあります。事業の経費の全部や一部が補助をされるというようなものでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今の答弁で分からないところが少しあります。もう少し詳しくお聞きをいたしますが、先ほど人材育成やICT等活用事業の持続的発展事業、それと、集落再編整備事業、それに遊休施設再整備事業というのがありますが、これはどのような事業なのか、そして、本市でど

のような事業を想定されているのか、補助内容と併せてお聞きしたいと思います。

企画課長（池末勇人君）

それでは、白谷議員の御質問にお答えをいたします。

過疎地域持続的発展支援交付金につきまして改めて御説明をしたいと思います。

この交付金の目的ですけれども、大きく4つのメニューがありまして、その全部、または一部を補助することによって過疎地域の持続的発展を支援することを目的としております。

そのメニューの中に、大和町で活用できそうなものの一つに持続的発展支援事業がございます。これはICT、いわゆるインターネット等の技術の活用をすることによって地域課題に対応するためのソフト事業を行うものです。例えば、生活の安心・安全確保の対策といたしまして、避難所としてのコミュニティセンターにWi-Fi環境を整備して利用を開放し、被災状況の把握などを可能にするというもので、住民の安心・安全を確保するといったものや、産業の振興対策といたしまして、商店街の後継者不足などの課題解決のために共同商店事業というものがございます。

また、その他のメニューといたしまして、集落再編事業というものがございまして、その事業の一つに定住促進空き家活用事業というものがあります。地域の空き家を利用して定住を促進するための空き家改修を行うというものでございます。

さらに、遊休施設再整備事業につきましては、廃校舎や使用されていない公民館や倉庫などを活用いたしまして、地域間交流を促進するための農漁業体験施設や生産加工施設、地域芸能文化体験施設等の整備ができるというものでございます。

過疎債だけではなく、このような交付金も活用を考えながら過疎対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

3つの事業の説明がありました。内容そのものはよく分かりましたが、補助内容等も教えてもらっていいですか。どういうふうな補助額というか、計算というか、分かれば教えてください。

企画課長（池末勇人君）

まず、過疎地域持続的発展支援事業ということで、先ほど申しましたICTとか、そういうインターネット等を活用したものにつきましては、補助は限度額が20,000千円ということで、交付率につきましては、過疎地域につきましては定額での補助ということがうたわれているところであります。

次に、集落再編事業につきましては、交付率が2分の1ということでございます。

それと、過疎地域遊休施設再整備事業につきましては、限度額が6億円で、交付率が3分の1以内ということになっております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

それでは次に、過疎対策として計画、あるいは予定されている事業についてお尋ねをいたします。

本市では本年度から令和7年度までの5年間の計画が策定されております。計画されている主な事業を教えてください。また、本年度実施、あるいは予定をされている主な事業と、それと、来年度予定されている事業をそれぞれ教えてください。主な事業でいいです。

総務部長（平田敬介君）

白谷議員の質問にお答えします。

今回策定しました過疎計画は、さっきおっしゃいましたように、3年度から7年度までの5年間となっております。過疎法の適用が10年間の今回の法律ですので、まず前半分ということになっております。

この計画の中には、現在大和町で行われている事業、それだけでなく、柳川市全体で取り組んでいる事業や今後の大和町の過疎対策として活用されることが予想される事業を掲載し、過疎法の支援措置を受けるべく準備をしたところです。

今年度を実施する主な事業としまして 実施するといいますが、今回、過疎法に協議をしている事業としまして、ソフト事業としては、高田議員の質問でもお答えしておりましたが、商店街活性化対策、子ども医療費、コミュニティバス運行費などを挙げております。また、ハード事業では中島谷垣開線道路整備や橋りょう長寿命化事業などを予定しております。総額135,900千円を今協議中ですが、追加で充てられないかという事業を今県と協議をしている段階で、この先、金額が増える可能性もあります。

また、来年度以降の事業につきましても、人口減少による歳入減に対応するために、今年度のように過疎債を活用していくということもございます。旧大和町の人口減少対策につきましても、旧柳川市、旧三橋町と同じ平野部で陸続きで、地域や気候、風土、土地柄なども変わりませんので、これまでに総合計画や各分野の計画にいろいろと挙げておりますので、そういう計画を着実に進めていくことがまず基本だというふうに思います。その上で、やはり子育て世代をどう取り込むかというような子育て世代が望むような制度、それから、公園の整備、それと、なかなか難しいところではありますが、雇用確保のための企業誘致、それから、適正な規模の学校の統廃合ということで、保護者の方が望むような学校整備も早急にしていく必要があるかと思えます。

今後、公共施設等総合管理計画から大きく逸脱しない範囲で、大和町にどんな事業が必要なのかということと十分関係する皆さんの声を聞きながら検討して、実施していきたいというふうに思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

さっき最後に、これから必要な事業について検討していくというような話でしたが、過疎指定をされると分かってから約1年ぐらい。たしか昨年2月頃にはこの話は新聞に載ったと思いますけどね。そのときに、こうした計画を出す必要がある、そういうことは当然分かっておったはずなんですけどね、何か今からというのちょっと私は意外な気がします。

ですから、主な事業についてお尋ねをしたわけですけど、さっき5年の事業計画書の中で、現在大和町で行われている事業だけでなく、柳川市全体で取り組んでいる事業や、今後、大和町の過疎対策として予想できる事業を計画に掲載し、過疎法の支援措置を受けるべく準備をしているということでしたよね。そうすると、今年度の事業として、先ほども高田議員のときも言われましたけど、商店街活性化対策や子ども医療、コミュニティバス、中島谷垣開線、ちょっとばっかし、今の話を聞いて、過疎対策とよく分からない。今までの話を聞けば、過疎対策というよりか、財源対策そのものですよ。何か合併特例債で何にでも使えと、それがただ合併特例債の延長線上にこの過疎対策があるような感じを受けてならないんですけどね。

先ほど過疎法の目的についてお聞きしたところですが、こういう説明がありましたね。人口の減少等により他の地域より生活基盤が低下している地域に対し、様々な事業を行うに当たり国、県が必要な支援を行うことにより、人や仕事の確保、福祉の向上など持続的に発展することを目的とするということですね。要するに過疎対策における事業は、生活基盤が低下している地域に対して人材や仕事を確保し、福祉の向上など持続的に発展するためのものであると。ひいては人口の流出に歯止めをかけ、人口の流入を図ることだと、私は先ほどの説明をこういうふうに理解したんですが、違いますかね。ちょっと市の考え方、今、私が言ったような考え方でいいんですかね、過疎対策の目的は。

総務部長（平田敬介君）

白谷議員のおっしゃるとおりだと思っております。

17番（白谷義隆君）

そうすると、過疎計画の中に全てを網羅するように、百三十幾つの事業を、要するに今ある事業、している事業、さっきもちょっと部長の説明で、大和町だけじゃなくて、柳川市で取り組んでいる事業と言われましたね。要するに今考えられる事業全てを挙げてあるんですね。これは計画書を出して、過疎の支援を受けるために、やむなく考えられることは全てを出されたんだろうと思いますけどね、ただ、もう少しですね、今はもう12月ですから、来年度事業についても、そろそろ事業の計画とかは出されているはずなんです、来年の予算のために。ですから、ちょっとばっかし分からないというかな、もう少し具体的な説明が欲しいと思うんですが、実はこの過疎法の指定を受けて、私たちが住んでいる大和町地域では確

かに多くの方が驚き、そして、戸惑いを感じられているのも事実なんですね。しかし反面、過疎対策で大和町地域がこれからどう活力を取り戻していくのかと期待する声も、そして、関心も集まっているんですね。

ですから、私はこの過疎対策における事業は、大和町地域の将来像、大和町はこういうふうにしていきますよと、それが過疎対策における計画だろうと。ですから、過疎対策が単なる財源対策でなく、事業を通して大和町地域の将来像、大和町地域はこうなります、こう計画していますと住民に知らしめることだろうと、私はそういうふうと思うんですが、市の考えをお聞かせください。

総務部長（平田敬介君）

今の過疎計画があまりにも百花繚乱といたしますが、総花的に掲げておるので分かりにくいということだと思いますが、私が今から言うのは、今、市の実際の計画として決まっているものじゃないんですけど、例として考え方とかを申し上げますと、例えば、移住の政策を今まで市として取り組んできました。1つは、もえもん家とか、そういったところで移住体験をしてもらって、柳川のよさ、魅力を知ってもらって、ぜひ柳川にお越しくださいというようなことで、もえもん家に今まで59組191人来ていただいて、4組9人、市外から実際移住してきてもらっています。そういうふうな直接的に市外の方を取り込む事業をどう拡大していくか、そして、その住む場をどうやって大和町に誘導するかとか、そこは柳川市内でどこでもいいとは思いますが、あえて大和町に、じゃ、どうやって誘導するかというのはこれから組み立てていかないと、今すぐにはそれは持たないですね。

あと、市有地の分譲をしました。畦無団地ですね。5区画して、子育て世代、特に、市外からの人には安くして転入促進をして、そこは中学生以下3人の子供がいる5人家族の方が来てくださいました。そして、中山の住宅跡地も4区画のうち1区画は7人家族、子供さん5人の世帯が来てくださいました。そういうことで、平成27年度以降に6組21人、外から実際来てくださった方がいると。

こういう施策をどう大きく広げていくかということなんですけど、そういうのをまだ具体的に、どの場所を分譲してどうするとか、統合小学校の跡地、残った学校をどうやって遊休施設の再整備をしたり、もしくは子育て世帯を呼んでくるために分譲地とするのか、そういったところまで今言えるのを、何年度にそれをどうしますというのは具体的に持たないということなんです。これは今から議員はじめ、地域から上がってくる声を聞きながら、この制度のどれを整備して進めるかとか、そういったところを考えないといけないかなというように思っています。

就農したい、サラリーマンから農家に替わりたい、柳川市に来たい、そうしたときの就農希望者に農地と住居を併せてあっせんする仕組みづくりとか、そのためには農地がどこは貸してもいい、どうしてもいい、ここに空き家がある、そういうのをまたミックスする施策と

か、そういったものをこれからやっぱり組み立てていかないといけないだろうと思います。そのときには、やはり地元の人との協力がないと、農業を教えていただく方、空き家を提供していただく方、商店街を再整備するにしても、うまく食のエリアとかお土産エリアとか、今度は少しそういった計画的な再整備をして、そこにお店を出したい、起業したい人を呼び込む。じゃ、それは誰が発信するか、地域おこし協力隊なのか、地元の商店街なのか、そういったことはやはりずっと考えていかないと、今ここをこうしますというのはなかなかこの中でできていない。ただ、今のような思いはずっと持って、これから市役所内でいろんな、高田議員はプロジェクトとか言われましたけど、関係課と連携して考えていかなければならないかなと思っています。

また、実際、農業の後継者ですね、前は長男、家分かれした人にも分けてやっていけるといこともあったけど、今はなかなか難しいということですけど、その一代一代でいいから、減らないように、後継者がしっかり仕事を担って、そして、家庭を持って、次の世代を産み育てていただくと、それがぎりぎりの生活ということじゃなかなか厳しいだろうと思いますので、ああ、農業してよかったと、そういうような農業にも持っていかなければならないかなと。そこにこの過疎債やこの事業を使っていかなければならないかなというふうにも思っています。

だから、今はちょっと私の思いとしてここで言わせていただいておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

確かに部長が言うように、何とかな、紙に書いた事業計画がなくても、やはり思いはこうした場で言っていただく。先ほども言いましたけどね、大和町地域にはこの過疎対策に期待をする声も実はあるんですね。午前中、区長会との懇談会の話がされましたけど、この過疎対策について私たちは市にこういう要求をしていきたい、市から何も説明がなかけん説明を受けたいという話を私も数人の区長さんから聞いているんですね。ですから、さっき言ったように、市民の中には期待する声もあるんですね。ですから、ただ単に考えられる事業をばっと並べるだけじゃなくて、もう少し大和町地域にとってどういう事業があるのか、そこら辺を今すぐできなければ、それは早急に市のほうでまとめて、そして、計画をつくっていただく。私は9月議会でしたか、過疎計画の話になったときに、事業計画はありますかと聞いたんですね。ありませんと言われてましたね。やはりこうした事業の場合に、事業計画をつくって、そして、市民の皆さんにこういう事業を考えております、こういう地域をつくっていきますというのを市は示さなければならぬと思うんですよ。ただ単に事業を並べただけで、これが過疎債を使うために考えられる事業を全部挙げられている。それじゃ、過疎対策じゃなくて、さっきも言いましたように、ただの財源対策でしょうが。

さっき課長が、要するに過疎債を使って、浮いた金をほかの地域に回したいんだと。市長もそういうふうに言われました。課長もそういうふうに言われましたね。過疎対策をただ単なる、大和町で過疎債が使えるなら、それを使って、浮いた金をほかに回そうというぐらいの考えじゃ、本当の過疎対策にはならないと私は思う。過疎対策はあくまで大和町地域が他の地域に比べて劣っていること 劣っているんでしょう。さっき目的でそういうふうに言われましたよね。そのためにどういうふうに事業をして、どういうふうに人口とか働く場所、そういったのを確保して活力を取り戻していくかなんでしょう。そのための過疎対策でしょうから、私はやはり実施計画をもう少し練って、そして、将来、事業はこういうのをします、将来、大和町はこういうふうなまちづくりをしていきますと、それをまず市民に示すべきです。さっき高田議員も言われましたけど、企画課で課長を除くなら担当は2人ですか。やっぱり市役所には400人も500人もおられるわけですから、ほかの人たちのアイデアもあるかもしれない。優秀な人がそろっているわけですから、そうしたプロジェクトをつくって検討する、私はそういうことも必要だと思いますよ。

ですから、私はぜひ事業計画をつくって、実施計画をつくって、そして、それに向かって取り組んでいく、そういうことが必要だろうと思うんですが、市長の考えがあればお聞かせください。

市長（金子健次君）

白谷議員の言われるのは十分分かりますし、私も同じような考えですので、なるべく早くまとめたいというふうに思っています。

以上です。

17番（白谷義隆君）

市長から私の考えは分かると、ぜひそういうふうにしたいという力強い答弁をいただきました。大和町地域は過疎で、住民の人も落ち込んでおられますけど、これも一つの転機として、この過疎対策で大和町には以前のような元気をこういうふうにして取り戻してもらいますよというような事業計画をつくって、そして、市民の方に示していただきたい、それをお願いして、この過疎対策についての質問を終わります。

次に、幹線クリークにおける釣り人対策についてお尋ねします。

市内で、私たちの地域もそうですが、十数年前か10年ほど前から幹線クリークで多くの釣り人が見受けられるようになりました。もちろん釣りを楽しんでいただくことは悪いことではなく、さっきの過疎対策でもありませんが、交流人口で 釣りが交流人口になるかどうかは別としても、それでもほかのところから来ていただいて、そしてまた、柳川市のよさを見ていただく、そういうことは決して悪いことでもなく、やはり来ていただきたい。しかし、ただ少しばっかし、そこで生活している人にとっては、やはり正直迷惑なところもあります。そのところを注意しながら、やはり多くの方に来ていただきたい。観光であれ釣りであれ、

やはりほかから来ていただくことは私はいいいことだろうと思います。

ただ、そういう中で、私たちの地域でも釣り人が多く見られるんですが、たまにですけど、ちょっと散歩したり、そばを通りかかったりすると、車を駐車されている場所は大体分かるんですね、いつも同じところに車を駐車されておりますので。そうすると、駐車されて、車のあるときは分からないんですが、帰られた後に弁当の空き箱や空き缶が散乱していることが、たまにですけど、見受けられます。また、歩道とか狭い道路に車を駐車されて、他の通行の妨げになっていることもあります。特に、農業者の方が困っておられるのが、切れた釣り糸をそのまま放置しておられるために、草刈り機やコンバインに巻きつくんですね。ですから、非常に困っているんですね。この話はよく、多くの人というか、友達からも聞きますし、近所の人からも、あれはどげんかならんじゃかのちいう声があるんですね。これにはほとほと困っておられます。

そこで、お尋ねしますが、こうした釣り人のマナー対策について市の考えをお聞かせください。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

議員御指摘のとおり、昨今、市内のクリークにおいて釣り人が増加していることは認識しております。また、一部マナーの悪い釣り人に対する苦情、特に、空き缶などごみの不法投棄や道路などでの迷惑駐車につきましては以前より市に寄せられているところです。

不法投棄の対応といたしましては、現在、本市では柳川市クリーン連合会と連携して、不法投棄の禁止の立て看板設置により啓発を行っているところです。

今後も継続して立て看板の設置により啓発を行っていきたいと考えておりますが、現行の看板の表示では釣り人に伝わりにくい部分もあったのではないかと考えられますので、他市の事例などを参考にし、特に、釣り糸や釣針、釣り具などを放置せず、ごみと一緒に持ち帰るようなマナー遵守を啓発する内容を検討したいと考えております。あわせて、設置場所につきましても、地域の方々と協議の上、より効果が発揮されるような実態に応じた啓発を行っていきたいと考えております。

また、車の迷惑駐車や違法駐車対策としましては、管轄する警察へ確認したところ、通報いただければ現場に赴き、移動を促すなどの対応をしていきたいとの回答でございました。

なお、頻繁に発生する場所におきましては、御相談いただければパトロールを強化することも可能であるとの回答をいただいております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今でも不法投棄の看板を設置してあるということでしたけど、あまり私の近くでは見かけないんですね。実は近所の方からも、看板なっとん立ててもらうならよかばってんちいう声は以前からあります。ただ、先ほど看板を立てているということですけど、私も看板がない

かどうが注意しながら見てはいくんですけどね、近所の方から看板なっとん立ててもらうならどげんなっとんなるかもしれんばってんとかちいう話を聞いたので見ていくけど、あんまり私たちの地域では立っていません。それでも、今後していくということですので、そういう対策をお願いしたいと思います。

特に、先ほども言いましたけど、釣り系の放置については多くの方が困っておられますので、ただ釣り系をごみと一緒に持って行ってくださいだけじゃなくて、やはり釣り系の放置を防ぐような、そうした釣り系に特化した看板があれば、ごみと一緒にとかち書けば、何かごみだけが頭に残ってちいうことになったりしないように、やはり釣り系は迷惑しています、持ち帰り、そして、ちゃんとですね 分かるんですね。草とか、あるいは稲とかが高くなってくると、恐らく釣るときに草とか稲に針がかかるんだらうと思うんですよ。ですから、それを処理すつとがせからしいから、釣り系を切ってそのままされているんだらうと思うんですよ。ですから、やはり釣り系の放置について呼びかけるような、そうした釣り系対策についても看板を掲げていただきたいなと思いますが、どうですかね。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

実は議員御指摘の部分につきましては、看板の設置業者さんに一度お尋ねして、どういったものがあるかということをお調べさせていただいています。デザイン、イラストによって釣り系や釣り具とか、そういったものが不法投棄になりますよと明示したデザインのものもございまして、その辺につきましては研究して設置していきたいと考えております。

また、そういった釣り具が不法投棄につながるというところもお知らせするべきかなと思いますので、併せて設置していきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

言わば不法投棄なんでしょうけど、不法投棄の前に、実際困っているんですね。農業者の方が困っておられるんですね。ですから、そうしたことがないように、そういったところも配慮して看板等も作っていただきたい。そして、場所についても協議をしたいということですので、場所等についても、大体釣りに来られる方の場所は決まっているんですね。ですから、そういったところをちょっと見ていただくと分かるから、そういった場所も考えながら、そうした対策をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時16分 延会

令和3年12月7日（火曜日）

柳川市議会第8回定例会会議録

令和3年12月7日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	中村智弘
教	育長	沖毅
総	務部長	平田敬介
会	計管理者	高田啓介
市	民部長	椛島謙治
保	健福祉部長	島添守男
建	設部長	松永泰治
産	業経済部長兼大和庁舎長	松藤満也
教	育部長兼三橋庁舎長	袖崎朋洋
消	防長	松藤敏彦
総	務課長	武田真治
企	画課長	池末勇人
健	康づくり課長	田島雅彦
福	祉課長	内田猛
学	校教育課長	古賀洋
生	涯学習課長	新開文隆
農	政課長	木下隆
子	育て支援課長	竜晴美
観	光課長	山田秀太
商	工・ブランド振興課長	古賀和明
学	校教育首席指導官	野田真功

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局長	白谷通孝
議	会事務局次長兼議事係長	徳永喜美香
議	会事務局次長補佐兼庶務係長	森康貴

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	19番 樽見哲也	1. 道の駅について

順位	質問者	質問事項
2	7 番 菊次太丸	1. インクルーシブ教育の現状と課題について 2. インクルーシブ学童について 3. 放課後の学習支援について 4. 障がい者等の就労支援（農福連けい）について
3	15 番 矢ヶ部 広 巳	1. シャトルバスの中山大藤まつり降車場の変更を 2. 中山の熊野神社前の案内板の傾き、みっともないが 3. 医院の閉院が顕著だが 4. ヤングケアラーの実態は
4	4 番 今村 智子	1. マスク着用・アクリル板設置による「聴こえ」の支援 2. 移住促進
5	16 番 緒方 寿光	1. 「道の駅」の整備に向けた本市の取組と方針はいかに 2. 本市のコロナワクチン3回目接種の実施計画等は 3. 通学路に防犯カメラの設置を

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、19番樽見哲也議員の発言を許します。

19番（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。19番樽見です。今回の質問は道の駅について1点だけを質問します。

過去に平成29年3月議会、平成30年6月議会、令和3年6月議会と3回質問しています。市長からは前向きな答弁がっております。

あとの質問は自席でいたしますので、議長、よろしく願いいたします。

19番（樽見哲也君）続

まず初めに、進捗状況を教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、進捗状況はということでございますので、お答えをいたします。

令和2年10月に産業経済部を中心に構成いたします道の駅やながわ（仮称）に係る庁内研究会を設置いたしまして、計6回開催をしたところでございます。

研究会では市の現状と課題を把握いたしまして、その課題を解決し得る手段としての道の駅の研究を試みたものでございます。

研究の内容につきましては、本市が抱える農業、漁業、商工業、観光業の分野における現状や課題を整理して、この課題を解決し得る手段としての道の駅の在り方について、施設の配置、運営形態、整備箇所等について研究をしたところでございます。その中で、整備箇所につきましては、有明海沿岸道路沿い、国道443号バイパス沿い、国道385号沿い、国道208号沿いなど、市内11か所を事例として研究を行ったところでございます。

研究報告の結びといたしまして、市の財政的な課題や運営等における費用対効果についてさらなる研究を深めていく必要があるとしているところでございます。

今後は市民や関係各所の意見を十分把握した上で、道の駅について検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

19番（樽見哲也君）

整備箇所は11か所と言われましたが、有沿沿い、国道443号、国道385号、国道208号沿いと言われましたが、私も国道沿いにつくったほうがいいと思います。交通量とか調べて、よろしくをお願いします。

次に、道の駅あらおの計画内容は分かりますか。競馬場跡地にできると聞いていますが、お願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

道の駅あらお（仮称）基本計画によりお答えをいたします。

道の駅あらおの整備予定地でございますけれども、旧荒尾競馬場跡地の有明海沿岸道路の西側の中心エリアとなっているところでございます。

配置施設につきましては、主なものとしてレストラン、カフェ、ショップなどの地域連携機能とか、観光情報発信機能でありますとか、トレイ等の休憩施設、それと、備蓄倉庫等の防災機能、その他会議室などとなっております。建築面積の合計は2,200平米、駐車場を含む全体の面積につきましては1万9,400平米というふうになっているところでございます。

概算事業費でございますけれども、16億円と、そういうふうになっているところでございます。

次に、開業時期につきましては、事業手法により異なっておりますけれども、指定管理の場合は令和6年に開業予定、PFIの場合は令和7年の開業予定となっているところでござ

います。

以上でございます。

19番（樽見哲也君）

分かりました。事業費16億円ですね。分かりました。

それでは最後に、道の駅うきはにアメリカの大手マリOTTが進出します。観光地である柳川市でも誘致可能と考えますが、どのように思われますか。

市長（金子健次君）

樽見議員の質問にお答えをいたします。

柳川を訪れる人たちというのは、有明海沿岸道路、国道443号、385号等の延伸等、また、道路もインフラ整備が進んでおりまして、人と車の流れが大きく変化をしております。そういう中で、大川市や荒尾市は有明海沿岸道路沿いに道の駅の整備が予定をされております。近隣で道の駅を整備していない自治体というのは柳川市だけとなりました。

柳川市にとりまして道の駅を整備することは、イチゴのあまおうやアスパラ、ナスなどの地元農産物、有明海で取れたノリをはじめとする水産物、ブランド認定品60商品等の販売の向上につながりますし、観光におきまして、駐車場が整備され、課題でありますトイレ不足が解消されます。道の駅の集客力アップで観光客の増加が見込まれます。また、地域の活性化に大いに寄与するものと考えております。

道の駅の整備箇所は国道443号バイパスの延伸沿いが有力な候補地ではないかと考えております。

道路整備には時間がかかります。いずれの道の駅につきましても、国の助成、また、福岡県等々の助成がっておりますので、国土交通省、また、福岡県と連携をしながら実現に向けた努力をしてみたいと考えております。

また、道の駅の整備につきましては、市内の農業、漁業、商工業の事業者や消費者の皆様の声聞きながら、市民の皆様から道の駅をつくってよかったと喜んでいただけるように、市民の皆様と一体となった取組が必要であろうと考えております。もちろん市議会の御理解と御協力がなければ、これは実現できません。よろしく願いしておきたいと思っております。

道の駅の実現に向けまして、私の任期中に道筋をつけていきたいと考えているところです。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

うきはの道の駅、2023年の夏に大手マリOTT・インターナショナルのホテルブランドフェアフィールド・バイ・マリOTTが福岡、佐賀、熊本、鹿児島県の4県で開業するという事で、うきは市を皮切りに、熊本の阿蘇、佐賀の嬉野、鹿児島の垂水市に計画をなされております。地方の隠れた観光資源を掘り起こし、まちを活性化させる地方創生事業、これま

で通過点だった道の駅を拠点とし、地域をより深く巡る旅を提案すると。5府県14か所で運営しており、新たに九州も含めた8道県14か所で開発の計画があるということで、ホテルにはレストランはつくりたくないということで、近隣する道の駅、地元の名物を味わったり、周辺の飲食店で御当地のお酒や料理を楽しんでもらうということで、朝食には地元の人と一緒に開発した弁当ボックスをホテルで販売するというようになっております。

地域と一緒に本気になって観光を通した活性化に取り組みたいということで、2025年までに26道府県で3,000室の開発を目指すということでございますので、市長、これに関してはどう思われますか。

市長（金子健次君）

うきは市のことについても承知をしております、一番の大きな課題というのは、観光客が一番望んでいるものはトイレや、また、休憩所ではないかと思えます。その解消に向けて団体客のバスの駐車場等で大きなトイレ等を整備すれば、その問題も幾分解決するのではないかというふうに思っておりますので、ホテルの問題については次の段階ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

うきは市にマリオットが来ると聞いて私もびっくりいたしまして、いろいろ調べたら、再来年にオープン予定ということで、外資系のホテルで海外客の利用も見込まれると。年間1万7,000人の宿泊客を目指すということです。3階建てで約2,000平方メートル、客室51室、従業員駐車場を横に造るということで、高木うきは市長もホテルの進出の地に採択され、感謝しているということでございますので、ぜひ早めに道の駅をつくっていただきたいということを思っております。よろしくお願いします。

終わります。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして樽見議員の質問を終了いたします。

続きまして、第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。今回は4点について質問をさせていただきます。

1点目に、本市におけるインクルーシブ教育の現状と課題について、2点目に、インクルーシブ学童について、3点目に、放課後学習支援について、4点目に、障がい者就労支援、農福連携についてであります。

質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

まず、インクルーシブ教育というものが市民の皆様方になじみがございませんので、簡単に説明をさせていただきます。

インクルーシブ教育とは、障がいのある子供も、ない子供も一緒に教育を受けることであります。子供たちの多様性を尊重し、障がいのある子供が精神的にも身体的にも最大限まで発達できるように支援をしていく教育方針であります。ただ単に教育を受ける場を一緒にして、同じように指導するだけではありません。支援を必要とする子供に授業に参加している充実感、達成感を与えるものでなくてはなりません。

この議論を深めていく上で前提としておきたいことは、全ての子供たちが得意なこと、苦手なことがある発達の途上であり、何らかの特別な支援を必要としている子供たちであるということです。

このインクルーシブ教育の後ろ盾となっているのが特別支援教育であります。子供たちに関わる全ての大人たちが特別支援教育のために必要な知識を深め、そのスキルを身につけていかなければならないということは言うまでもございません。

そこで、子供たちにとってのセーフティーネットの役割を果たしている特別支援学級の現状についてお伺いいたします。

支援級は全小・中学校に設置がしてあるのか、設置数と児童数、そしてまた、どのような方が支援級の担任となっているのでしょうか。特別支援学校教諭免許等の資格をお持ちなのかどうか、お伺いいたします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

本年度の5月1日現在ですが、本市19の小学校のうち17校に19の知的障がいの学級が設置され、57名の児童が在籍しております。情緒障がいの学級は14校に15学級が設置され、50名の在籍となっております。中学校は6校全ての学校に知的障がい、情緒障がいの学級がそれぞれ設置され、知的障がいが7学級で21名、情緒障がいも7学級で21名の在籍となっております。

特別支援学級の担任については、職員構成やそれぞれ指導の経験等で学校長が決定しております。担任の免許については、小学校は34名の特別支援学級担任のうち特別支援学校教員免許を持っているのが5名、中学校は14名の担任のうち特別支援学校教員免許を持っているのが2名となっております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

すみません、書き漏れたんですけど、小学校の知的障がいのクラスは17ですか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

小学校は17校に19の知的障がいの学級、17校でございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

平成28年3月議会において、このデータを見ると、何か教員の資格を持っている方は少ないということで、保護者の支援の申出がない場合の学校の対応について私が質問させていただきました。そのときの答弁によりますと、障害者手帳の所持、診断書、保護者からの支援の申出の有無にかかわらず、支援の対象であると認識しているとの御答弁をいただいております。しかしながら、小学校4校、ここに情緒障がいの学級がないということは子供たちにセーフティーネットが張られていないと私は判断をいたします。そのことは御指摘をさせていただきたいと思えます。

また、特別支援学級担任、この資格の有無についてであります。あまりにもこれは少ないと。保護者からは専門性が必要とされている、そういう教育に人材が不足していると、そのように見られるのではないかなというふうに思えます。

なぜ今回この資格についての質問をしたかということ、保護者は素朴に専門性を求めています。ですから、専門的な指導方法を先生から学び、保護者自身も身につけたい、このように考えておられるようでございます。私なりに相談を受けたことを分析いたしますと、保護者が学校に求めていることは障がいの度合いによって異なってまいります。障がいはっきりしている場合は学力の支援より生活の支援を求めています。逆に、軽度な場合は学力の支援を求めて、将来は普通の生活ができるようにと願っておられます。この違いを理解しないで対応した場合、学校への不満と不信感が大きくなっているようでございます。

そのことよりも深刻だと私が感じているのは、子供と向き合う人間としての資質の欠如を挙げられる保護者がいるということでもあります。今の学校の体制を擁護する気はございませんが、資格の有無によってだけでは判断できないこともございます。資格があっても資質に欠ける場合もあります。事実、資格はなくても子供に寄り添い、この子のためにどうすればいいのか、楽しく学べるのか、考え抜いてくださる先生もいらっちゃって、子供たちも保護者も喜んでおります。このことから、資格の有無はあまり関係なく、人間性が一番大事だということは分かります。しかし、資質と指導力量を向上させていく取組が必要なことは言うまでもございません。

そのほかにも、相談ができる場所がないというような御指摘も受けております。支援級の担任の指導力量、資質、他の先生方との協力関係の充実を図っていく必要がございます。また、通常学級の担任も子供たちに障がいについて正しく伝えていく学級運営の能力が求められます。そんな先生方をサポートしたり、特別な支援を必要とする子供たちのために支援員制度というものがございますが、その支援員の数、そして、業務の内容、権限についてお問い合わせをいたします。また、支援員は特別支援教育についてどの程度のスキルをお持ちであるの

か、それも併せてお伺いいたします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

本市では、特別支援教育支援員を各学校に1名から4名、小中合わせて52名配置しております。平均すると1校当たり2.08人となる配置数は、県平均と比べると大変手厚い配置であり、市からの御配慮には心から感謝しているところでございます。

特別支援教育支援員の業務内容については、障がい等のある児童・生徒に対して、学習用具の準備、片づけや教室移動の補助等の学校における日常生活の支援や、担任の話を聞くときの姿勢づくりなどの学習支援、そして、健康、安全確保のための支援等を担任と連携した上で行ってまいります。

特別支援教育支援員は、特定の児童・生徒の支援だけではなく、学級にいる複数の児童・生徒の支援に当たる場合もあり、補助をする上では学級担任や教科担任等との打合せが欠かせないこととなります。関わり方についての基本的な方針については、管理職や特別支援教育コーディネーターも交えた委員会での協議、確認が必ずなされております。その上で具体的な補助を行っていているのが業務内容でございます。

仮に特別支援教育支援員が教員免許保有者であっても、教諭や講師として配置されているわけではございませんので、単独で学級担任の授業を引き継いだり、代替として授業そのものを行ったりすることができるわけではございません。

なお、特別支援教育支援員につきましては、経験を多く持った者もおれば、そうではない者もおりますので、配置の仕方を工夫したり、様々な事例への対処も含めた具体的な研修を年間で複数回実施したりしながら、その力量向上に努めているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

この質問は、支援員さんがもっともっと子供たちのためにスキルアップを図っていききたいという研修制度を充実させたいということで今質問をさせていただいております。

先ほどのお話によると、基本的には学級の担任の指示を仰いでいく、こういう形になるわけでありましてけれども、そのためには学級担任は的確な指示を出していかなければならない。そうしますと、さらにその上のスキルが求められるわけでありまして、先生方の体調、そして、精神面というのも日々刻々と変わるものでありますから、そして、お互いの仕事の内容というのはかぶさるところも当然あると思うんですね。そうしますと、お互いにスキルを上げていく何かしらの取組が必要になるのではないかと、そのような支援員のスキルアップの手だてが必要ではないかなというふうに思っております。

そして、保護者の皆さん方から聞いたところ、障がいについて正しく伝わらない、そのために高学年になればなるほど疎外感を感じ、いじめを受けて不登校になっているという現状があるそうです。

そこで、お伺いをいたします。

不登校の児童・生徒の現状、そして、学校の対応、それはどうでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

不登校児童・生徒として県に報告している長期欠席30日以上の子供・生徒数は、本年度、小学校が17名、中学校が49名、合わせて66名となっております。

不登校は様々な理由が重なり合って起きるものであり、一概にこれというものはないのですが、その中には確かに発達障がい等を持つお子さんもいらっしゃいます。それが不登校となった主たる原因となっているかどうかについては丁寧に見ていく必要があると思っています。

不登校児童・生徒への対応につきましては、まず、不登校となる理由をできる限り取り除いていく必要があると思っています。そのためには、家庭も含めて児童・生徒本人の置かれている状況の把握を丁寧に行い、その上で解決に向けた方針を立てて取組を進めていくことが大事だというふうに思っております。これには、担任はもちろんですが、関係職員で組織された支援チームによる対応、これを基本にしながら、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、さらには学校医等も含めた人たちとの連携をしっかりと取りながら、復帰に向けた取組を進めているところでございます。その際、家庭に対する連絡や家庭訪問、これも丁寧に行いながら、本人や家庭の現在の状況をしっかりと把握し、丁寧な関わりを進めていこうというふうな形でやっております。

また、大和町の雲龍図書館内に設置しております適応指導教室「ありあけ」も学校復帰への大事な方法の一つとして位置づけております。適応指導教室「ありあけ」では、教員OBである経験豊富な指導員が在籍校への復帰並びに自立を図るための相談、指導、援助を行っております。学校と連携しながらの取組も進めているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

先ほど触れていただきました適応指導教室「ありあけ」、この利用が増えていかなければ、これまで行ってきた学校の包括的な対応が正しかったとはいえないと、このように思います。また、適応指導教室の存在自体もあまり知られておりませんので、適応指導教室の今後の充実と、そして、それに併せて周知というものも丁寧に行っていただきたいなというふうに思っております。

それと、発達障がいから来る突然の不登校、この事例は今全国で多く挙がってきております。そのことも注視していただいて、考えていただきたいというふうに思っております。

そして、不登校児童・生徒の保護者対応として重要なことは、保護者のストレスを解消することだというふうに言われております。そのことで子供たちが置かれている環境をストレ

スの少ない状態にすることができるようです。小まめな家庭訪問を行い、状況の把握をしっかりとしていただきたい、このようにお願いをいたします。家庭訪問の回数が少ないという苦情もよく聞いておりますので、よろしくをお願いをいたします。しっかりと把握をしてください。

やはり特別支援教育に関わる全ての大人がそれぞれの役割の質の向上を目指していかなければなりません。学童保育では既に発達障がい等を受け入れている環境を整えるために、支援員資質向上研修、これを受講されてあると聞いております。資格研修の進捗状況、これと併せて御報告をお願いします。

子育て支援課長（竜 晴美君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

まず、資格研修の進捗状況から回答させていただきたいと思います。

令和3年度当初、学童保育所の支援員は補助員も含めまして全体で153名でございます。そのうち福岡県放課後児童支援員認定資格研修を受講している支援員は91名でございます。

また、資質を上げる資質向上の研修はということでございますけれども、福岡県が実施している発達障がい関係の研修といたしましては、放課後児童支援員等資質向上研修というものがございます。研修内容は、発達障がいや虐待など特別な配慮を要する子供への理解と支援について、そのような内容の研修でございます。研修の受講状況といたしましては、補助員も含めた支援員、先ほど申しました153名でございますけれども、そのうち16学童保育所の45名が受講しており、その研修を生かして対応をしていただいております。

また、資質向上の面では、研修以外では行動や言動等が気になる児童の巡回相談も行っておりまして、市が随時学童保育所のほうから受付をしております。柳川リハビリテーション学院言語聴覚学科の先生に巡回指導等もお願いをしているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今、資質向上のための研修を45名の方が受けていらっしゃるということでございました。

このようにインクルーシブ教育、インクルーシブ保育と先進的に行っていただいている、そんな方たちのために何かしらその御苦勞に報いてさしあげたい、このように思うわけでありませぬけれども、時給のアップとか、そういう形で処遇改善、こういったことができないでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

菊次議員のほうから資格研修を受けた方の報酬とかを考えてもらえないかというような御意見だと思いますけれども、支援員の意識の向上とか資質向上が子供たちへの育成支援の充実、学童保育所運営の充実につながるというふうには考えております。今後も人材育成の視点で市ができる支援策はしっかりと考えていきたいと思っておりますし、先ほど議員が申し述べられ

ました報酬の見直し等、そのことにつきましては支援員の全体的な勤務条件、そういったものも含めたところで検討していかなければならないことではないかなというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

やはりいい人材を安く使おうなんて思っても、それは無理な話でありますし、その能力に応じてしっかりと判断をしていかなきゃいけないのかな。そうしませんと、人材も集まってきましたし、資質も低下をしていくんじゃないかなというふうに思っております。

そして、これはあってはならないことであるんですけども、学童保育の質と量、これが著しく低くなった場合、そこに対しての指導監査責任はどこにあるんでしょうか。また、改善するための対応方針、これをお聞きいたします。

子育て支援課長（竜 晴美君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

学童保育所の立入調査につきましては、児童福祉法第34条の8の3で、市町村長は学童保育所に対して立入調査をし、帳簿書類等を検査することができるとしてございます。市は10月から11月にかけて各学童保育所に立入調査を実施し、指摘事項につきましては、口頭での指導や文書の改善通知を各学童保育所運営委員会に行っているところでございます。

支援員の資質向上につきましては、先ほどの質問でも答弁いたしましたけれども、資質向上研修の受講や巡回指導、また、支援員に対する苦情が市に寄せられた場合は、事実確認の聞き取りをしっかりと行って、運営委員会の会長とか主任支援員に対し、市が改善指導を行うことで対応をいたしております。

また、学童保育所間での協議は必要になりますけれども、経験値の高い支援員さんもたくさんいてございます。そういった方たちをほかの学童保育所の支援員さんの指導のために派遣をして、その中で資質向上を図るということもございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

もしこの改善指導を行ったにもかかわらず、明らかに支援員としての資質がない、そういう者に対する解雇、この権限というのは市は持ち合わせているんでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

支援員につきましては各学童保育所運営委員会で雇用をいたしておりますので、解雇についての権限というものは市にはございません。しかしながら、支援員の資質に問題があると市が判断した場合は、先ほども申し上げましたように、運営委員会の会長や主任支援員に資質向上を目的として指導や助言は行っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

そういう方が一切出てこないような体制をしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。これはないことだと思うんですけども、自分たちの学童保育所の運営がうまくいかないのは子供たちのせいだ、この子が来るから自分たちの運営がうまくいかないみたいな発言が出る 出ないと思いますよ。出ないと思いますけれども、そういう方がいらっしゃる場合には厳しく対応をしていただきたいなというふうに思っております。

今回の学童保育所で行われている資質向上のための研修内容は、発達障がいのある子供の理解と支援、虐待を受けている子供の理解と支援、感情抑制の困難な子供への理解とインクルーシブ保育の課題、保護者支援と関係機関との連携について、この4項目で行われております。いずれの項目もインクルーシブ教育に携わる全ての大人が身につけていかなければならないスキルと考えます。このような研修を特別支援学級担任、通常学級担任をはじめとする教職員、特別支援教育支援員が自分たちの役割の中で感じている困り事に即して行うべきと考えております。

その中で大事なことは、それぞれが連携、協力について深く考え、実践をしていくことだと思っております。大人たちがそれをできなければ、子供たちが障がいを正しく理解し、協力し合うということは到底できません。特に、特別支援学級は学校の中で孤立しがちであります。そうならないよう、風通しのよい学校運営をよろしく願いいたします。

役割分担ごとの研修の必要性を私は感じておりますけれども、どうでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

議員が今強くおっしゃられたとおり、特別支援学級、通常学級を問わず、担任をはじめとする教職員と特別支援教育支援員、この全ての職員が特別支援教育についての認識を確かに持って連携しながら実践を進めていくことが、全ての子供たちと保護者の期待に応え得る学校づくりには欠かせないことだというふうに捉えております。

そこで本市では、まず、毎年、各学校が作成しています学校教育の目標や活動等の計画をまとめた計画書を特別支援教育充実の観点から大きく見直すことをこれまで行ってきています。他市町に先駆けたこの取組により、特別支援教育の考え方が全ての学校教育の基盤として位置づけられるようになってきたというふうに捉えております。

校内における研修の在り方についても、例えば、通常学級と同様に、特別支援学級の授業を全員で参観して実践を通した理解を図ったり、外部講師を招聘して全員が専門性を高める機会を設けたりしながら、職員全体の理解をまず高めようとしております。

そして、役割分担ごとの研修についても、議員がおっしゃったとおり、その必要性を強く感じております。そして、市独自で研修会を実施しております。現在、県教委主催の研修会が新任の特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターに対して行われております。それらに加えて、本市では、特別支援教育支援員と特別支援教育支援員が配置された学級の担

任に対して、それぞれ職務内容に応じた専門的な研修を毎年行っております。

以上のように特別支援教育の充実については力を入れてきたつもりである本市ではありますが、子供たちを取り巻く状況はまだまだ目まぐるしく変化しております。研修の進め方については今後も適宜見直しを進めていきたいというふうに捉えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

保護者の中からもそういった研修を受けたいという御要望がございます。家庭でどう子供に接していけばいいのか学びたい、このようにおっしゃっております。学校、家庭、社会がベクトルを同じにして、障がいに対する正しい理解が市民に広がっていくような取組が今後必要になってくるのではないかと、このように思っておりますが、どうでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

保護者の皆様方がインクルーシブ教育に対して理解を深めていきたいということに対しては本当に心強いところでございます。保護者が自身のお子様に対して向き合う場合のほか、教室や学校の中でそうした児童・生徒がいる場合にどのように関わったり、また、御自身のお子様に声をかけていったらいいのか悩まれることも多いかと思えます。そのような課題に対応するため、PTAとも協議しながら、研修の場を持てたらいいのではないかとというふうに考えております。大変ありがたい御提言だと思えます。

7番（菊次太丸君）

ぜひ実施をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。次に、放課後学習支援について質問させていただきます。

前回、令和元年6月議会におきまして令和3年度までに市内全小・中学校に地域学校協働本部を設置したい、このように御答弁をいただきました。

学習支援の実施状況についてお伺いいたします。

生涯学習課長（新開文隆君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度より市内全ての学校区に地域学校協働本部を設置しておりますが、学習支援については柳河小学校区のみ、平成30年度から実施しております。

具体的には、毎週木曜日の14時30分から15時30分まで、柳河小学校の教室を開放し、小学1・2年生を中心に、宿題点検、ドリル学習、読み聞かせ、九九、ことわざ検定等の学習支援を行い、学力向上や学習習慣の定着を図っております。支援スタッフは退職された教職員や地域住民等で構成されております。近況については、児童たちは落ち着いた学習に取り組み、難しい問題にも自ら進んでチャレンジをする児童が増えてきていると聞いております。

また、大和中学校区では、放課後学習支援とは違いますが、1・2・3年生の希望者を対

象とした退職教員や地域住民によります英語等の補充学習を行っており、学力向上を図っておるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

時間の都合上、質問を飛ばせてもらうんですけども、今現在、柳川市内では地域学校協働本部以外でも放課後の学習支援を実施されてあるところがあります。子供たちにとってこのように様々な居場所があるということは、子供たちの居場所づくりの観点からはとても大事なことではないかというふうに思います。

学習支援の中で学習の習熟と進路の保障を掲げて活動をしているところもございます。障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全ての児童・生徒に学習の習熟、進路の保障が必要だと私は考えておりますが、どうでしょうか。

教育部長（袖崎朋洋君）

議員がおっしゃいますように、障がいのあるなし、家庭環境にかかわらず、全ての児童・生徒に基本的な学力を身につけさせて、希望する進路に就かせるということは学校の責務であると考えております。

教育委員会といたしましても、児童・生徒が安心して学べる教育環境の充実、あわせて、教職員の指導力の向上を目指して各種事業に取り組んでおるところでございます。

もちろん学力は授業を通じて身につけるものでございますが、様々な個性をお持ちのお子さんもいらっしゃるということも認識しております。習熟に時間のかかるお子さんがいらっしゃることも否めない事実でございます。そのようなお子さんたちに補充学習の場として放課後に地域の人たちの協力を仰ぎながら学習支援体制を整えるのは必要であると考えておるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

授業についていけずに、教室に座っているだけで物すごく苦痛だという子は本当に多いんですね。どうかそういう学習支援体制を整えていっていただきたいというふうに思っています。

そこで、全学校にこの学習支援を整える時期、これについてお伺いをいたします。

生涯学習課長（新開文隆君）

全学校区での学習支援体制を整える時期についてでございますけれども、具体的にお示しすることは大変難しいですが、将来的には全ての学校区で学習支援体制を構築し、全ての児童・生徒を対象とした学習支援を行っていく必要はあるというふうに思っております。

そのため、学校と地域が連携しながら、学習支援を行っていただけるような人材の発掘や学校と地域のパイプ役である地域学校協働活動推進員を対象とした研修会を実施し、意見交

換等を行いながら、全ての学校区において学習支援を実施いただけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

やはり人材というのが課題になってくる、それがキーワードなのかなというふうに思いました。

先ほどインクルーシブ教育の充実のための議論、これをさせていただきましたが、その課題の多くはマンパワーの不足にあるのかなというふうに感じております。学校も地域も人材を集中して投入していく必要があるわけです。その解決策は、議員の皆さん方おっしゃいますけれども、御指摘がっておりますけれども、学校の適正規模と適正配置にあると、このように思っております。それができないことを理由に、子供たちの学習環境に格差があってはなりません。現在、コロナ禍で様々な事業が中止をされて、学校にも地域の方々が入っていけないという現状がございます。それを準備期間というふうなことで捉えていただいて、コロナ後は一斉に学習支援、これができるように、教育委員会におかれましては、この人材確保、ここに全力を挙げていただきたい、このようお願いをいたしまして、この件は終わります。

次に、障がい者の就労支援、農福連携についてお伺いをいたします。

就労支援の実績についてお伺いをいたします。

福祉課長（内田 猛君）

まず、本市における障がい者の雇用率につきましてお答えいたします。

市の機関、令和元年から市と市教育委員会は合算で算定されておりますが、今年6月1日現在で法定雇用率2.6%に対しまして2.70%であり、法定雇用率を上回っております。

一方、障がい者の雇用が義務づけられる民間企業につきましては、市内について現在調査中であり、国で公表された福岡県内の民間企業の状況でお答えしますと、令和2年6月1日現在で法定雇用率2.2%に対して、県内平均で2.18%となっております。

次に、本市の就労移行支援、就労継続支援A型、B型の現状についてお答えいたします。

今年11月現在、市内には就労移行支援事業所が1施設、就労継続支援A型の事業所が3施設、B型が8施設ございます。また、過去1年間で就労支援サービスを利用したいといたしまして決定した利用者の数は、就労移行支援が20名、就労継続支援A型が97名、B型が198名となっております。これらの利用者のうち一般就労へ移行できた人数は令和2年度で3人、今年度に入ってから1人という状況でございます。

また、障がい者の就労の追跡調査など実態把握については市では行っておりませんが、県内の状況につきましては、福岡県教育委員会の特別支援教育資料によりますと、令和3年3月卒業の特別支援学校高等部卒業者の進路状況では、卒業生総数のうち約3割が就職となっ

ております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今さっきの報告を聞くにつけ、障がい者が置かれている就業の環境はなかなか改善されていっていないなというふうに感じております。

そして、柳川市の雇用率、これが出せないということでありましたね。分からないということですね。やっぱりふだんから意識をしてその部分をチェックしていくということがなければ、この数字に表れているとおりに、今年、一般就労が1人ですね。こういう結果にやっぱりなっていくんじゃないのかなというふうにも思っております。その心構え、これが大事になってくるのではなからうかというふうにも思っております。

前回、私の一般質問の中で、障がい者雇用と生産性、これを結びつけることができますよということで紹介をした取組があったと思うんですね。それを実際に担当課と協議をなさって実行していただいていたのであれば、数字は当然出せますし、それが表にきちりと表れてくるような形になっていると思うんですね。あれから何年もたっていますね。この間、質問したのは、商工・ブランド振興課との連携というものも必要かと思うんですけど、そういった協議もしっかりとやりながら、市内の事業者さんにこういう形でやれるんですよということでまず紹介をしていただかないとですね。そういった動きは全くされていないんだらうなというふうに思います。答弁は要らないんですけども。

それと、追跡調査についても、今、国のほうとしてはこれはしっかりとやっていくべきだという考えを持っているようですね。今、インクルーシブ教育の中でこういった教育を子供たちに与えていくことによってどういう結果が出ていくか、それは最終的に社会に出ることによってその結果を見ることができるわけでありますから、それを一連の流れとして通して見るようなシステム、これを柳川市の中でも構築をしていかないと、どういう教育を与えていくべきなのかというのが分からないと思うので、今後そういう追跡の調査もしていただきたい、このようにお願いをいたします。これはできますでしょうか。できるかできないかというところだけお願いします。

福祉課長（内田 猛君）

できるかできないかということでございますが、調査研究をしてみたいと思います。

以上です。

7番（菊次太丸君）

努力をされるということで受け止めました。

そうしましたら、市内業者における農福連携の実績についてお伺いをいたします。

福祉課長（内田 猛君）

今回の質問を受けまして、市内の就労支援事業所11事業所を対象に、現在における就労支

援事業所の実態についてアンケート調査を実施いたしました。その結果、8事業所から回答がございました。

その中で、現在、農業関連の仕事に取り組んでいる事業所は3事業所となっております。自分の事業所、自社農園でイチゴの栽培から収穫、出荷まで取り組んでいるところが就労継続支援A型の1事業所、個人農家から委託を受け、野菜の栽培から収穫、出荷まで取り組んでいるところが就労継続支援A型の1事業所、個人農家などからナスやアスパラガスなどの野菜の選別作業など作業の一部の委託を受けているところが就労継続支援B型の1事業所となっております。

一方で、農業分野に取り組んでいない事業所が残りの5事業所ございまして、取り組んでいない理由といたしましては、サポートする職員不足、年間を通しての安定した収入と作業量の確保が見込めない、農業のノウハウがないなどが挙げられております。

以上です。

農政課長（木下 隆君）

市内事業者による農福連携の実績についてお答えいたします。

農政課で把握している事例は2件でございます。1件はJA柳川の大和集荷場でのイチゴやナスの集出荷業務委託と、もう一件は園芸作物農家における収穫作業などです。品目はイチゴやアスパラガスなどとお聞きしていますが、契約数については、JAにもお尋ねいたしましたが、各農家と福祉事業所との個別の契約となっており、農政課では把握できていない状況でございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

民間の事業者さんたちの取組によって、この農福連携も若干進んできたのかなというふうなことを思っております。

前回、福祉課、農政課、それぞれ連携をして協議をしてくださるということでございましたので、その後の取組についてお伺いをいたします。

福祉課長（内田 猛君）

結論から申し上げますと、農福連携の分野では、国、県を通じて得た研修会や会議開催情報などは共有していたものの、連携や協議は進んでいないのが現状でございます。その要因といたしましては、福祉サイドから申し上げますと、障がい者の就労支援につきましては、先ほどの実態調査でも分かりますように、それぞれの就労支援事業所によって事情が異なっております。既に農業分野に取り組んでいる事業所がある一方で、現状で満足している事業所、仕事は欲しいが、スタッフ不足に悩む事業所、また、農業分野は考えていないという事業所と、様々でございます。障がい者就労支援事業所において農業分野への需要が少ないことから、連携、協議の必要性を感じ取ることができなかつたことが要因に挙げられると思ひ

ます。

福祉課からの直接的な就労支援といたしましては、障がい者の生活支援、自立と社会参加を図る協議組織でございます障がい者自立支援協議会のしごと支援部会において、関係部署、関係機関からの情報を基に、市内全ての障がい者就労支援事業所で定期的に協議を行い、祭り等イベント時の出店のサポートや公共施設等の管理作業委託などの支援を行っております。以上です。

農政課長（木下 隆君）

その後の連携と協議についてお答えいたします。

平成29年9月議会の一般質問で菊次議員からいただきました情報については、農政課としても活用できる補助メニューやマッチングを行う業者などを調査いたしました。当時はそのような補助メニューやマッチングを行っている事業所が福岡県にはなく、その後のコロナ禍などにより活動も制限された理由も重なり、農福連携の取組の目立った進展はいたしていない状況です。

しかしながら、農福連携に関する研修会や会議の開催情報など、国、県を通じて得た情報は福祉課と共有をし、機会があれば、すぐに取り組むよう準備をいたしておりました。

以上です。

7番（菊次太丸君）

民間での動きはあったんだけど、庁舎内での動きというのはそれほどなかったという印象を受けました。やっぱり真剣に考えていただいて行動に移していただかなければ、当然、結果も表れ出すことはずっとないわけで、民間にどれだけ寄り添っていいのかということでの今後のサポートをしていっていただきたいというふうに思っております。

これ以上は申しませんけれども、今後の展望についてお聞かせください。

農政課長（木下 隆君）

今後の展望についてお答えいたします。

今年度、農山漁村振興交付金事業を活用して農福連携事業に着手された事業所がございます。

この農山漁村振興交付金について御説明いたしますと、地域の創意工夫による活動の計画づくりから、農業者などを含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的としています。

それから、この事業所の特色としては、単に農作業の作業員として農福連携に従事するのではなく、生産からブランディング、販売まで全ての業務について実践する仕組みを構築されています。この事業所自らが農家となり、事業経営に乗り出し、観光農園の経営も予定されているということで、農福連携プラス観光業としての付加価値もあり、新たな農福連携モ

デルとして期待しております。私どもも農業経営面での支援を続けてまいりたいと考えております。

また、農家と障がい者の方を結びつけるマッチングができなかったことで利用が伸び悩んでいた課題に対しては、今年度からマッチングを行う事業所が開設されたことにより、農家の方が気軽に利用できるようになるのではないかと考えています。この事業所はJAグループの一員である農協観光というところでございますが、障がい者を雇用する給料、保険料の事務手続が不要ことや、農業者が事業所と受委託契約を締結する前に、1か月から1か月半程度のお試し期間を設けてあるので、納得した上で契約できる点がメリットではないかと考えております。

農福連携についてはまだ課題もありますが、今後も福祉課と協議の場を設け、農家に向けた情報提供も積極的に行ってまいりたいと考えております。これをきっかけに農家の規模拡大、農業所得の増大を目指し頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

福祉課長（内田 猛君）

福祉課といたしまして、障がい者の就労支援につきましては、やはり就労支援事業所のサポートが重要と考えます。農福連携事業につきましては就労の場の確保に大変有効なものと考えますが、就労支援事業所によっては事情が異なるため、個々の事業所に対し、それぞれの事情に応じた支援が必要であると考えます。

農福連携事業につきましては、先ほど農政課のほうからも答弁があったように、JAグループにおいて障がい者の農業就労をサポートする事業もありますので、福祉部門及び農政部門の関係部署で協議の場を設け、さらに情報の収集に努めながら、集めた情報を共有していきたいと思っております。そして、その集めた情報につきましては、障がい者自立支援協議会しごと支援部会の中で就労支援事業所の皆様へ提供し、先行する事業所の取組事例を参考にしながら、就労機会の確保につながるよう農福連携事業のさらなる定着を図っていくなど、障がい者の就労支援に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

7番（菊次太丸君）

懸念をしておったところのマッチングをしてくださる事業所というのが現れたということで、今後、着実にこの農福連携が進んでいくんじゃないかなと、ちょっと明るい希望の光が見えたような気がしました。しっかりと今後進めていけるように、周知のほうをしっかりとよろしくお願いをしていきたいなというふうに思っております。

これは私からの提案というか、今後の農福連携の在り方ということで、今後、農福連携にはインクルーシブという考え方が必要ではないかなというふうに思うんですね。今まではありのままの障がい者の皆さん方を受け入れていくという考え方でありました。このインク

ルーシブという考え方というのは、障がい者の皆さん方にも変化を促す、変化を求める、そういうものがインクルーシブという考え方になりますので、今後、ひきこもりとかという問題もありますね。そして、お子さんに農業において起用をしてもらいたいと、そういう保護者さんもいらっしゃいます。そういった願いをやはりかなえていくために、今後の皆さん方の御努力等をまたよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして菊次議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時11分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しをいただきました。

2024年のパリ五輪、卓球女子の日本代表の監督に大和町出身の渡辺武弘さんが就任をされました。また、三橋町出身の さんがある県の女性初の県警本部長に就任されました。その県では大きなニュースとなったそうであります。柳川市にとって大変名誉なことでもあります。これからも本市出身の皆さんがあらゆる場で活躍されんことを心から願うものであります。

最初に、シャトルバスの中山大藤まつり降車場の変更を、次に、中山の熊野神社前にある案内板の傾きはみっともないが、3番目に、このところ医院の閉鎖が顕著だが、最後に、ヤングケアラーの実態は、以上、4項目にわたって通告をしております。

あとは自席にて質問をいたします。議長のお取り計らいをよろしく願います。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

最初の中山大藤まつり降車場の変更を。

コロナで昨年と本年は中山大藤まつりは中止になりました。

そこで、伺います。

一昨年までの5年間の見学者の数を教えてください。

観光課長（山田秀太君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みまして、主催者で

ございます中山大藤まつり実行委員会で御協議され、昨年と今年は中山大藤まつりは中止となっております。

一方で、大藤まつり実行委員会の皆様、地元中山大フジ保存会の皆様が御協議をされて、手塩にかけて育てられた藤を少しでも観賞していただきたいというお気持ちから、テーブル、椅子を置かずに、一方通行とされるなど、長時間の滞在を避けて、ソーシャルディスタンスの確保、手指の消毒など、コロナ感染症対策を実施しながら、藤の観賞だけを楽しんでいただいたところでございます。

お尋ねの一昨年までの5年間の見学者数でございます。平成31年が4月15日から30日までの16日間で17万5,143人、平成30年が4月16日から28日までの13日間で16万37人、平成29年が4月17日から5月2日までの16日間で18万3,619人、平成28年が4月16日から28日までの13日間で11万2,781人、平成27年が4月18日から28日までの11日間で16万8,768人となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今おっしゃいましたが、十何万人も見えておるといことですね。

そこで、お伺いしますが、その見学者のうちでシャトルバスを利用してお見えいただいた方は何名でしょうか、伺います。

観光課長（山田秀太君）

シャトルバスの利用者数につきましてお答えいたします。

先ほどの見学者のうちに、平成31年が延べ5,271人で1日平均329人、平成30年が延べ6,501人で1日平均500人、平成29年が延べ4,190人で1日平均262人となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

シャトルバスの利用者が平成31年が5,000人と、それから、平成30年が6,500人、平成29年が4,190人、そういうことでありますが、そしたら、祭り期間中のシャトルバスの延べ台数はどうなっていますでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

まつり期間中のシャトルバスの延べ台数についてでございます。

平成31年が19台で延べ運行数301回、1日平均19回の運行でございます。平成30年が25台で延べ運行数419回、1日平均30回の運行、平成29年が19台で延べ運行数が357回、1日平均22回の運行となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、そのシャトルバスの降車場はどこになっていますかね。

観光課長（山田秀太君）

シャトルバスの降車、降りる場所につきましては、熊野神社参道南側の市道沿いとなっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

この降車場ですね、多いときには5分越しにシャトルバスが着くそうであります。近所は本当に迷惑されておるということを聞きます。去年と今年は中止されたけん、よかったばんもちいうて喜んでおられます。そういう実態であるわけです。

その点を把握されておるのかされていないかは別といたしまして、いつ事故が起きてもいいような状況にあると。何度も言いますが、渋滞が激しいと。市はどのように把握をされておるか、お答えください。

観光課長（山田秀太君）

まず、中山大藤まつりにおきましてシャトルバスを導入した経緯について御説明いたします。

平成24年7月の九州北部豪雨の際に中山地区では沖端川の堤防が決壊しまして、大きな被害を受けまして、当時、大藤まつりで使用しておりました駐車場が使用できなくなったということがきっかけでございます。

また、大藤まつりの見学者数が年々増加していたこともございまして、実行委員会において検討されまして、シャトルバスの導入が決定したところでございます。

市といたしましても、実行委員会の皆様と協議させていただき、駐車場の誘導、渋滞箇所、交通の危険箇所などに警備員を配置するなど、お客様の安全対策を講じておるところでございます。

矢ヶ部議員より、道路が狭い、事故が起きてもおかしくない、渋滞が激しいと御指摘をいただきました。この御意見につきましては、次年度に向けて実行委員会の皆様と協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

お祭りが終わった後に、総括といいますか、反省会というのはされていないのですかね。どうですか。

観光課長（山田秀太君）

反省会についてでございます。

こちらにつきましては、祭りの終了後に、決まった月ではございませんが、毎年、実行委員会を開催しまして、お客様からの声、あるいは課題とか問題点、そういったものを共有し

まして、次回の開催に向けて改善策などを協議させていただいておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今までに事故がなかったけん幸いばってん、これから大きな一つの課題にさせていただきたいと思います。

それでは、2番目の項に入らせていただきます。

観光案内板の傾き、みっともないというのでございますが、案内板が傾いているところは、今言いました中山大藤まつりのシャトルバスの降車場となっている熊野神社の鳥居のところでございます。それに間違いありませんか。どうでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

間違いございません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、その傾きは実際見られたですか。どうでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

現場を確認させていただいております。この案内看板につきましては、平成19年に当時の国のまちづくり交付金を活用して設置したものでございまして、矢ヶ部議員御指摘のとおり、この件に関しまして、発見後、早期対応に至っておりませんでした。

今後このようなことがないように、地元の皆様、実行委員会の皆様と情報共有を密にして、御指摘の看板につきましては早急に修理させていただきますとともに、周囲の案内看板につきましても再度点検し、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

まちづくり交付金、それは何年前に立てたっですか、この案内板は。国のまちづくり交付金を使って、何年前にされたのか。

観光課長（山田秀太君）

この案内看板につきましては、平成19年に設置をしております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

平成19年といったら、かなりなるですね。聞くところによると、五、六年前に傾いたと。それで、すぐ当時の区長さんが傾いとる、直してくれと市に何回も言われたそうではありますが、そのままになっとるばんということで、非常に怒りを感じられる。案内板が傾いとちいうことは、正しい方向を向いていないということじゃから。大変な問題ですよ。すらごつば案内しとるちいうことじゃから。柳川市は思いやりのまちやなかですか。案内板が傾

いとるちいうことは、正しい案内板になっていないちいうことなんです。これはよそから来た人にとっては大きな問題ですよ。しかも、当時の区長さんが何遍も電話しとる。何遍言うたっちゃせんばんもちいうことです。しかも、大藤まつりは柳川でいうなら一番お客さんが多いでしょうが。数も今さっき言ってもらったが。そこのにきはもう少し真剣に考えてもらわんといかんですよ。案内板がよごどってばんも、柳川市に一番多く来てもらうお客さんに対して、こんな失礼なことはないですよ。何かその辺が非常に地元の方もばかにしとっち。何で何遍言うたっちゃせんとかのちいうて私に言われました。

本当にそういうところはもう少し真剣になって、柳川市の宣伝ばせやんところの案内板が間違うとっちいうことは、これは最低ですよ。どうでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

今後このようなことがないように早急に対応させていただきますとともに、周囲の看板につきましても再度点検して、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱり日頃から、観光課やなくても、柳川市には市役所の方が何百人もおられるとやけん、日頃通りよっても、ここはおかしかねちいうことをやっぱり見てもらって、一つでも人から指摘されないように、日頃から柳川市に尽くしてもらいたいということをお願いいたしまして、次の項に入ります。

3番目は、医院の閉院が顕著だが。

病院がかなり閉院となりました。

そこで、柳川市内の医院、病院の数を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

令和3年11月末現在の状況について御説明いたします。

病院は柳川療育センターを含め7か所あります。また、一般診療所は市内に49診療所があります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

病院は柳川療育センターを含め7か所と。一般診療所は市内に49診療所があるということでしたが、市内の医院の数を科目別に教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

医院が標榜している診療科目の中で、主として診療されている科目により分類しますと、内科15か所、外科10か所、整形外科6か所、小児科4か所、皮膚科3か所、耳鼻咽喉科3か所、眼科3か所、泌尿器科2か所、産婦人科2か所、精神科1か所となっております。

病院は、内科診療を行っている病院が3か所、内科と外科の診療を行っている病院が3か所、精神科の診療を行っている病院が1か所になります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

この閉院に対しての市の対応はどうなっておりますか、伺います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

令和3年4月1日時点で市内の医療機関の数は、病院7か所、診療所50か所でした。この後、診療所が1か所閉院しましたので、先ほど述べましたように、現在、市内の診療所は49か所、そして、1つの病院が今月末で閉院しますので、その後は病院が6医療機関となります。

医療機関の閉院に関しましては、患者の方には事前に説明をされると思いますが、医療機関から市に対して直接の連絡はございません。

健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のことをかかりつけ医と言いますが、かかりつけ医が閉院した場合は、新たにかかりつけ医を探す必要があり、不安になられる市民の方もいらっしゃると思います。

本市には医療サービスの提供についての直接的な権限はございませんが、柳川山門医師会に委託をして、在宅当番医制を通じて日曜祭日でも受診ができるような医療体制を整えているほか、夜間、休日入院が必要となった患者の診療の受け入れができるように、大川三瀬医師会と柳川山門医師会に委託して、病院群輪番制事業も実施しております。

また、急な容体変化を起こしやすい小児医療については、平日の夜間や休日にも受診ができるように、久留米広域市町村圏事務組合が行っている小児救急医療支援事業に参加しており、これについては乳幼児健診等の機会を利用して保護者に周知を行っているところです。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

先ほど12月に1か所閉院になる医院があるとおっしゃいましたが、恐らく三橋町の医院だろうと思いますが、これがなくなることを非常に市民の方は残念がられております。私が知っている方も、何人もの方がその医院で最期まで診ていただきました。非常にその家族の方は、あそこがあったけんよかったと、うちのばあちゃんは、うちのじいちゃんは最期までその医院で診てもらったと感謝の気持ちを何度も私は聞きましたが、本当に家族にそういうお年寄りを抱えた者やなかと、この実態は分らないですよ。今、診療報酬が下がっております。だから、1か月過ぎたら病院が出ていってくれ、出ていってくれちいうわけですよ。そしたら、家族はどげんしてその病院を探しますか。非常に柳川市の病院がどンドンどンドン

ん減っていく。それに、やっぱり近くでは歯医者も減っていったらいいようにございます。やっぱり市長、何とかこれは市長の気持ちを聞きたいんですがね。ほんなごて困りますよ。私もそういう家族を抱えました。病院の先生と婦長が出ていたてはいよちいうわけですよ。出ていたてはいよて言うたっちゃ、どこで診るかんもと。それはあなつつあん方の家庭の問題やっかんもち病院は言うわけですよ。いや、診療報酬が下がりますけんちは言わんわけですよ。実態はそげんなんですよ。

やっぱり国にももう少し、診療報酬を下げるようなことやなくて、そういう手だても市長会として何とか手を差し伸べてもらうようなことはすべきじゃなからうかと私は思うわけですが、市長のお答えをお願いいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員の御質問等の私の考え方を申し上げたいと思いますけれども、確かに小さい頃から身近にいらっしゃるドクターが診断や、いろんな形で診療科以外のいろんなことも御相談ができるというふうに、私も頼りになる医師というのは必要だというふうに思います。こういうコロナ禍の中において、特に今の時期には必要かなというふうに思います。

柳川市においても、いろんな病院が新しくできた部分もございます。そういうことも相談しやすいような体制を医師会とも話をして、議会の中でそういう議員がいらっしゃるということでお話をしたいと思っておりますけれども、会長ともいろんな形で今コロナの関係で接触しておりますので、そういうことを提言していきたいと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市長、ひとつよろしくをお願いいたします。くれぐれもお願いいたします。

次の問題、最後の問題に入ります。

ヤングケアラーの実態はについて伺います。

生徒さんにアンケート調査をしたとか、そんなことをされたとかいうことがありましたら教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義というのがまだ固まっておりません。厚生労働省が実際に調査を行った際には、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護、これは障がいたとか、病気だとか、精神疾患のある保護者、おじいちゃん、おばあちゃんへの介護、こういったものやお世話、これは年下の兄弟とかも含みますが、こういったことで自分の成長や教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供、これをヤングケアラーというふうにその調査では定義をされてきたところでございます。

こうしたヤングケアラーとして、市教育委員会が市内の小・中学校に子供に対して直接アンケートをしたことは今までございません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

アンケートを取ったことがないということではありますが、ならば、今後どうされるのか。やっぱり今後もそういう対策は取られないのか、あるいはやりますとか、どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

ヤングケアラーの調査につきましては、アンケートという手法を取るかどうかという問題がまたございます。アンケートでおじいちゃん、おばあちゃんの世話をしているかどうかというふうな聞き方になると、してはいけないのかとか、今度、下の兄弟の世話をすること自体を問うというふうなことになりますと、非常に難しい問題になってまいります。

したがって、このヤングケアラーの把握につきましては、基本的には学校の現場としては、子供たちに直接関わり合いの中で聞き取っていく、あるいは家庭訪問等の中で教諭が情報を仕入れる、こういったものを福祉のほうにつないでいくという対応がまず出てくるのではないかというふうに考えられます。

また、アンケートを仮に取るとするならば、教諭が十分に子供の成長度合いに応じてフォローするなり、そういうふうな形での調査ということになっていこうかと思いますが、これにつきましては、これから研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり調査するのは人権問題になるからと、そういうことではないですね。どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

人権問題というよりは、非常に把握が難しい家庭の中の問題だと思っております。したがって、まずは子供と教諭の関係の中から情報をつかんでいくということが大事なのかなというふうに考えております。

アンケートという手法を取る際には、十分にその方法について検討した上で実施をしていくということになります。これにつきましては、将来実施することになっていくのではないかというふうに、社会情勢としてはこちらのほうで予想しているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱり子供の家庭での実態を知ること、私は教育上、必要やないかと思えます。例えば、おまえはずっと遅刻してくるが何ちいうこつかといって、何も分からんやったら先生は怒るわけですよ。しかし、その子供は家庭でじいちゃん、ばあちゃんを見よるけんがら、

やっぱりやむなく遅れてきよるばいなということを知っとったら、やっぱり先生もそこに心の支えを何かやるわけですよ。全く知らんやったら、その場の現実で子供を叱る。なしかおまえはずっと遅れて、何で授業中はずっと寝るとか。家庭でじいちゃん、ばあちゃんば見とるけんがら寝られんで来とる子供もおるかしれんですよ。私はそこら辺が本当の教育と思いますが、どうですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員のおっしゃるとおり、子供の目の前の、例えば、授業で寝ているからといって、その背景ですね、まず、それを把握することは学校現場としては一番大事なことから思います。もちろんゲームで寝ているとか、そういうふうな場合もあるかと思いますが、まずはその原因を突き止めて、その子に対してどのような対応をしていくかというのは学校現場、教育現場の中でまず考えるべきことではないかと思います。

また、その結果、じいちゃん、ばあちゃんの世話と今おっしゃいましたけれども、そういった事情があるのであれば、またその見つけた情報を福祉につないでいくということも重要なことだろうというふうに考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

私はそういう実態を知ってもらって、ああ、この子はやっぱり家でもこういう親孝行しよるばいなということを知った上で教育されるのと、全く知らないで教育される。私は大切と思うですよ。それは今は割と苦学している人は少ないと思いますけれども、家庭によってはそういう家庭もあると思うですよ。それが私は本当の心のある学校教育と思いますが、どうでしょうかね。

教育長（沖 毅君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、実態をつかむということは最低限必要だというふうに思っております。ましてやそういう状況にあるお子さんが不利になるような状況をつくってはいけないと、これもまさしくそのとおりでございます。

今もそういう状況にある子供さんを学校が叱責したり、そういうことはないというふうに思っております。しかしながら、不十分な点があれば今後是正していきたいと思います。校長会等でそういう話題も出しながら、校長、また、教諭等に啓発をしていきたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱりどこでも家庭によって経済的に裕福なところもある、裕福でないところもある。そういうところもじっくり知ってもらわんことには話にならんわけで、そのために家庭訪問とかいろいろなことをされるわけであると私は思うのですが、家庭訪問に行かれて、そういう

家庭内の状況とかは把握されんとですか。どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

当然のことながら、家庭訪問に行った際は、教諭はその子のふだんの生活の状況、そういったものを中心に見ていくような形になります。もちろん深いことまで短い間で把握するのは困難な部分があるかと思いますが、家庭訪問する際には、その家の状況、そして、子供の置かれている環境を把握するように教諭は努めて、戻ってきているというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱり私はその辺が心のある教育とない教育との違いやろうと。子供の成績ばかりで子供を評価するではなくて、家庭によっては、やっぱり勉強されないような家庭もあるわけですから、その点を配慮しながら子供たちの教育をお願いいたしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして矢ヶ部議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様こんにちは。4番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2021年も残すところ、あと僅かとなりました。今年は年頭から緊急事態宣言が再発令され、新型コロナウイルスとの戦いは先が見えない状態となっております。そうした中、ワクチン接種の開始は不安な日々を過ごしてきた人々にとってともしびとなり、一歩ずつ前へ前へと進み始めることができたと思います。ワクチン接種の予約から接種に至るまで、市職員の皆様をはじめ、関係者の方々のお力なくしてはできなかつたことでもあります。激動のこの1年を陰で支えていただきましたことに心より感謝申し上げます。また、ワクチン3回目接種も予定をされております。引き続きお世話をおかけすることと思いますが、よろしくお願いいたします。

本日の私の質問は2点です。1点目は、マスク着用、アクリル板設置による「聴こえ」の支援について、2点目は、移住促進についてであります。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

4番（今村智子君）続

まず初めに、マスク着用、アクリル板設置による「聴こえ」の支援についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、この約2年間で仕事、生活、そして、人々の考え方に変化が起きました。日常生活においては飛沫感染予防としてマスク着用やアクリル板設置は通常の光景となりましたが、それに伴い、聞こえづらい、聞き取りミスなどの「聴こえ」の課題が出てきております。

2020年9月に「聞こえ」に関する意識調査が行われております。20代から70代男女計1,000名を対象に、新型コロナにおけるマスク装着とアクリル板設置下での「聞こえ」に関する意識調査を実施したものでございます。この中で、マスク着用やアクリル板越しでの相手の声が聞きづらいと感じた経験がある人は8割以上に上り、若い世代でも聞き取りづらい経験をしていることも分かっております。また、相手の声が聞こえなかったことで聞こえたふりをした経験がある人も8割以上いました。

コミュニケーションにおけるストレス項目では、相手の声が聞き取れないが3割と最も高い項目に上るなど、日々のコミュニケーションにおいて相手の声が聞こえることは最も重要であることが分かります。

意識調査の中で「聞き取りづらい経験をした場所はどこですか」との問いに対して、約24%の方が「区役所、市役所などの行政機関」と答えております。実際に私もマスク着用で聞き取りづらさを感じたことが何度もあります。

本市は「おもてなしの心日本一」を掲げて市民へのサービス向上に取り組んでいただいておりますが、耳が聞こえにくい方への配慮として何か取り組まれていること、また、気をつけられてあることがあれば教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

福祉課をはじめ、多くの窓口では木枠にビニールを張った手づくりによるつい立て越しにお客様と接しております。マスクとつい立てで声が聞こえにくいと思われる方へは、ゆっくりと比較的に大きな声で話し、また、筆談により御説明するよう心がけております。

以上です。

健康づくり課長（田島雅彦君）

福祉課に続き、窓口を持つ課として答弁をいたします。

市役所の来られる方への接遇では、常に分かりやすく、はっきりと話す対応を心がけております。

議員が言われますように、高齢者等で聞き取りに困られている場合もございますが、そうした場合は、カウンター越しではなく、来庁者の隣に行ってお話をすることもございます。ま

た、福祉課長が申しあげましたように、聴覚障がい者については筆談を行うなどして対応を行っているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。1対1の窓口ではゆっくりと分かりやすく話をされたり、また、筆談もされてあるということで、本当に心配りをしていただきましてありがとうございます。この筆談に関しましては、目で確認もできますし、聞き取りミスも防ぐことができますので、ぜひとも多くの方への対応をお願いできたらと思います。

一方、30人以上の児童・生徒を対象とした学校教育現場は先生方もマスクをつけての授業をされていて、非常に御苦労をされてあるようです。マスク着用しながら、教室中に聞こえるよう大きな声で話をしなければなりません。特に、英語の教科はマスクをつけていると顔の表情と口の動きが見えず、声も籠もってしまうことから、会話の内容が聞き取りにくくなってしまいます。実際に、ある英語面接で外国人試験官がマスク着用でアクリル板の間仕切りをしての会話をされたので、表情も分からず、声もとても聞きづらくて、受験生にとっては苦労されたそうです。

先生方の負担軽減のためにも、教育現場における「聴こえ」の環境整備の取組が必要であると考えますが、お考えを聞かせてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、学校現場では先生も児童・生徒もマスクをつけての授業となりますので、多少の話しづらさがあったり、これまでより少し大きな発声をしなければならないというふうな状況になっております。御心配されるように、先生方にとってはまた一つ配慮していただく点が増えている状況にあるというふうに捉えております。

これはあくまでも私が学校を見て回った範囲での印象ではありますが、それぞれの先生方の御努力もありまして、普通教室であれば、先生の声が子供に聞こえづらいという場面に出会うことは今まではなかったように思います。ただ、学習場所が広がる特別教室や体育館、屋外等の学習となると、先生の声はやや通りづらいという状況は出てくるのではないかなというふうに捉えております。

これらの状況に対して、学校によってはヘッドセット付きのワイヤレススピーカー等を購入し、活用しているところもあるようです。各学校には感染予防の対策経費として国からつけていただいた予算もございますので、こうしたものを活用しながら、学校の判断で導入してもらうことによって、御指摘のあるような「聴こえ」の課題について対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

答弁ありがとうございます。本当に児童・生徒が一人も漏れなく授業の聞き取りができる体制ということを本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

この「聴こえ」の支援でございますが、ほかの自治体でも取り組まれてあるようで、中には言葉を大きく発するなどのただ単にこちらから発するという伝達手段のほか、スピーカーなどを併用してコミュニケーションを取っているところもあるようです。具体的一つの例として対話支援スピーカーというものがありますが、これは話し手の声をマイクで集音して、聞き手側に聞き取りやすい音声を小型スピーカーから発するものです。現在、5,500以上の施設で導入が進んでいるとのことですが、ある自治体では、窓口の亚克力板設置により声が聞こえにくいという意見だけでなく、窓口で対応する職員側も聞き返しなどのコミュニケーションミスが引き起こっていることから、市民課や介護保険課の窓口及び新型コロナワクチン接種会場へこのスピーカーを導入されたところもあるそうです。実際に導入された自治体に伺ってみました。まずは聞こえにくさが緩和をされ、市民の方々のストレスや不安軽減につながっているとのことをお声をいただいております。

そこで、お尋ねをいたします。

「聴こえ」の支援となる機器の導入に向けての本市のお考えをお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市のカウンターに設置をしておりますつい立ては、亚克力板ではなく、職員手づくりによるつい立てで、木枠にビニールを張ったものです。不格好ではありますが、温かみがあると感じておりますし、材質のためか、これまで聞こえにくいなどと苦情もいただいたことはございません。

窓口に相談に来られる方の中には、他人に聞かれたくないことの相談に見える場合もございます。これからも相手の立場を思いやる接遇を心がけ、分かりやすい説明を行っていきたいと考えております。したがって、現時点では支援機器の導入は考えておりません。

以上です。

4番（今村智子君）

答弁ありがとうございました。

今、健康づくり課長のほうからこれまで聞こえにくいなどの苦情はなかったとのことですが、本当にこの「聴こえ」に関しては、苦情というよりも、こちらから言いづらいのではないのでしょうか。来庁者の隣に行って話をされるなど、本当に市の職員の皆様、相手の立場を思いやられる接遇の心がけをしていただいていることは本当に感謝でございますが、コロナ禍でもありますので、職員に対しても配慮をしていただき、できるだけ感染リスクを抑えて、負担の少ないコミュニケーションが取れば会話も広がるのではないかと考えております。

先ほど野田学校教育首席指導官のほうからおっしゃられました、学校によっては広い特別教室や体育館など、声が通りにくいところでワイヤレススピーカーなどを購入して活用してあるとのことでありました。近隣の自治体でも、窓口対応だけでなく、会議や講演会などで対話支援スピーカーが使用されておりまして、市民の方に貸出しを行っているところもあるそうです。

本市でも「聴こえ」に対するさらなる支援、この支援機器の導入の御検討のほどを改めてお願いし、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、移住促進について質問をさせていただきます。

国土交通省が本年3月に出した「東京一極集中の現状と課題」から、テレワークの進展による職場と仕事の分離により、地方移住へ関心が高まっております。企業のテレワークを基本とする働き方改革により、単身赴任の解除や遠隔地勤務を推進している企業も増加をしております。

このように地方移住への関心が高まっていることを受けて、少子高齢化と人口減少の問題を抱えていた地方の自治体が我が市に移住をとさまざまな施策を打ち出し、移住・定住の促進を行っています。中には手厚い助成制度などを実施している自治体も多くあり、地域間の競争が激化をしているのが現状です。

実はそうした中で、今年の移住したい都道府県ランキングでは福岡県が上位に入っているとのことでした。この流れは柳川市移住へつなげる大きなチャンスではないでしょうか。しっかりと移住促進に取り組んでいかなければならないと考えております。

移住を考えてある方にとって、大きく3つのことが重要視をされております。それは暮らし、仕事、住まいです。

そこで、本市における移住支援をお伺いしたいと思います。

初めに、暮らしについてであります。

本市では移住の体験ができる施設、もえもん家がありますが、体験できる期間、利用料金はどうなっていますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

移住体験施設ということで、もえもん家の体験期間についてですけれども、20日以上1か月以下というふうになっております。また、利用料金に関しましては2千円の基本料金と1日当たり400円の日数を合わせた料金をいただいております。よって、最長1か月31日ということで考えますと14,400円、最短20日間で考えますと10千円となっており、入居の初日に徴収をさせてもらっております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

移住を体験したい方にとって、このもえもん家の1か月を利用しても14,400円というのは本当に魅力的な料金だと思います。

ただ、実際に移住体験となると、生活のサポート、また、具体的な相談をできる場所が必要だと思いますが、そのような支援はありますか。

企画課長（池末勇人君）

現在、一般社団法人柳川暮らしつぐ会に管理運営業務を委託していることもあり、もえもん家の鍵の管理や体験利用者の入居日、退去日の立会い、もえもん家の利用説明、また、移住に向けた相談対応、助言など、必要なサポートは行っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。柳川暮らしつぐ会の方たちには本当にありがたいサポートだと思います。

それでは、これまでの利用者世帯数と人数、また、移住体験をされた後、柳川市在住を決められた方はどれくらいいらっしゃいますでしょうか。あと、今年度の移住体験の予約状況、また、問合せ件数も分かれば教えてください。

企画課長（池末勇人君）

まず、もえもん家が平成26年から運用を開始しておりますので、今年度11月末までに延べ53組191人が利用をされております。その利用者の中で実際に移住を決められた方は4組9名というふうになっております。

次に、今年度に入ってもえもん家に関するお問合せにつきましては、15件ほど問合せを受けております。年度の当初は新型コロナウイルスの影響によりまして4月から9月まで利用制限をしておりましたけれども、緊急事態宣言が明けました10月から1月末までは予約で埋まっておりというような状況です。2月から3月の利用につきましても、現在、問合せを数件いただいているというような状況になっております。

以上です。

4番（今村智子君）

調べていただきまして、ありがとうございます。しっかり10月から1月末までは予約で埋まっているということですので、本当に移住につながるような対応をぜひともお願いしたいと思います。

それでは次に、仕事についてお尋ねをいたします。

就労支援などはどのようなものがありますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

次に、就労支援ということでございますけれども、まず、今年度から始まりました柳川市

移住支援金というものがございます。これは簡単に言いますと、東京、埼玉、千葉、神奈川の東京圏から移住してくることで、最大1,000千円を交付しますというようなものです。具体的には移住前の直近10年間のうちに5年以上、東京23区に在住をしているか、東京圏に在住しながら東京23区に通勤をしていた方が、福岡県が運営いたします福岡県移住・就業マッチングサイトに掲載された法人に新規での就職、また、テレワークにより移住された方などが対象になるというものでございます。

このように細かな要件はございますけれども、柳川市に移住を決意される非常に魅力的な制度だと考えております。特に、テレワークによる移住はコロナ禍での働き方の変化により今後増加する可能性があると思われまます。福岡県移住・就業マッチングサイトで求人を行った柳川市の企業はこれまで3件ございましたけれども、現在、求人をしている柳川市の企業は九州エレクトロン株式会社の1社のみということになっておりますので、今後、さらなる周知を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

この柳川市移住支援金でございます。本当にどんなに魅力的な制度だとしても、福岡県移住・就業マッチングサイトには柳川で求人を出している企業は1社ということでありますので、いざ、東京とか関東方面からこちらのほうを調べられるときに、1社であれば、じゃ、よそをちょっと見てみようかなというふうに目を向けていかれるんではないかと危惧しております。ぜひともまた周知のほどをお願いしたいと思っております。

それでは、移住支援制度はほかにもありますか。

企画課長（池末勇人君）

移住支援金のほかの制度ということでございますけれども、仕事に関する支援制度につきましては、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着へつなげることで、地域の魅力の再発見及び地域活性化につなげる地域おこし協力隊制度というものがございます。

本市では、地域おこし協力隊の制度を移住・定住と創業・就業の支援事業といたしまして活用しております。最大3年間の任用期間の間に市のミッションをこなしながら、任用後の柳川暮らしに向けた取組を行っていきます。実際にこの制度を活用された方で、7名の方が柳川に定住をされております。

また、そのほかには福岡よかところ企業支援金というものがございます。これは地域課題の解決を目的といたしまして、福岡県内で新たに起業等をする方に対して最大2,000千円の補助金を交付するというものでございます。ただし、今年度につきましては募集が既に終了しております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。地域おこし協力隊の方々の活動は市報でも紹介されておりまして、このまま柳川で頑張っていて、願わくば定住をしていただけたらいいなというふうに思っております。

それでは次に、3つ目の住まいについてお尋ねをいたします。

本格的に柳川に住むとなると、住まいの物件情報など必要となるかと思いますが、本市で支援をされてあります住まえるバンクとはどのようなものでしょうか、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

住まえるバンクとはということでございますけれども、市の地域活性化や市外から転入を促進し、人口増加を図ることを目的といたしまして、売却、賃貸を希望する物件の情報を登録していただきまして、定住を目的とした柳川市内で住宅をお探しの方に情報提供するための制度というものでございます。

現在、市のホームページには8棟の物件が登録をされております。公表している物件の中に御希望に添うような物件がなければ、登録業者へほかの物件提供を求めることもできる希望物件リクエストという制度もございます。

なお、これまで住まえるバンクで18物件が成約に至っておるといような状況です。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

この住まえるバンクでありますけれども、探されていらっしゃる方が希望の物件をリクエストされると。そして、そこに対してしっかりまた市のほうでも調べていただいて、また情報を御提供いただけるというありがたい制度ではあるかなというふうには思っておりますので、ぜひともまた皆様に活用を広げていただければと思っております。

あと、ほかに住まいに関する支援があれば教えていただけますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

ほかの住まいに関する支援ということですが、まず、平成29年度から始めましたU-45マイホーム取得支援事業がございまして、これは若い世代のマイホーム取得を支援するためのもので、市内で住宅を新築、または中古の住宅を購入された方を対象に、「やなぼ」のポイント加盟店、市内に約220店舗ございますけれども、そこで使用できる商品券50千円分を1回限り交付するというものでございます。市外からの転入者だけではなく、市内在住者も対象となるということですので、定住支援という側面もございまして。

また、今年度から始めました新婚世帯マイホーム取得支援事業というものがございまして。こちらは新婚世帯の経済的負担を軽減するというもので、本市で生活しやすい環境づくりを推進するために行っているものでございます。この制度は結婚を機に市内で新生活を始めた

夫婦の方に対しまして、住宅の取得費を最大300千円補助を行うというものです。令和3年度の交付の対象となる新婚世帯の条件ですけれども、本年1月1日以降に婚姻届を提出し、婚姻日において夫婦ともに年齢が39歳以下であること、そして、婚姻日から1年以内に住宅を取得し、夫婦の所得が4,000千円未満であること、このようなことが主な条件というふうになっております。

なお、こちらの制度も市外からの転入者だけではなく市内在住者の方も対象となっております。

このほかに国の支援といたしまして、住宅を取得した方に最大500千円を支給するすまい給付金事業もございます。こちらは住宅ローンの減税の拡充と併せまして、住宅取得者の消費税率引上げによる負担増を緩和するということを目的とした制度というふうになっております。

以上です。

4番（今村智子君）

いろいろと教えていただきまして、ありがとうございました。

このような支援制度がたくさんありましたけれども、あくまでも自己申請により補助金などをいただけるものだと思いますが、知らない方も多いのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

周知はどのようにされておりますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

周知の方法といたしましては、市のホームページ、チラシや広報紙をはじめといたしまして、東京にありますふくおかよかこ移住相談センターや福岡県東京事務所などを通じて周知を行っております。また、U-45につきましては、市内の不動産業者様や金融機関のほうにも通知を行って、利用者に周知をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。実際に東京に行かれての周知をされたりとか、不動産業者と金融機関にも周知をしていただいているということでございます。

実は先日、私、柳川庁舎の税務課を訪れた際に、住まえるバンクのチラシやマイホーム取得支援事業のチラシがその課に置いてありました。担当課以外の場所に置いてあるなというふうには思ったんですけれども、本当に庁舎内の協力体制ができているんだなということを感じました。今後もこういった形で、いろんな課と連携を取りながら強化していただければと思います。

移住されるきっかけは様々ございますが、中には本当は移住するつもりはなかったけれど

も、旅行がきっかけで移住しましたという方もいらっしゃいます。そういった意味では、観光地である本市は移住者を増やす可能性が大きいのではないのでしょうか。そのためには積極的な働きかけは必要だと思います。

例えばでございますが、川下り業者さんに御協力をいただき、観光客の方が乗船される前に、市で作っていただいています、（現物を示す）こういうすばらしいパンフレット、こういったのを事前にお配りされたりとかすると、乗船をされているときとか、また、旅行中でもこのパンフレットを見ていただくことで柳川の魅力を深く感じていただくことができるのではないのでしょうか。また、人が多く集まるイベントが少しずつ増えてきております。そうしたときに移住相談が気軽にできるブースを設けるなど、さらなる取組が必要であると思いますが、御意見をお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

今年度、オンラインや対面によりまして移住相談を行っておりますけれども、その中には柳川市の場所や市の名前すら聞いたことがないというような方もおられました。そのため、そういった方につきましては、柳川市は九州の福岡県の南部にありますというような地図による説明から始めております。観光パンフレットなどを使いまして、福岡都市圏へのアクセスのよさや、佐賀空港、JRを使っての首都圏、関西方面へのアクセスのよさもアピールしながら、市の見どころなどを紹介していくということになります。

いきなり柳川市にぜひ移住してくださいというような話はできませんので、観光でもいいので、柳川市に一度訪れてくださいとお伝えし、気に入ってもらえたならば、次に移住体験施設のもえもん家の利用を試みませんかというような話になっていくということになります。

このように移住の前に柳川市を説明する必要がありますと、なかなか移住の話にまで結びつきません。議員がおっしゃるように、まずは観光から柳川を知ってもらうということは移住を検討する上で非常に有効だというふうに考えています。コロナ禍において観光旅行がなかなかままならない状況ではありますけれども、観光との連携も今後研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

本当によろしく願いいたします。

最後になりますけれども、移住は人にとって大きな決断が要ることです。その移住先を本市柳川に決めていただけるよう、ぜひとも安心と希望あふれるまちづくりをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして今村議員の質問を終了いたします。

続きまして、第5順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

冒頭に、この2年間の長期にわたり続いております武漢ウイルス感染の拡大、いわゆる新型コロナウイルス感染拡大によりまして、本市の経済への打撃は大きくなっております。私はコロナ禍が収まった後には本市の経済の立て直しが最重要課題だと考えております。また、多くの市民の皆様は、新型コロナウイルス感染拡大の抑制のための早期のワクチン3回目の接種について、そしてまた、本市の経済の立て直しの一つの起爆剤となり得る活性化の施策を注目しているところであります。

そのような中におきまして、今回、私は3点の質問をさせていただきます。質問順位が多少前後しますが、初めに、本市の新型コロナウイルスワクチン3回目接種について質問をいたします。

新たな変異株、オミクロン株の出現もありまして、今後も新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。昨日の臨時国会では総理は、政府がこれまで2回目接種から原則8か月としている3回目の新型コロナワクチン接種について、既に承認されているファイザー、そして、今後追加承認されるであろう見通しのモデルナワクチンを活用し、8か月を待たずに、できる限り前倒しをするという方針を示されました。

特に、本市におきましては、年末年始にかけ、そして、さらに春にかけて全国から多くの観光客を迎えていく時期となります。そのような中において、新たなコロナ感染拡大に備え、可能な限り多くの市民を対象にコロナワクチン3回目の接種の時期を可能な限り前倒しして、早期にコロナ感染拡大を抑止できるように対策を打つべきではないかと私は強く考えております。

そこで、本市において3回目のコロナワクチン接種等の実施計画、実施体制について今議会の補正予算等を除く範囲内において率直に質問させていただきます。

2点目の質問です。

昨日、過疎化対策や本市の定住化へ向けての議論、そしてまた、本日は午前中に道の駅に関する議論が行われておりました。私自身は本市の活性化策の一つの起爆剤として、可能な限り早期の道の駅整備が必要と考えております。

金子市長におかれましては、今からおよそ10年前の平成21年度の所信表明におきまして、農漁業や商工業、観光業が結びついた道の駅の建設について努力したい、本市での施設の在り方について議員各位と力を合わせて検討していくと力強く述べられております。また、昨今の本市の基幹産業である農業、漁業の、そしてまた、商工業の後継者の確保には収入の増加が不可欠で、そのためにも第1次産業の6次化は有用なトライアルの一つで、道の駅は本

市への県外、県内からの観光客の集客だけにとどまらず、地場産品を求める地域の需要も掘り起こし、コロナで打撃を受けております本市の農業、漁業、商工業、観光の活性化にもつながると私は確信しております。

市長の道の駅についての所信表明から10年以上が経過しております。改めて市長の今後の具体的な整備方針をタイムスケジュールを含めましてお聞きいたします。

3点目の質問は、市内の小・中学校の通学路における防犯カメラ設置の必要性について質問をいたします。

現在、本市におきましては、安全・安心まちづくり活動が市内全域で、地域ごと、団体ごとに定期的にパトロールなどが実施されておりますが、近年においては高齢化や共働き世帯の増加により、パトロールボランティアの人材の確保に苦慮していることを関係団体の方々からよくお聞きします。また、最近では、小学生が登校中に車と接触し、その後において事故加害者を早期に発見することができなかったケースもあるようです。また、今年度においても小・中学生が登下校中に悪質な声かけなどをされる事件が報告をされております。昨今は特に極めて悪質と思われる案件で、市内の小・中学校を爆破する等のメールが本市に届いた事件など、愉快犯の出現に対して、学校関係者、そして、小・中学生の保護者などは動揺をし、今後もこのような愉快犯による犯罪などが増えるのではないかと大変心配をされております。

以上のような理由から、学校、保護者、地域の皆さんが行ってある児童の見守り活動を補完し、安全の確保及び体制強化を図ることを目的とした通学路における防犯カメラ設置の必要性を強く感じております。特に、地元の防犯活動をされてある関係者の方々からも多くの声をいただいているところであります。

そこで、本市の方針及び今後の施策についてお聞きします。

これから先の質問は自席より一問一答で行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁を切にお願いいたします。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず、ワクチンの3回目の接種についてお聞きします。

3回目の接種の概要、特に、医療従事者等への接種券の送付、そして、接種開始日、対象人数、接種会場等々を教えてください。

そしてまた、医療従事者を除く本市における接種対象者、接種券の発送、そして、接種開始日についてお聞きをいたします。併せてお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

市内在住の医療従事者等で4月末までに2回目の接種を受けた人には既に11月26日に接種

券を郵送しました。また、5月末までに接種した人には12月下旬に郵送するように計画をしております。11月26日に接種券を送付した医療従事者等は477人、12月末に送付を予定している医療従事者等は896人です。この方々は随時勤務先の医療機関等で接種をされるものと想定をしております。

また、一般の接種対象者は約4万2,900人で、現時点で一般市民の皆様には2回目の接種から8か月を経過する令和4年3月を3回目接種の開始時期とすることを計画しております。

詳細については医師会と協議中ではありますが、接種開始日が決定すれば、接種日を区分して順次予約開始日を設定し、接種券を送付していくことを計画しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

本市の3回目接種について多少お答えをいただいたわけですが、現時点において2回目接種完了から原則8か月以上を経過した18歳以上の方ということで進んでいるようでございますけれども、特に、昨日の首相の方針として、臨時国会では接種の前倒しを行うという表明がなされたわけですが、本市において2回目接種完了から8か月の原則として進んでいるようでございますけれども、ここを6か月以上経過した18歳以上の方を対象にするような方針も、今後、医師会の皆さん、そして、関係者の皆さんと協議もしながら進められるのかどうか。福岡市においては前倒しに対応していくというような情報もいただいておりますけれども、本市において前倒しの方針があるのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

健康づくり課長（田島雅彦君）

ワクチンの接種に関しましては、十分なワクチンの供給量と接種体制を確保するために、市内医療機関に御協力をいただくことが不可欠です。幾ら役所が頑張りますということで打ちますと言っても、私たちは技術もありませんので、そういった医療機関で協力をして接種体制を整えてもらわないといけません。

現時点で来年2月から3月に配分すると約束されたワクチンの供給量は、今年6月から7月に2回目接種を終えて8か月を経過する人数分のみです。その後、供給量が示されれば、今後、国の指針等に従い、柳川山門医師会と関係団体と協議を行い、具体的に検討していきたいと考えております。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

感染力の高さが指摘される新変異株のオミクロン株が国内でも確認をされまして、接種間隔の短縮が議論となりまして、岸田総理は昨日の所信表明演説の中で、新型コロナウイルスの新たな変異ウイルス、オミクロン株への対応のため、3回目のワクチン接種についてはできる限り前倒しをすると表明をされました。

先ほど緒方議員からも言われましたけれども、私といたしましても、市民の皆さんに一日でも早く3回目を打ってあげたいとは思っております。しかしながら、本市へのワクチン供給量が確保される前の段階での判断は大変難しいものがあります。

今後、ワクチンの供給量を注視しながら、医師会の先生方と協議を行いまして、前倒しについては慎重かつ十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。私自身は、やはり本市におきましても関係機関と協議を重ねていただきながら、可能な限り前倒しができるような体制をぜひ整えていただければという考えでございます。特に、市長におかれましては、今年6月7日の所信表明の中において、最も重要なのは住民へのワクチン接種だと、これをいかにスピードアップさせていくのかということをしっかり考えていきたいと。そして、住民の混乱を招くことがないように、年齢区分等々、そして、そこを含めましてスムーズな接種をやっていききたいというような所信表明もいただいておりますので、柳川市として可能な限り接種の前倒しをぜひお願いしたいと考えております。

それと、もう一点なんですけれども、1回目、2回目の接種において、問題点、課題が幾つかあったと思います。それをどう解決していくのか、そして、3回目接種においては、1回目、2回目と比較してどこがどう違うのか、端的に結構ですので、そこを教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

市では、新型コロナワクチン接種事業の開始に先立ち、ワクチン接種医療機関に対し説明会を開催し、ワクチンの取扱いや接種時の注意事項を記載した資料を配付し、ワクチン接種事業が安全に行われるように準備を行い、実施をしております。しかしながら、これまでに医療機関に配送したワクチンの保管が正しく行われず廃棄したケースと、1人の接種対象者に対し、連続してワクチンを接種したという間違い接種のケースの2件が起きております。

これらはワクチンの取扱いや接種時における思い込み、または確認不足から起きた問題と認識をしております。そのため、ワクチンの取扱手順の確認と接種誤りを防止するために、複数人による接種時の確認の徹底を再度お願いしたところでございます。

3回目接種における最大の相違点は、これまで市で取り扱っていたワクチンはファイザー社製ワクチン1種類だけでしたが、今後は3回目の接種用ワクチンとして、今までのファイザー社製と武田/モデルナ社製の2種類のワクチンを使用することとなります。使用方法や分量が違うことから、接種実施医療機関に対しては細心の注意を払いながら実施していただくよう、医師会と協力してお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

本市におきましては、本年5月から市民にワクチン接種を実施し、接種を希望する人のほとんどは接種を受けておられると認識をしておりますが、接種機会を逃した人たちのために、11月27日土曜日と11月28日の日曜日に追加で集団接種を実施したところです。これによりまして、本市におきましては接種対象者の84.0%に当たる4万9,383人の1回目の接種が終わりました。

今回のワクチン接種につきましては全庁挙げて取り組んでおり、中でも集団接種会場運営に関しましては、業者委託とはせず、各部の職員が接種業務に従事する形で実施をいたしました。こうしたことにより、職員間のみならず、市内の医療機関とも良好な信頼関係を築くことができましたので、3回目の接種につきましても医師会に御協力いただきながら、希望する人全てに接種ができるよう、これまでと同じように全庁挙げたオール柳川で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

現時点において、柳川市としては3回目接種券発送月が令和4年2月以降でしょうか、これが一番早いものと認識をしておりますが、3回目接種については開始日は調整中ということで確認をしているわけでございますけれども、ここについて、医師会、そして、様々な関係団体と協議をされて、いつ頃このスケジュール等々について公表をされるのかどうか、そして、その公表をどのような形で周知徹底されていこうと考えてあるのか、そこについてお尋ねをいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

医師会等関係団体との協議につきましては、今、医師会と話をしているのが、市内医療機関における医療従事者の接種方法や一般の市民の方に対する接種方法について現在協議を進めておるところです。

それで、一般市民の方への接種につきましては、1回目、2回目と同様に、個別の医療機関と集団接種の併用型で接種をしていこうということを決定しております。

そのスケジュール等については、現在、ホームページで3回目の接種をお知らせしております。今後、関係団体と協議が調い次第、速やかにホームページやテレビ1チャンネルのdボタン広報誌、あるいは市報等を通じて周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

確認ですけれども、スケジュール等々の公表については年明けということなんじゃないかな。

健康づくり課長（田島雅彦君）

医師会との協議がございますので、はっきり私のほうでは明言はできませんけれども、なるべく早く示せるように努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

どうぞよろしく申し上げます。3回目接種について、今、市民の方々からも非常に問合せ等々をいただいているケースもありますので、ぜひ協議を重ねていただいて結論が出た折には公表いただいて、周知徹底のほうを何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、道の駅について質問をさせていただきます。

午前中に樽見議員の質問で市長も答弁されておりましたが、道筋をつけていきたいというような強い決意を示されたわけですが、率直にお尋ねしますけれども、金子市長としてはいつ頃開業予定としてこの道の駅の整備に向けて取り組んでいこうとされてあるのか、そこについて、まず、冒頭なんですけれども、聞かせていただければと思っております。

市長（金子健次君）

答弁したいと思いますけれども、10年来の懸案事項でありますけれども、私の任期があと3年と数か月残っておりという形の中で、午前中の樽見議員の質問にお答えしたのが、任期期間中に道筋をつけておきたいということと、もう一つが、443号の延伸をする道路の沿線に場所を見つきたいと、確保したいということでございます。これについても、どこの道の駅についても国、県等の補助金を受けながらやっておりますので、一番いい方法で柳川市の負担が少ないような形でやりたいということで、構想が出た段階では議会のほうにお話をしてお話ししたいというふうにご覧いただいているところでございます。

まだそこまでは至っておりませんが、場所的にはそういうところと、やりたいという気持ちだけは所信を明らかにしておきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

これまで執行部のほうで答弁をいただいた内容を記憶している部分については、特に、庁内で庁内研究会を立ち上げて昨年からの協議をしているということで、今日の朝もその答弁があったと記憶をしているわけですが、ここについて、以前、産業経済部長のほうから、特に、農業、漁業、商工業の関係者、そして、消費者の声を聞いて、近隣自治体の状況を踏まえながら鋭意検討をするという答弁があったと記憶をしておりますけれども、ここについて今どのような進捗状況なのか、協議内容を含めまして、簡単に結構ですので、

お答えいただければと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

まず、市内の関係団体との協議ということにつきまして少し経緯を述べさせていただきます。

平成29年から令和元年までの間には、柳川農協、有明漁連、柳川商工会議所、柳川市商工会、観光協会の代表者でありますとか、消費者の代表で構成いたします柳川ブランド推進協議会において、柳川の特産品の販路開拓、拡大などに関する協議の中で道の駅について議論がなされたところでございます。また、各関係団体の担当職員から成る柳川ブランド推進協議会幹事会において、近隣自治体の道の駅の視察を行い、道の駅の運営形態や経営状況、道の駅が抱える課題等について情報収集を行ったところでございます。その中で、令和2年度において道の駅やながわ（仮称）に係る市内研究会を6回開催してきたと、そういうようなところでございます。

今後は引き続きこういったところでしっかり議論をしていきたいと、そういうふうになると思います。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますけれども、私のほうには特に農業者、漁業者の方から、私自身の報告会の中でもいろいろ意見が出たわけなんですけれども、特に、所得が上がらないと。そして、若い人たちの農業、漁業離れと後継者不足、そして、高齢化というような影響を受けて、低迷、衰退していると。耕作放棄地も増加している、廃業している人もいる、そして、集落の過疎化へ向かっていると、そのような問題に今直面していると。そういった意味では、こういうもろもろの課題について解決する有効な方法の一つとして、やはりこの道の駅は大変有効ではないのかと。特に、漁業者、農業者の所得水準を上げて、就業意欲を上げて、そして、生きがいの高揚も図っていけないのではないかと。ぜひここについても各関係団体と膝を突き合わせて、まずは協議すべきじゃないのかと。確かに柳川ブランド推進協議会云々、いろんなところで協議をされてあるということは分かりますけれども、道の駅をテーマとして、そういった意味では関係団体としっかり協議をするということがスタートではないのかと考えております。

そういった意味では、その協議をきちんと重ねながら、市長の決意も今聞かせていただきましたので、まず、仮称ですけど、道の駅の検討委員会を立ち上げて、関係団体の皆さんの声を聞くためにも、ここをまず最初のスタート地点とすべきではないかと、私はそう考えますけどね、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

検討委員会を設置したらということでございます。ぜひそういう方向の中で、また、議会からもいろんな形で提言をいただきたいというふうに考えておりますので、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思いますし、やはり早期にそういった意味では立ち上げをぜひお願いしたいと思います。

そして、その後については、やはり全国そうなんですけれども、道の駅に関する基本構想、基本計画、この策定が当然なされるわけでございますけれども、基本構想、基本計画、ここについて本市において今後どのようなスケジュールを持たれてあるのか、お聞きします。

市長（金子健次君）

基本構想、基本計画というのはまだありません、実際言ってですね。これから練っていくという形でございます、443号の延伸をしたところにつくるという形で、これから構想、計画を練っていくという形になろうかと思えます。

16番（緒方寿光君）

本市としては、タイムスケジュールをびしっと決めて物事にかからないと、なかなかスピード感を持った計画、そして、開業までの実現には至らないのではないかと考えます。

なぜ私がこの話をさせていただいているかと申しますと、ここにいろんな方からの声をいただいてまとめたものがあるんですけども、特に今、道の駅については全国的に大好評となっております、2021年6月現在、九州・沖縄地域で147施設となっております。この20年間で2.2倍になったということでもあります。そして、全国で1,193施設に達しているということでもあります。さらには、各地で新設が続いている中において、2015年度の調査において全国の施設に年間延べ2億人が訪れていると。そして、売上げの合計は約2,500億円に達しているという、今現在、大盛況の状況であります。

私自身はこの柳川市において、そういった意味では、道の駅の整備について多少スピード感を持って整備に向かっていたきたいと強く望んでおりますし、特に、この地域において様々な議論が昨日今日なされたわけでございますが、本市の活性化として一つの起爆剤になるのではないかとこの考えを持っております。ここについて、本市においては第2次の総合計画もつくられております。様々な計画もつくられている中において、農業、漁業の振興をどうするのか、6次化をどうするのか、そして、コロナにおいて観光客につきましてもコロナ前の3分の1ですか、そういう数になっているということですかね。そして、消費額も年間68億円あったものが28億円に落ち込んでいるというような状況下にあるわけでございます。そういった意味では、やはりコロナ禍が収束した後においては、この柳川市においては活性化策の一つとしてこの部分をしっかり進めていく必要があるのではないかとこの私の考え

でございます。そのような目的を持って、明確なスケジュール感を持って進んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

そこについて、市長、何かありましたらお願いいたします。

市長（金子健次君）

確かにスピード感を持つ必要がありますけれども、場所的には443号の延長線ということになれば、道路整備というのがもう少し時間がかかります。構想、計画等については練っていきますけれども、最終的にオープンするまでには時間がかかるという捉え方をしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁いただいております、道路整備も含めて進めていかなければならないということで、まさしくそのとおりだと思いますけれども、この道路整備についてもそのような意味では早期に整備も進めていくと、この両輪で当然のことながら進めていかなければならないということであろうと考えておりますので、ぜひ明確なスケジュールを持って今後対応していただきたいと考えておるところでございます。

何か松藤部長のほうから答弁がございませうか。よろしく申し上げます。

産業経済部長（松藤満也君）

農業、漁業とか、食品加工や伝統産業に付加価値をつけるということで、市内の総生産を押し上げるような効果もあるのではないかと。道の駅による人、金、物の好循環で、柳川の産業構造が一変する可能性があるのではないかと。いうふうなところまで考えております。

近隣自治体では、ある意味、最後になったわけでございます、ちょっと大げさかもしれませんが、役所の事務方が言うのはどうかと思いますが、つくる以上は九州一とか、そういうものを目指してやったほうがいいと思いますし、投資した分を元を取るぐらい、しっかりと稼いでいける、市民の皆さん、いろんな農業、漁業、商工業、観光業の皆様にも納得いただいて喜んでもらえる道の駅にするために、スピード感というよりも内容重視、中身勝負で整備していくべきではないかというふうに考えております。しっかりといいものを多少時間をかけてでもつくっていければなというふうに、私の個人的な意見も入っておりますが、そういうふうな思いでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。その熱意を持たれて、ぜひ前に進んでいただきたいと、よろしく申し上げます。

最後の3つ目の質問に移ります。

先ほど冒頭にも話をしましたように、通学路における防犯カメラ、ここについて設置して

いただきたいというような声が非常にここ1年、2年多いわけでございます。冒頭に述べたような理由からでございますけれども、そのような中において、本市としての施策、例えば、防犯カメラを設置した方々に対して、行政区でつけるのであれば、そこに補助金を出すとか、特に、八女市においては既にこのような防犯カメラの補助金を出して防犯カメラの設置が行われているわけでございますけれども、本市において、今後、防犯カメラの設置の施策、ここについて具体的な施策がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。

総務課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

本市における防犯カメラ等に関する具体的な施策ということなんですけれども、本市における犯罪の防止を目的に、行政区が行う防犯カメラの設置費用を補助する柳川市防犯カメラ設置補助金制度を令和4年度、来年度から実施できるように計画をしております。この制度を実施することによりまして、福岡県が実施しております防犯対策カメラ設置支援事業補助金も利用できるようになり、防犯カメラの設置者が行政区等の場合でも市町村で申請し、市町村を通して行政区へその県の補助金を交付することになりまして、市の補助金に上乗せして県の補助金も利用できるというようなこととなります。

こういった制度で、今後もこのような犯罪を抑止していく防犯対策など、防犯力の強いまちとなるための施策事業の推進に努力していきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど答弁いただいております中において、私自身も防犯カメラをつけることによって犯罪の抑止力にもなるんじゃないかと強く考えておりますし、補助金の額もある程度上限があると思いますので、希望の行政区に年にどれだけの範囲内とか、補助対象経費が上限どこまでとか、そして、補助金額の検討等もこれからされると思いますけれども、今現時点でどのような検討が行われているか、可能であれば教えてください。

総務課長（武田真治君）

補助金の上限額や台数などですけれども、現在、柳川市防犯カメラ設置補助金制度を実施できるように、令和4年度予算化とともに、防犯カメラ設置補助金設置要綱の策定を進めているところでございます。現在のところの要綱案といたしましては、カメラ1台につき上限100千円、そして、1団体につき4台までとする考えで策定作業を進めているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

その施策については私も賛成させていただきますので、ぜひ条例と、そして、要綱を、今、プライバシーの問題なんか非常に問題になりますので、そのような意味では、やはりそこもしっかり含めて要綱を立てていただいて条例の制定に向かわれると思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと私は考えるところであります。

ここにつきまして何か市長の御答弁ありましたら、お願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

総務課長が答弁いたしましたけど、それらの予算を使って、1台200千円ぐらいするというので、100千円を上限として、地区に4台という形で、予算的には防犯灯関係が大分終わりましたので、今現在、職員の公用車の分については全部レコーダーをつけましたので、今度は地区の防犯カメラについては積極的にやっていきたいというふうに考えております。

ただし、予算の範囲内の中でやっていただくということで考えておりますので、この分、十分打ち合わせながら、今、総務課長が答弁した内容で進めてみたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は8日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問が全て終了いたしましたので、明日は休会したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、8日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時42分 散会

柳川市議会第8回定例会会議録

令和3年12月15日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
12番	荒木憲	13番	高田千壽輝
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

2.欠席議員

11番	河村好浩	14番	諸藤哲男
-----	------	-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
敬	介				
会	計	管	理	者	高
田					
市	民	部	長	椛	島
謙					
保	健	福	祉	部	長
島					
添					
守					
男					
建	設	部	長	松	永
泰					
治					
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
松					
藤					
満					
也					
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
朋					
洋					
消	防	長	松	藤	敏
彦					
財	政	課	長	田	中
勝					
裕					
子	育	て	支	援	課
長					
竜					
晴					
美					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	徳	永	喜	美	香			
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
庶	務	係	長	森					
康									
貴									

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務常任委員長報告について

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

建設経済常任委員長報告について

議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第72号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第74号 市道路線の認定及び変更認定について

議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

議案第76号 小字の廃止について

教育民生常任委員長報告について

- 議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について
議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程（３） 議案の上程について

- 議案第77号 令和３年度柳川市一般会計補正予算（第８号）について
議案第78号 中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する
意見書について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和３年第８回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、12月14日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その御報告を申し上げます。

日程２が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が議案の上程についてで、執行部提出の議案第77号及び議員提出の議案第78号の２議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、２議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論、採決とし、２議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたしたいと思っております。

日程第2 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件、4、傍聴者については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第65号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「5億4,637万1千円」を追加し、補正後の予算総額を「364億7,482万2千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳入では、市債の予算計上から借入までの事務の流れについて、歳出では、個人番号カード交付事業費でマイナンバーカードの交付率向上に向けた取組、会計年度任用職員の事務内容およびマイナンバーカードの健康保険証利用等の状況、保健衛生総務費で電子化した健診結果等の情報をマイナポータルサイトを活用して閲覧する仕組みの内容、農業振興費で、被災大豆農家営農継続支援事業費補助金で被災を受けた大豆農家の全体に占める割合等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長（三小田一美君）（登壇）

皆様おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきま

しては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

結果について御報告を申し上げます。

4 結果

(1)議案第66号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、人事異動に伴い、人件費を増額する必要があるため、必要な額を補正するものであります。

予算の概要は、収益的収入及び支出の支出予定額に「387万2千円」を追加し、支出総額を「8億2,369万6千円」としようとするものです。これに併せて、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めた職員給与額の総額を変更しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第72号 原案可決

本案は、柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年度、長寿命化に向けた大規模改修を行っている市営筑紫団地について、改修後の募集で空室を解消するため、入居区分を「母子世帯向け住宅」から「一般世帯向け住宅」へ変更することに伴い、市内の市営住宅から母子住宅がなくなるため、条例に規定している母子住宅の明渡し要件の条項を削除しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第73号 原案可決

本案は、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

令和4年4月1日に予定している機構改革に伴い、関係条例を整備するものです。主な改正内容は、「水道課」及び「下水道課」を「上下水道課」に、「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に、「水道事業管理者」及び「下水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第74号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

開発行為等に伴う2路線の新規認定、及び既存の市道の付替えに伴う1路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第75号 原案可決

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

柳川市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

柳川市観光案内所の管理運営につきまして、令和4年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たな指定管理者の候補者を、前回に引き続き一般社団法人柳川市観光協会に選定しようとするものです。なお、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第76号 原案可決

本案は、小字の廃止についてであります。

柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業の実施に伴い、区域において従来の字界が原形をとどめなくなったため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月1日本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第67号 原案可決

本案は、柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定についてであります。

令和4年3月1日から新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」が本格稼動するのに合わせ、本条例を廃止するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第68号 原案可決

本案は、柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

産後1年未満の産婦と乳児をサポートするため実施している「産後ケア事業」について、利用者負担金を市民税非課税世帯の者は無料としていることから、マイナンバーを利用し、課税確認を行う独自利用事務として規定するため、必要な改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第71号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金の支給額が見直されるため、必要な改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終了いたします。

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第66号 令和3年度柳川市下水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第72号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第73号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第74号 市道路線の認定及び変更認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第75号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について討論を行います。討論される方はおられませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第76号 小字の廃止について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第67号 柳川市クリーンセンター条例を廃止する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第68号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第71号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいまから午後1時まで休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午後1時 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3 議案の上程について。

議案第77号及び議案第78号の2議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

まず初めに、議案第77号について提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、議案第77号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に963,232千円を追加、歳入歳出予算の総額を37,438,054千円としようとするものであります。

歳出では、3款・民生費で963,232千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するための臨時特別給付金支給に係る経費を計上するものです。

同給付金は全額国庫補助により18歳以下の子供1人当たり100千円を給付するものであり、当初の国の方針では50千円を年内に現金給付し、来年春に子育て支援のためのクーポン50千円分を配ることとされておりました。しかし、その後の国会審議により給付方法の変更が審議され、現金100千円の一括給付、現金50千円を2回に分けての給付、現金50千円を給付した後、クーポン50千円分を給付の3パターンの給付方法が示されております。

本市としましては、市民からの全額現金給付を求める声があることやクーポン給付にした場合には事務費が増加すること等を総合的に勘案し、子育て世帯にとって何が最善かを第一に考え、年内に現金での100千円一括給付をすることといたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金で、子育て世帯等臨時特別給付金事業費963,232千円を増額補正しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第78号について提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第78号 中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

近年、新疆ウイグル自治区において中国政府当局によるウイグル人への重大な人権侵害が問題となっています。そして、この深刻な人権侵害は、ウイグル人に対するものにとどまらず、チベットや内モンゴル、香港等の人々に対しても行われており、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約であるジェノサイド条約に違反する行為にほかなりません。

中国政府による新疆ウイグル自治区における行為の調査を行い、人権侵害に対し、諸外国と共に基本的人権の尊重や法の支配などが守られる取組を強く要請するため、政府へ意見書

を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後1時5分 休憩

午後1時5分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に続き会議を開きます。

初めに、議案第77号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第78号 中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第8回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後1時7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会議員 菊 次 太 丸

柳川市議会議員 高 田 千 壽 輝